



**RYUKOKU
UNIVERSITY**

**Ryukoku Journal of Peace and Sustainability
2022**

Research Center for Interdisciplinary Studies
in Religion, Science and Humanities

2022 年度人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要

Articles

- 法学系と臨床心理学系の横断講義が学生に与えた影響
Attitude changes among law and clinical psychology students when working on an exercise on crime together.
KOMASA, Hironori, TAKEDA, Toshinobu, HIROHASHI, Ryoichi 1
- システムズアプローチにおける間接的アセスメントの予備調査研究
A preliminary research study of indirect assessment in Systems Approach
AKATSU, Reiko, TAKABAYASHI, Manabu, UENO, Atsuko, NAKASHIMA, Youta, TAKAI, Megumi, TAGAMI, Mitsugu 25
- 学校の中でスクールカウンセラーが機能するための有効な視点－教育現場の連携に関する一考察－
A Study on the Cooperation between School Counselors and Teachers-Activities and Devices for Effective Functioning within the School Organization
TAGAMI, Mitsugu, YOSHIKAWA, Satoru 41

Research Introduction

- デジタル技術を用いた展覧手法構築への挑戦
Constructing an Exhibition Method Using Digital Technologies
SOGA, Asako, OKADA, Yoshihiro, KATAOKA, Akitoshi, TONOMURA, Yoshinobu, SHIBA, Masahito, HASHIGUCHI, Satoshi 59
- 「かたち」で「いろ」を創る－自己集合と水溶液からの金属酸化物薄膜作製プロセスを利用した3次元規則構造材料の作製－
Create color by structure -Preparation of three dimensional ordered materials by self-assembling and liquid phase deposition-
AOI, Yoshifumi 77
- 生物多様性問題と学術的自然観の変容について：次世代の里山研究に向けて
Biodiversity Issues and Changes in Academic Views of Nature: Toward the Next Generation of Satoyama Research
MURASAWA, Mahoro 87
- 簡易宿泊所の成立経緯と発展についての考察－社会施設としての機能と旅館業法における簡易宿所創設まで－
A study on the establishment and development of budget hotels- Realizing the function as a social facility and the establishment of budget hotels under the Hotel Business Act -
KAWAI, Chihaya 97

内規

- 人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要内規 108

法学系と臨床心理学系の横断講義が学生に与えた影響

小正 浩徳^{1,2}, 武田 俊信^{1,2}, 廣橋 諒一¹

¹ 龍谷大学文学部

² 龍谷大学犯罪学研究センター

Attitude changes among law and clinical psychology students when working on an exercise on crime together.

Komasa Hironori^{1,2}, Takeda Toshinobu^{1,2}, Hirohashi Ryoichi¹

¹ Faculty of Letters, Ryukoku University

² Criminology Research Center, Ryukoku University

要旨

今後求められる犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対する学部を横断したPBL教育を実施し、その影響について厳罰志向性と公正世界信念を用いて検討を行った。この結果、講義が参加者全体の厳罰志向性と公正世界信念との結びつきに変化を与える可能性がある一方で、厳罰志向性、公正世界信念そのものの変化はみられないことが明らかにされた。しかし、厳罰志向性の高い学生と低い学生とで比べると、厳罰志向性が高い学生において、厳罰志向性が減じられる傾向にあることが分かった。

詳細にみると、加害者の社会復帰に対する思いが高まる傾向があり、刑罰と精神疾患について関連させて考えるという更生に関する思いに変化が生じていた。これは、講義内で犯罪と刑罰の関係を考えるよりも、犯罪加害者も同じ人間であり育ってきた歴史や環境があること、参加者が学問系も含めて異なる考え方であることを知る体験をしたこと、自分の中で相手に対する様々な思いが生じてもそれを認めたくて、相手と共に社会生活を送ることについて考える大切さが説かれたことの影響ではないかと考えられた。

This study examined whether law and clinical psychology students' severe punishment orientation with regards to their belief in a just world would change when students take part together in an exercise on crime. The results showed that participation in the exercises could change the relationship between students' severe punishment orientation and their belief in a just world. In addi-

tion, it was found that students who were initially highly oriented toward strict punishment decreased this orientation who after participating in the exercises, more so than those who were less oriented toward strict punishment. A closer examination revealed that students who were highly oriented toward severe punishment were more willing to consider the reintegration of offenders back into society after participating in the exercise. In addition, they were more willing to consider the nature of punishment and rehabilitation of mentally ill patients. The reasons for these changes are as follows. Law students and clinical psychology students participated in the exercise together, and they learned the differences in thought processes in relation to crime; they additionally discussed what is necessary for individuals to live together in a society, acknowledging the differences between their and others' way of thinking.

キーワード：厳罰志向性, PBL教育, 学部横断講義

Key words : severe punishment orientation, Problem-based Learning, interdisciplinary education

1. はじめに

法務省（2014）は再犯防止対策として、犯罪や非行をした者が再び社会に戻ることをふまえて、この者たちを孤立させないように立ち直りを支援する社会を目指すことを宣言した。2022年6月には刑法が改正され、「再犯を防ぐため、刑罰の目的を「懲らしめ」から「立ち直り」」（朝日新聞、2022）としたことが大きなポイントとなっている。この改正に示されるように、今後は犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りが求められる。ゆえに本研究では、将来この更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対して、協働して学ぶという学部横断講義を実施し、その影響を検討してみたい。具体的には、学生自身が持つ犯罪加害者に対する厳罰を望む強さと社会が公正であるかどうかという思いを測る質問紙を講義の前と後に実施し、講義後の感想とあわせてその結果を考察し、さらにはこのテーマに関する大学教育のあり方について考えてみたい。

(1) 更生社会と支援

こうした立ち直りに向けた支援について、中村（2011）は加害者治療の観点から、司法の強制力を不可欠としつつそのうえで心理的なアプローチの必要性を説いている。支援者の立場からの検討として、武田・石塚・長谷川（2021）は、物質使用障害への医療観察法における処遇の現状と課題を整理し考察するなかで、社会復帰に向けた支援者が現行のシステムで支援を行うことに難渋していることから、その見直しの必要性と同時に支援者が疲弊した状況にあることを指摘している。浜井（2021）は、受刑者はやがて社会に戻ることから、再犯防止そして更生には社会の中で縁をもつこと、それは一人ではできないことを指摘し、立ち直りに向けた社会づくりを説いている。これをコミュニティ心理学の視点で考えると、社会環境として立ち直りを必要とする者を理解し、受け入れる土壌を育てるということになる。

一方で、社会復帰に関わる支援者自身の思いの中に、より閉鎖性の高いまたは厳正な処遇を求める声があることも明らかにされており、このような声がある背景に制度上の問題等が指摘されている（武田・石塚・長谷川，2021）。この指摘には2つの視点があると考えられる。一つは、古藤（2020）がヘルスケアの援助職者の中にも違法薬物使用者に対する差別・偏見があると指摘しているように、支援者を取り巻く様々な環境もさることながら、支援者自身が支援対象者に対してどのような思いを持っているのかということも重要になるのではないかとこの視点である。この差別・偏見について Goffman（1963）は stigma という言葉を用い、stigma を持たれてしまう人に対して「われわれはいろいろな差別をし、ときに深く考えもしないで、事実上の彼らのライフ・チャンスを狭めている」と述べている。また、坂田・川島（2021）は、刑務所出所者への stigma が強いとその者に対する許容度が下がる可能性があることを示唆している。このように、私たちには、法を犯した者に対する stigma によって、社会復帰する際に影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

もう一つは、厳正な処遇つまりはその行為に対する司法を含めた何らかの処罰的対応を行う意識が支援者自身の中にあるのではないかとこの視点である。この「処罰」ということについて、成果に対して正当な評価を得ていないことや、逆にその行為に対して一切責任を問われないということがあるという思いに代表されるような不公正感を感じると厳罰を与えたい意識を高める傾向があるとされる（板山，2012）。また、人々が持つ内在的公正世界信念（ある出来事が起こった原因を、過去の行いによるものと信じる傾向）の強さは犯罪加害者への厳罰指向に関係する（村山・三浦，2015）。このように、法を遵守するという事の中には、私たち自身の中にある不公正感や内在的公正世界信念により厳罰を求める心が働く一面があると考えられる。そしてこのことも、社会復帰・参加への影響を及ぼしているのではないかとと思われる。

ところで、stigma 軽減にむけたアプローチも研究されている。たとえば、精神疾患に関する生物医学的知識を伝えること（Ojio et al., 2019）や知識を伝えるとともに学生のステレオタイプに介入すること（檜原，2020）という教育的介入や、与えられた属性だけで判断することが問題であると捉えようとするアクセプタンス&コミットメントセラピー（ACT）を応用する介入（津田・武藤，2016）があり、一定の効果が報告されている。これらの共通点として、私たちが持っている stigma に対して知識や考え方を提供することによって、その結びつきに変化を与えようとしていることがあげられる。このことは「犯罪加害者には厳罰を与えるべき」という結びつきに変化を与え、犯罪加害者に対する更生の場への視点を広げることへの応用が可能ではないかと考える。

(2) 大学教育の可能性

大学には心理の国家資格である公認心理師養成のための課程が作られてきており、そこには臨床心理学系の学生たちが多く学んでいる。公認心理師の専門とする職域の一つに司法領域があり、そこで更生に関わることにもなる。また、司法領域にて働くのは公認心理師だけではなく、様々な分野の職種がある。たとえば、法律に関わるという点からも、法学系で学ぶ学生も更生に関わる職種につくものもいるだろう。このように更生を目指す社会環境の将来を担うだろう者たちが大学で専攻を別にし

て学んでいる。

このような状況を踏まえて、小正・廣橋・武田（2019, 2020）は司法領域における求められる法学と心理学の融合的教育のあり方を模索するために心理学を学ぶ大学生に調査を行った。その結果、学生たちは体験型の講義を求めていることから、大学初年次生に向けた法学と心理学による支援に関するイントロダクションとなる講義の必要性を示唆している。さらに、共通のテーマに対して学部を超えた教育実践として、中央大学では、ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）という学部を横断して実践的な課題に取り組む制度を採りいれている。これらから、法学系と臨床心理学系の学生が同時に同一のテーマを検討する講義を実施することは一定の効果があるものと考えられる。

近年、実践的な課題に取り組む大学教育のあり方として学生の主体的な学びの観点からPBL教育が求められるようになってきている。専門職養成におけるPBL教育として、例えば浜松医科大学では医学部生に対して「PBLという言葉は、Problem-based learningの略で、課題（症例）に基づく学修アプローチという意味です。すなわち課題に立脚しながら学修を進める方法」と定義した教育を行っている。ここでは、学生を少人数のグループに分け、医学部生が将来出会うだろう事例（症例）を中心とした課題について、学生自らが「与えられた情報（Facts）を基に様々な仮説を立てる・メカニズムを考える」こと、そして実際にそれらについて調べ、発表、まとめを行う学修形態をとっている。

一方で、三重大学では教育学部PBL教育研究プロジェクトにて、教員養成として実践的指導力育成を目指し「PBL (Problem-based Learning & Project-based Learning) チュートリアル教育」の実践、検証を行っている。この取りくみでは、医学部教育では事例（症例）を取り上げるのに対して、「学校現場をはじめ、さまざまな「場」（学校以外の教育や療育現場、文化施設、企業、自治体、地域等）における実践に学生が直接参加する学習形態」として取りくんでいる。

これら事例をもとにした小グループ活動でも、実際の「場」に直接参加する学習であっても、学生が求める体験型の講義となり、その学びから学生に影響を与えることになると考えられる。

(3) 本研究の目的

以上より、犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来この更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対して、協働して学ぶという学部横断講義が与えた影響を検討する。講義において、犯罪者に関する学生自身のイメージを知り、模擬事例を通して処罰と更生についてディスカッションを行い、犯罪加害者に対して臨床心理学的視点での考え方の一例を示すことによって、学生自身がつ「厳罰志向性」に変化があるのか、またそれに影響を与えているとされる「不公正感」や「内在的公正世界信念」にも影響を与えるか検討することとする。具体的には、厳罰志向性が高い学生群と低い学生群とに分け、それぞれの群において、講義前と講義後の厳罰志向性と公正世界信念の差異を検討する。あわせて講義後の感想も求め、これらから今後求められる犯罪加害者の更生支援に向けた社会環境づくりに向けた大学教育について考察する。

2. 方法

研究参加者 A県にある大学の法学系と臨床心理学系の学生1, 2, 4年次生計16名(男性6名, 女性10名; 法学系1年次生4名, 2年次生4名, 臨床心理学系1年次7名, 4年次生1名)。このうち今回の分析対象となったのは, 講義後の感想については14名(男性6名, 女性8名; 法学系1年次4名, 2年次3名, 臨床心理学系1年次7名)である。また, 「厳罰志向性」と「公正世界信念」については事前と事後両方の質問紙にもれなく回答があった13名(男性5名, 女性8名; 法学系1年次4名, 2年次2名, 臨床心理学系1年次7名)である。

参加者は, 法学系の講義ならびに臨床心理学系の講義にて配布された「犯罪加害者への支援を考えてみませんか?」と題したチラシの内容に同意し参加を希望した者である。そのチラシには, ①「主に1年次生を中心とした講義外で行われる研究授業であり, 参加の有無によって成績評価に一切影響のないこと」, ②「研究授業は1回(90分間)のみであること」, ③「参加者の考えや思いについて尋ねる質問紙を実施すること」, ④「研究授業内で得られた情報は, 匿名化し数値化・記号化し統計的分析されるなど個人情報の保護に最大限の配慮をすること」, ⑤「分析結果は学会等で報告される予定であること」といった内容が書かれていた。

実施時期 2021年11月

質問紙内容 講義前(事前)に実施した質問紙は, 「学籍番号(記入式)」「所属学部・学科(法学系か臨床心理学系の選択式)」「学年(1年, 2年, 3年以上, の3つの選択式)」「性別(男性, 女性, 無回答の選択式)」というデモグラフィック項目, 村山・三浦(2015)による「公正世界信念尺度」12項目, 板山(2012)による「厳罰志向性尺度」13項目で構成された(参考資料(1), (2)参照)。なお, 学籍番号の回答を求めたのは講義後に実施する質問紙との回答者のマッチングを図るためである。

「公正世界信念尺度」は「1. 全くそう思わない」～「6. かなりそう思う」の6件法である。この尺度は「究極的公正世界信念」(「苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがてくる」といった4つの質問項目で構成される), 「内在的公正世界信念」(「どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである」といった4つの質問項目で構成される), 「不公正世界信念」(「世の中のことはたいてい不公平だ」といった4つの質問項目で構成される)の3因子で成り立っている。結果分析にあたり, 各因子内の質問の得点を平均して用いた。得点平均が6に近いほど, その因子が示す傾向が強いということである。

「厳罰志向性尺度」は, 「1. 全くそう思わない」～「3. どちらともいえない」～「5. かなりそう思う」の5件法である。1因子構造であり, 「裁判所は犯罪者に甘すぎると思う」「凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある」といった質問で構成される。結果分析にあたり, 質問の得点を平均して用いた。得点平均が5に近いほど, 厳罰志向が強いということになる。なお, 実施にあたっては板山(2012)の13項目を採用したが, 分析にあたりこの13項目をさらにブラッシュアップした板山(2018)の9項目を用いた。

講義後(事後)に実施した質問紙は上記内容に加えて講義感想や今後に向けたリクエストを自由記

述で求めた。

以上の質問項目について、Googleフォームを利用して回答を求めた。また、統計的な分析はMacOS版のIBM SPSS Statistics (V28.0.1) を用いた。

講義構成 講義は次の流れで行った(参考資料(3)参照)。なお、講義者は臨床心理学を専門としている者である。

- 1) 事前質問紙の実施、講義の趣旨説明、参加者のグループ分け、参加者自己紹介(およそ10分)
- 2) ディスカッション1 参加者自身が持つ「少年犯罪の加害者イメージ」についてKJ法を用いたグループ内検討(およそ30分)

ここでは、『「少年犯罪の加害者」と聞いてイメージすること』と質問を提示し、一人につき5枚配布した付箋紙に、1枚につき1イメージを記入、計5枚を作成させた。その後、グループ内でその付箋紙をA2サイズの紙に貼り付け、意味内容が同一とみなせるものをグルーピングさせた。そして、そのグルーピングできたものを一言で表せるようなタイトルを検討させた。

- 3) ディスカッション2 「模擬事例」のグループ内検討(およそ30分)

まず、模擬事例(参考資料(4)参照)の【ディスカッション2開始時提示内容】を読み【ディスカッション用質問】にもとづき、グループ内でディスカッションを行った(およそ15分)。その後【再ディスカッション用追加資料】を提示し、再度【ディスカッション用質問】にもとづきグループ内でディスカッションさせた(およそ15分)。

この模擬事例は、板山(2018)の結果をもとに参加者に近い年齢層を意識して創作した。

- 4) 講義実施者(研究代表者)によるミニ講義(およそ25分)

PowerPointを提示(参考資料2参照)しつつ、ミニ講義を実施した。

- 5) 事後質問紙の実施

3. 結果

事前、事後に行った「厳罰志向性」尺度の得点と「公正世界信念」尺度3因子の得点についてPearsonの相関係数を求めた(表1-1, 表1-2)。

表1-1 事前に実施した「厳罰志向性」尺度と「公正世界信念」尺度3因子の相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	-.252	-.236	.674*

* p<.05

表1-2 事後に実施した「厳罰志向性」尺度と「公正世界信念」尺度3因子の相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	.121	.366	.632*

* p<.05

表1-1, 表1-2に示すがごとく, 事前, 事後ともに「厳罰志向性」得点と「不公正世界信念因子」得点との間に有意な中程度の正の相関がみられた。そこで「公正世界信念」の各因子間の影響を排し「厳罰志向性」との直接の関係を調べるべく, 「公正世界信念」3因子それぞれと「厳罰志向性」について偏相関係数を求めた(表1-3, 表1-4)。

表1-3 事前に実施した「厳罰志向性」と「公正世界信念」3因子の偏相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
相関係数	.532	-.691*	.839**
自由度	9	9	9

* p<.05 ** p<.01

表1-4 事後に実施した「厳罰志向性」と「公正世界信念」3因子の偏相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
相関係数	.288	-.022	.623*
自由度	9	9	9

* p<.05

表1-3, 表1-4に示すがごとく, 事前では厳罰志向性と内在的公正世界信念因子, 不公正世界信念因子との間に有意な相関がみられた。具体的には, 厳罰志向性と内在的公正世界信念因子では有意な中程度の負の相関がみられた。不公正世界信念因子では有意な高い正の相関がみられた。

一方事後では, 厳罰志向性と不公正世界信念因子との間でのみ有意な中程度の正の相関がみられた。

続いて, 参加者全体, 男性内, 女性内, 法学系内, 臨床心理学系内それぞれの事前と事後の公正世界信念各因子ならびに厳罰志向性得点の変化を確認するために, 対応のあるt検定を行った(表2-1から表2-5)。

表2-1 参加者全体 (N=13) の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.385	1.269	2.500	1.233	12	-0.737	0.475	-0.092
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.558	0.908	3.538	1.040	12	0.099	0.923	0.019
不公正世界信念因子	4.462	1.015	4.404	1.313	12	0.297	0.772	0.045
厳罰志向性尺度	3.077	0.746	2.880	0.652	12	1.561	0.144	0.276

表2-2 男性内 (N=5) の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	1.900	1.475	1.900	1.421	4	0.000	1.000	0.000
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	2.950	1.081	2.750	1.225	4	0.502	0.642	0.172
不公正世界信念因子	4.400	1.399	4.400	1.791	4	0.000	1.000	0.000
厳罰志向性尺度	3.178	1.151	2.689	0.960	4	2.107	0.103	0.432

表2-3 女性内 (N=8) の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.688	1.116	2.875	1.018	7	-0.832	0.433	-0.174
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.938	0.563	4.031	0.525	7	-0.444	0.670	-0.172
不公正世界信念因子	4.500	0.802	4.406	1.060	7	0.318	0.760	0.097
厳罰志向性尺度	3.014	0.430	3.000	0.398	7	0.124	0.905	0.033

表2-4 法学系内 (N=6) の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.708	1.706	2.583	1.737	5	1.168	0.296	0.072
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.375	1.148	3.250	1.214	5	0.374	0.723	0.105
不公正世界信念因子	4.417	1.190	4.458	1.512	5	-0.222	0.833	-0.022
厳罰志向性尺度	3.278	1.006	2.870	0.859	5	1.938	0.110	0.420

表2-5 臨床心理学系内 (N=7) の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.107	0.775	2.429	0.718	6	-1.236	0.263	-0.429
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.714	0.699	3.786	0.883	6	-0.295	0.778	-0.087
不公正世界信念因子	4.500	0.935	4.357	1.240	6	0.426	0.685	0.125
厳罰志向性尺度	2.905	0.442	2.889	0.484	6	0.127	0.903	0.034

表2-1から表2-5に示すがごとく、参加者全体、男性内、女性内、法学系内、臨床心理学系内の事前事後の変化はいずれもみられなかった。

次に、参加者全員の厳罰志向性得点の平均 (3.077) より数値の高いものを高群、低いものを低群として分けた。そして、それぞれの群における事前と事後の公正世界信念各因子ならびに厳罰志向性得点の変化を対応のあるt検定にて確認した (表3-1, 表3-2)。

表3-1. 厳罰志向性高群 (N=6) 内の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.042	1.259	2.042	1.229	5	0.000	1.000	0.000
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.333	0.719	3.542	0.732	5	-0.797	0.462	-0.287
不公正世界信念因子	5.042	0.928	5.375	0.802	5	-1.305	0.249	-0.379
厳罰志向性尺度	3.685	0.638	3.296	0.327	5	2.267	0.073	0.573 †

† .05 < p < .10

表3-2. 厳罰志向性低群 (N=7) 内の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極的公正世界信念因子	2.679	1.297	2.893	1.180	6	-0.779	0.466	-0.171
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.750	1.061	3.536	1.310	6	0.764	0.474	0.171
不公正世界信念因子	3.964	0.847	3.571	1.077	6	1.704	0.139	0.381
厳罰志向性尺度	2.556	0.294	2.524	0.663	6	0.190	0.856	0.040

表3-1, 表3-2に示すがごとく, 高群内の厳罰志向性得点において事前よりも事後が低いという有意な傾向がみられ, その効果は中程度であった ($t(5) = 2.267$ $p = 0.073$ $d = 0.573$). それ以外では高群内, 低群内ともに有意差はみられなかった.

厳罰志向性高群において, 厳罰志向性得点に事前と事後の間に有意な傾向の差がみられたため, さらに検討するために, 高群内における厳罰志向性の各質問項目の事前と事後の差を確認した (表4).

表4. 厳罰志向性得点の高群内における厳罰志向性の各質問の事前事後の差

質問項目 (R)は逆転項目	事前		事後		df	t	p	d	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差					
たとえ殺人事件を起こしたとしても、死刑にすることには反対である (R)	4.000	0.894	4.167	0.753	5	-0.542	0.611	-0.199	
裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う (R)	4.333	0.816	3.000	1.265	5	2.169	0.082	1.252	†
凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある (R)	2.833	1.472	2.500	1.049	5	0.791	0.465	0.245	
たとえ刑に服したとしても、犯罪者が完全に更生するのは無理だと思う	3.833	0.983	4.333	0.816	5	-1.464	0.203	-0.547	
裁判所は犯罪者に甘すぎると思う	2.667	1.033	2.333	1.033	5	0.598	0.576	0.323	
メディアの報道を見て、なぜ刑罰があんなに軽いのかと疑問に思うことがある	4.000	1.095	3.833	1.169	5	1.000	0.363	0.145	
犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う	4.333	0.516	2.833	1.329	5	3.000	0.030	1.354	*
殺害したのが1人だからという理由で、死刑にならないのはおかしいと思う	4.000	1.265	3.667	1.033	5	0.674	0.530	0.286	
自分が裁判員に選ばれたら、今までよりももっと重い刑を与えたい	3.167	1.169	3.000	1.095	5	1.000	0.363	0.145	

†.05<p<.10 *p<.05

表4. に示すがごとく、事前事後間で有意差がみられたのは「犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う」であり、効果量も大きいものであった ($t(5) = 3.000$ $p=0.030$ $d= 1.354$)。有意な傾向の差がみられたのは「裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う」であり、効果量も大きいものであった ($t(5) = 2.169$ $p= 0.082$ $d= 1.252$)。

講義後質問紙に回答のあった14名の講義後質問紙の自由記述を一文ずつに分解したところ25文収集できた。この25文について意味内容等からまとめたものを表5. に示す。なお、個人情報と判断される部分（学部学科名の記載等）や誤字脱字については、意味内容や本質を変えないように一部修正を行っている。

表5. 講義後質問紙に記載された自由記述の分類結果

学部横断講義に関する感想（9文）
<p>普段は関わることない分野を勉強している方と話し合えたことは楽しかった。</p> <p>臨床心理学系の方と意見を交えることで、新たな発想を得られることができ、またそれと同時に考える力を養うことができました。</p> <p>臨床心理学系の方々は発想が柔軟で、問題の根本的な部分の解決策を考えられているのに刺激を受けました。</p> <p>授業を通して他人との意見の相違や考え方の違いかたを議論によって知ることができ、有意義な時間だった。</p> <p>初めての参加で少し緊張しましたが話したことの無い人と話し、色んな考え方と触れ合うことが出来たので面白かったです。</p> <p>法学系の人と臨床心理学系の人では全く考え方が違ったのが面白かったです。</p> <p>同じ臨床心理学系だと共感するような方が多いですが、法学系の方との交流で、必ずしも自分の意見が肯定されないというのが面白かったです。</p> <p>臨床心理学系と法学系の方では考え方や見ている部分が異なることがあり興味深いと感じました。</p> <p>法学系の方は、臨床心理学系とは違った考え方をされるので異なる知見を得ることができ、とても有意義な時間でした。</p>
次回以降の学びに関する感想（6文）
<p>成人や発達障害、加害者家族など多角的な話し合いをしたい。</p> <p>今後の講義があるならば、プロパガンダに用いられる心理学の手法やレッテル貼りの効果が知りたいです。</p> <p>保護処分について何も知識がなく、もっと知らなければならぬと感じた。</p> <p>犯罪心理学には元から興味があり、犯罪を犯してしまう人の心理をもう少し詳しく学び、だれかを除外せず全員で社会に参加する方法についてもっと深く考えてみたいと思いました。</p> <p>今回のような、「人の解剖に興味がある」「人を殺すことに興味がある」という人間に対して、カウンセリングはどう行われるのか、法学系としては気になる。</p> <p>今後融合授業を行うならば、本日の最後におっしゃられたような生活する人全員が安心安全に暮らすための部分を議論したいと思った。</p>
講義に関する感想（7文）
<p>今回の授業を通して、与えられた事例の中身によって考えることが変わる、ということを感じました。</p> <p>私は罪そのものだけを見て判断するべきだと考えていたので、更生を見据えた処分をするべきなどの考え方は思い浮かばず、自分の見識を広められたように感じる。</p> <p>考える時間が足りなかったのもっと考えてディスカッションする時間が取れればいいと思いました。</p> <p>心理学的な考え方を出来たのかは分かりませんが答えを直ぐに決められないような内容で沢山考えたのが楽しかったです。</p> <p>刑罰の意味を考えさせられました。</p> <p>やはり「加害者が全て悪い」という短絡的な考えはあまりよくないと思いました。</p> <p>加害者を取り巻く環境というのには世間はあまり触れないように思います。</p>
その他感想（3文）
<p>みんな結構結果（殺人）に厳しいなあと感じました。</p> <p>講義はとても面白かったです。</p> <p>有意義な時間をありがとうございました。</p>

表5. に示すがごとく、学生からの感想は「学部横断講義に関する感想」（9文）、「次回以降の学びに関する感想」（6文）、「講義に関する感想」（7文）、「その他感想」（3文）に分類することができた。

4. 考察

今後、犯罪加害者の「立ち直り」を重視した社会を目指すことを踏まえ、大学教育において学生が自分自身のもつ犯罪加害者イメージに気づき、模擬事例について考えるPBL型教育の実践効果について、講義の実施前後に行った公正世界信念尺度ならびに厳罰志向性尺度の結果ならびに講義後の感想から検討を行う。

(1) 講義参加による公正世界信念と厳罰志向性の変化の検討

公正世界信念3因子と厳罰志向性得点の間には、事前事後ともに不公正世界信念因子と厳罰志向性に中程度の正の相関があることが分かった。さらに因子間の影響を排した直接の関係を調べるべく、公正世界信念3因子それぞれと厳罰志向性について偏相関係数を確認したところ、事前では内在的公正世界信念因子と厳罰志向性は中程度の負の相関があったが、事後では相関がほぼみられなくなった。不公正世界信念因子と厳罰志向性は、事前では強い正の相関がみられたが事後では中程度の正の相関へとややその強さが弱まった。究極的公正世界信念因子と厳罰志向性では、事前事後ともに相関はみられなかった。

一方で、「公正世界信念」3因子の得点と「厳罰志向性」得点の事前と事後の変化を確認するために対応のあるt検定を行った結果、参加者全員、男性内、女性内、法学系内、臨床心理学系内のいずれでも事前事後での変化はみられなかった。

これらのことから、講義により参加者全体の公正世界信念尺度、厳罰志向性の得点変化はみられないものの、参加者が持つ内在的公正世界信念ならびに不公正世界信念因子と、厳罰志向性との関係には変化が生じている可能性が示唆された。

内在的公正世界信念について、加害者が特定されるような場合においては加害者への非難につながる傾向にあることが指摘されていることや（野中・森永，2020；村山・三浦，2015）、内在的公正世界信念が高い者が、模擬事例の登場人物に対する「報い」があるとみなせる場合とないとみなせる場合の反応が異なることが示されている（中越・稲増，2019）。つまり、今回の結果では講義において模擬事例にふれたことで、参加者の内在的公正世界信念に影響を及ぼしている可能性が考えられる。この内在的公正世界信念と厳罰への意識について、板山（2012）は負の影響を及ぼしていることを明らかにしている一方で、村山・三浦（2015）では正の影響を及ぼしていることを明らかにしている。今回の結果では、事前では負の相関がみられていたが事後ではみられなくなったことから、内在的公正世界信念因子と厳罰を望む考え方においては今後も検討する必要があるだろう。

不公正世界信念因子と厳罰志向性との間の相関は講義後でもみられた。板山（2012）が指摘している「世の中に不正感を感じるほど、犯罪者を厳しく罰するべき」という考えの結びつきがやはり強いことが推察される。しかし、偏相関係数を見ると、事前では.839という強い相関を示していたものが、事後では.623と中程度の相関へと変わった。あくまで今回のみの結果ではあるが、講義に参加することにより、学生が世の中の不正を感じていたとしても、犯罪加害者を厳罰にしたいという思いとそれが結びつく度合いは減じられる可能性があると思われる。

(2) 厳罰志向性の高群、低群別における講義の与えた影響

学生が持つ厳罰志向性の高さに対し、講義が影響を与えているかどうかを確認するために、事前の厳罰志向性得点の平均から厳罰志向性が高い学生と低い学生に分け、高低群内で事前事後の「公正世界信念」3因子と「厳罰志向性」の変化を確認した。その結果、高群において講義に参加したことで厳罰志向性が低くなる傾向がみられた。そこで、高群の厳罰志向性の各質問について事前と事後の変

化を確認したところ、「裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだ」という思いが事後で高まる傾向があり、事後の方が「犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う」ことが弱くなっていた。

このことから、講義に参加する中で、もともと厳罰志向性が低い学生には、その変化に影響を及ぼす可能性は低いが、厳罰志向性が高い学生には、裁判における加害者の社会復帰を優先する思いが強まるような傾向があること、犯罪加害者自身が抱える精神疾患の影響について思いをはせるようになることが示唆された。なお、この点については「(4) 講義が与えた影響」でも再度取り上げ検討を行う。

(3) 講義後の感想による検討

講義後に回収された14名の学生の感想、計25文を意味内容の上から分類した結果、「学部横断講義に関する感想」(9文)、「次回以降の学びに関する感想」(6文)、「講義に関する感想」(7文)、「その他感想」(3文)となった。この結果から、異なる学部の学生が協働し、それぞれが普段学ぶ視点から課題に取り組むことの効果があったものと考えられる。

この異なる学部の学生が協働することについて、学部の中だけの学びは視野が狭まる傾向があり、他学部学生との中で自分の知識が役立つ経験により、大学での学びの意味を実感できるという指摘がある (View21, 2011)。このことから、今回の法学系と臨床心理学系の学生が共に同じ課題に取り組んだことで、学生自身が普段その専攻で触れる考え方と違う考え方を学んでいる学生の意見を見聞きすることで、自分自身の学びを振り返り、次なる課題を見出したものと考えられる。

(4) 講義が与えた影響

講義内容を検討することから、上記(1)～(3)についてさらに検討してみたい。

今回の講義では、①学生自身の少年犯罪の加害者に関するイメージの共有と整理、②模擬事例を読み、登場人物である加害者への処遇について、事実経過からの検討と家族背景と生育歴の追加情報を踏まえた検討の実施、③ミニ講義(懲役刑の役割と矯正教育の概論、危害を受けたときの2つの発想、人は様々なことを「心のなかで思ってよいこと」、除外して成立する社会ではなくみなに参加することで成立する社会を目指す)によって構成された。①においては、自分と他の参加者との協働により犯罪加害者への素朴なイメージに気づくことを目的としている。②においては、限られた情報のなかでものごとを判断することの難しさと情報によって考え方が変わる可能性を体験することを目的としている。③においては、犯罪に対する処遇についての初歩的な知識を伝えると同時に、臨床心理学的視点から、自分自身がたとえ他者に対して攻撃的、ネガティブな思いを持ったとしてもそれを自己否定するのではなく、ルールを守りつつ自分にその思いと付き合うのか、そうした思いを持っている人たちと協力しつつ安全・安心な社会を構築するかという講義担当者の考えを説明した。

この①～③のどれが厳罰志向性や公正世界信念へ影響を及ぼしたか、ということについては明らかにさせづらいところがあり、講義内容のどこが有効であるかは示せない。しかし、③のミニ講義を中

心として「相手に対して攻撃的、ネガティブな思いを持ったとしてもその思いを自分の中で否定せず認め付き合うこと。たとえ攻撃的、ネガティブな思いを感じるような相手であっても除外するのではなくとも社会参加をすることを旨とするにはどうすればよいのか」を考えさせようとしたことが、厳罰志向性高群の学生の「加害者の社会復帰」への思いが高まる傾向にあることや、「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」と思う気持ちを減じさせる結果になったのではないかと考えられる。厳罰志向性低群の学生は高群の学生よりもこのようなことを思う気持ちがすでにあるので、講義により変化が生じるようなことはなかったものと思われる。これと同様のことが「②模擬事例」についても考えられる。加害者の家族背景や生育歴を追加情報として提供することによって、加害者も一人の人間として育ちをしていることを参加者は認識したものと思われる。村山・三浦(2015)は、加害者の非人間化が厳罰指向に影響を与えていることを明らかにしている。このことと照らし合わせると、厳罰志向性高群の学生は低群の学生よりも加害者の非人間化を行っている可能性がある。しかし、加害者も同じ人間であるということを意識させられるような情報により、厳罰志向性に影響を及ぼしたのではないだろうか。

また、①～③の共通点は、学生そして講義担当者がこの講義で話題とした「少年犯罪」に対して、専攻する学問系や個人個人としても考え方に相違があることを知る機会となる内容となっているということである。このことがこれまでとは異なる考え方の視点を与え結果として、厳罰志向性と公正世界信念とのつながりにゆらぎを与えたのではないかと推察する。

(5) まとめ

今回、学部横断による講義が与えた影響について厳罰志向性と公正世界信念を用いて検討を行った。この結果、講義が参加者全体の厳罰志向性と公正世界信念との結びつきに変化を与える可能性がある一方で、厳罰志向性、公正世界信念そのものの変化はみられにくいことが明らかにされた。しかし、厳罰志向性の高い学生と低い学生とで比べると、厳罰志向性が高い学生において、厳罰志向性が減じる傾向にあることが分かった。詳細にみると、加害者の社会復帰に対する思いが高まる傾向があり、刑罰と精神疾患について関連させて考えることに変化が生じていた。これらは、講義の中で、犯罪と刑罰の関係を考えるよりも、犯罪加害者も同じ人間であり育ってきた歴史や環境があること、参加者が学問系も含めて異なる考え方をすることを知る体験をしたこと、自分自身の中で相手に対する様々な思いが生じてそれを認めたくて相手と共に社会生活を送ることを考えてみる大切さを説明されたことが影響を与えたのではないかと考えられた。

本研究では、今回参加した学生の厳罰志向性と公正世界信念を講義直前と講義直後に調査した結果を取り上げ検討している。それゆえ、講義直後に変化したことが明らかとなったが、これが継続的な変化につながっているかどうかはわからない。今後、講義をさらに展開し、参加した学生の数を増やすとともに縦断的な調査を行い厳罰志向性と公正世界信念の変化を調べることが、講義の影響を検討するためにも必要である。また、講義内で行った少年犯罪加害者のイメージについて、講義中に取り上げたもののそれが変化したかどうかの検討も行っていない。本研究では自分自身や他の参加者の少

年犯罪加害者のイメージを知るためという目的で行ったが、講義によって学生自身がもつ素朴な少年犯罪加害者イメージに変化を与えたかどうかの点からも今後検討することが必要であると考えられる。

講義で用いた模擬事例では、参加者たちと同世代を主人公として取り上げた。これは、参加者たちにより身近に感じられるよう考えられたものであった。しかし、その生育歴等において参加者によってはかえって遠い存在に思えてしまわせてしまうことや、生育歴の中に登場してきた内容によって別のステレオタイプの、stigma的考えを生じさせてしまったかもしれない。少年犯罪に関する調査の中で、子どもを理解しにくいとイメージするほど犯罪不安や被害リスクを知覚し、厳罰化が促進することが指摘されている（向井・藤野，2021）。板山（2018）は、厳罰志向性の程度に差異はなかったとしても、事例の内容に対して刑罰を判断する者の視点取得が影響を与えると量刑の判断に違いが生じることを指摘している。つまり、模擬事例を通して考える際、加害者への理解が進むように、またどれだけ参加者が自分自身とつなぎあわせて考えられるようにするのかということも求められよう。このようなことから、模擬事例の作成にあたっては十分な検討をする必要がある。

本研究では、講義実施にあたり課題や模擬事例を通してディスカッションを行うというPBL教育の方法を用いた。また、模擬事例を扱うPBL教育のうち、医学部型の「医師の思考体験を追体験」というものではなく、参加者がなかなか出会う機会がないトピックを扱い検討するものである（森脇ら，2013）。そして講義内では正解を求めるのではなく、その問題について多角的に考えるために必要な情報や知識についてディスカッションを通して参加者自身が考えようとするものであった。この形式について森脇ら（2013）は、実施する際の留意点として講義担当者の発問（ガイディングクエスト）が重要となることを指摘している。PBL教育においては、学生自身が持つ経験やスキル等をふまえた内容設定を求められている（中山，2013）。今回の講義感想で「考える時間が足りなかった」ことも挙げられており、一講義における学生の実態に合わせた設定内容やその課題量と、講義担当者自身のPBL教育を行う力の向上も求められるだろう。

最後に、厳罰志向性尺度を一因子構造である（板山，2012，2018）として本研究では用いた。しかし、1因子構造ではない可能性が指摘され（向井・藤野，2021）、再検討された結果「厳罰志向」と「更生志向」という2因子構造が見出されている（板山，2022）。今回、講義によって、厳罰志向性高群の学生の「加害者の社会復帰」への思いが高まる傾向にあることや、「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」と思う気持ちを減じさせる結果が見出されているが、この「加害者の社会復帰」や「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」という内容は、板山（2022）の更生志向に含まれる項目であった。つまり、厳罰志向性を1因子構造として考えるのであれば、講義によって厳罰志向性高群の学生の厳罰志向性得点は減じられる傾向にあるといえるが、2因子構造で考えるのであれば、厳罰志向性高群の学生たちの中にある更生志向を増加させる傾向を生みだすともいえる。今後、立ち直りを支援する社会を目指すための社会環境作りとしての大学教育を行うにあたって、学生たちの厳罰志向を一元的に減じさせるというよりも、厳罰志向を持っていたとしても、それと同等以上に更生志向も増加させるようなアプローチを考える必要があると考えられる。

5. おわりに

本研究の結果から、今後求められる犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対する学部横断講義を行う際には、学生自身の更生志向を高めるような講義のあり方と、その効果の継続性も確認できるように行うことが求められる。

そのうえで、今後刑罰によってその行動を減じさせるにはどうすればよいのかという視点だけではなく、そもそもその行動を起こしてしまった当事者が今後どうすれば同じ行動をとらずに済むのか、さらにいえば刑罰が与えられるような行動をおこさないで済むような行動をとることができるようになるにはどうすればよいか、というその人そのものの理解と犯罪加害の未然防止を学生が考えられるような大学教育について、さらに検討し実施していくことが重要になると考える。

本研究は、2021年度龍谷大学犯罪学研究センター司法心理学ユニットの活動の一環で行われた。また、この実施にあたり利益相反関係はない。

研究内容について龍谷大学「人を対象とする研究に関する倫理委員会」の倫理審査を受け、倫理基準を満たすものとして認められている（申請番号2021-4）。

6. 引用・参考文献

- 朝日新聞（2022）「再犯防止「拘禁刑」成立へ 刑法改正案、「懲罰」から「立ち直り」に」（2022年6月11日記事）
- 板山昂（2012）「刑罰に対する考え方が量刑判断に及ぼす影響－厳罰志向性尺度の作成と検討－」『日本心理学会第76回大会発表論文集』， p.482
- 板山昂（2018）「厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較」『対人社会心理学研究』， 18， pp.165-171
- 板山昂（2022）「刑罰観と量刑判断の世代間比較」『関西国際大学研究紀要』， 23， pp.15-22
- 檜原潤（2020）「うつ病罹患者へのスティグマをどう低減するか？－教育心理学から「より良い介入」を考える」『教育心理学研究年報』， 59， pp.277-280
- 古藤吾郎（2020）「構造的スティグマがもたらす通報－薬物使用者の権利擁護の立場から－」『精神神経学雑誌』， 122（8）， pp.616-622
- 小正浩徳，廣橋諒一，武田俊信（2019）「心理系大学生の司法・犯罪分野への意識・認知度調査」『日本心理学会第83回大会発表論文集』， p.431
- 小正浩徳，廣橋諒一，武田俊信（2020）「心理系大学生の司法・犯罪分野への意識・認知度調査II」『日本心理学会第84回大会発表論文集』， p.93
- 坂田瑞帆，川島大輔（2021）「刑務所出所者に対する態度とスティグマの関連－大学生を対象として－」『中京大学心理学研究科・心理学部紀要』， 20（1）， pp.55-62

- 武田俊信, 石塚伸一, 長谷川直実 (2021) 「物質使用障害における医療観察法通院処遇の現状と課題」『臨床精神医学』, 50 (8), pp.873-881
- 中央大学「学部の垣根を越えた実践的な学びで現代の社会に必要な力が身につく」
<<https://www.chuo-u.ac.jp/connect/future/flp.html>> (2022年9月30日参照)
- 津田菜摘, 武藤崇 (2016) 「精神疾患に対するスティグマへのアクセプタンス&コミットメント・セラピー (ACT) による介入の可能性」『心理臨床科学』, 6 (1), pp.65-75
- 中越みずき, 稲増一憲 (2019) 「なぜ生活保護における不正受給の割合を高く見積もるのか?: 内在的公正世界信念に着目した検討」『日本心理学会第83回大会発表論文集』, p.106
- 中村正 (2011) 「「加害者治療」の観点から」『法と心理』, 11 (1), pp.14-20
- 中山留美子 (2013) 「アクティブ・ラーナーを育てる能動的学修の推進におけるPBL教育の意義と導入の工夫」『21世紀教育フォーラム』, 8, pp.13-21
- 野中りょう, 森永康子 (2020) 「傍観者によるネットいじめの被害者・加害者非難－公正世界信念の下位概念の影響に注目して－」『広島大学心理学研究』, 20, pp.33-48
- 浜井浩一 (2021) 『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』, 現代人文社
- 浜松医科大学「PBLチュートリアル教育」<<https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-med/pbl.html>> (2022年9月1日参照)
- VIEW21大学版 (2011) 「事例1：中央大学 学部横断の課題解決型プログラムで学際的な視点を持つ人材を育成する」, 特別号 Vol.1, pp.18-21
- 法務省 (2014) 宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
<https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00026.htm> (2022年9月1日参照)
- 三重大学「教育学部PBL教育研究プロジェクト」<<http://pbl.edu.mie-u.ac.jp/>> (2022年9月1日参照)
- 向井智哉, 藤野京子 (2021) 「少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連－先行要因としての子どもイメージに着目して－」『実験社会心理学研究』, 60 (2), pp.100-112
- 村山綾, 三浦麻子 (2015) 「被害者非難と加害者の非人間化－2種類の公正世界信念との関連－」『心理学研究』, 86 (1), pp.1-9
- 森脇健夫, 山田康彦, 根津知佳子, 中西康雅, 赤木和重, 守山紗弥加 (2013) 「教員養成型PBL教育の研究 (その1)」『三重大学教育学部研究紀要』, 64, pp. 325-335
- Goffman Erving (1963) Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity. Prentice-Hall, Inc. 石黒 毅訳 (2012) 『スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ 改訂版』, せりか書房
- Ojio Yasutaka, Yamaguchi Sosei, Ohta Kazusa, Ando Shuntaro, Koike Shinsuke (2019) "Effects of biomedical messages and expert-recommended messages on reducing mental health-related stigma: a randomised controlled trial" *Epidemiology and Psychiatric Sciences*, 29, e74

謝 辞

本研究実施にあたり、龍谷大学法学部古川原明子教授ならびに浜井浩一教授のご協力をいただきました。ここにお礼を申し上げます。

6. 参考資料

(1) 公正世界信念尺度一覧

質 問 項 目
究極的公正世界信念因子
1 苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがて来る
2 ひどく苦しんだ者はいつか報われる
3 不公平に苦しむすべての人々が報われる日がいつか来るに違いない
4 すべての悲運はいつか幸運によって埋め合わされる
内在的公正世界信念因子
5 悪事をたくらむ者はそのたくらみによって墮落する
6 人を犠牲にして何かを得る者は最終的に多大な犠牲を払うことになる
7 どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである
8 悪事を働くすべての者はやがてその責任を負うことになる
不公正世界信念因子
9 世の中の大抵のことは不公平だ
10 どこを見ても世の中に公平はない
11 世の中は不公平なことだらけだ
12 世の中のあらゆることは全く不公平だ

質問紙は、上記1～12の質問項目をランダムに並び替えて実施された。

(2) 厳罰志向性尺度一覧 (R) は逆転項目)

質 問 項 目

- 1 裁判所は犯罪者に甘すぎると思う
- 2 自分が裁判員に選ばれたら、今までよりもっと重い刑を与えたい
- 3 殺害したのが1人だからという理由で、死刑にならないのはおかしいと思う
- 4 凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある (R)
- 5 メディアの報道を見て、なぜ刑罰があんなに軽いのかと疑問に思うことがある
- 6 犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う
- 7 たとえ殺人事件を起こしたとしても、死刑にすることには反対である (R)
- 8 たとえ刑に服したとしても、犯罪者が完全に更生するのは無理だと思う
- 9 裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う (R)
- 10 裁判官だけで裁判がおこなわれていた時の刑罰は軽すぎると思う
- 11 罪の重さ(例:万引きと強盗)に関わらず、犯罪者には厳罰を与えるべきだと思う
- 12 刑罰は、犯罪者に「苦痛を与えるため」のものだと思う
- 13 犯罪に対してはそれ相応の罰をもって償うべきだと思う (目には目を、歯には歯を)

質問紙は、上記1～13の質問項目をランダムに並び替え実施された。

また、結果分析では板山(2018)にならい、1～9の項目を採用した。

(3) 講義実施時のPowerPointの内容と講義作成時の参考資料

事前アンケートに回答をお願いします。

1

「少年犯罪の加害者」と聞いてイメージすることは？

- 1 付箋紙1枚につき、一言言葉や文章を書いてください(計5枚分)。
- 2 5枚かきおわったら、班内で共有し、その意味が同様のイメージのものを集めてグループ化してください。
- 3 グループ化したものについて、そのグループを代表するタイトル(グループ名)をつけてください。
- 4 自分たちのグループにおける「少年犯罪の加害者」イメージについて、その説明を考えてください。

2

模擬事例を読んで考えてみよう

3



4

懲役刑（死刑の次に重い刑罰）の役割

隔離
犯罪を起こした人物を、刑事施設に隔離し、社会の安全性を保つ

抑止
長期に渡り自由を奪うという罰を与える事で、犯罪抑止を狙う

矯正
刑務所内で強制労働させることで、再犯防止・生活習慣改善・職業訓練などを行う

5

少年事件における処遇

再犯・再非行にならずに、社会復帰・社会参加(更生)

⇒ 非行の要因を『とりのぞく』
このための『支援』とは？

6

矯正教育とは

生活指導： 善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得

職業指導： 勤労意欲の喚起、職業上有用な知識・技能の習得

教科指導： 基礎学力の向上、義務教育、高校卒業程度認定試験受験指導

体育指導： 基礎体力の向上

特別活動指導： 社会貢献活動、野外活動、音楽の実施

7

人に危害をおよぼす事案にであうと・・・

「**道徳**」的発想
悪いことをしたら、罰をうけなければならない
(悪いことをする人と一緒に生活したくない)

「**法律**」的発想
悪いことに対する法整備が足りていない
(一度悪いことをしたら、二度と社会参加させない)

8

「法律」と「心理」を考えてみると

「法律」は、社会生活上の最低限の『行動』のルール

「心理」は、社会生活を送るうえで、認められることも認められないことも心のなかで「自由」に思っようこと

「法律」と「心理」を融合とすると・・・
この「地域」で生活する人全員が、安心・安全に、幸せに生活することができる最低限のルールとは？
だれかを除外することで成立するのではなく
みなが参加することで成立する社会を目指すには？

9

今回の**模擬事例**をもとに

この少年への支援を考えるにあたり、どのような講義や演習、見学や実習があると、考えることができるようになる、または考えを深めることができるようになると思いますか？

法学の方は、法学の学びから
臨床心理の方は、臨床心理学の学びから

10

事後アンケートに回答をお願いします。

11

参考資料

弁護士相談広場
<https://www.bengohiroba.jp/>

法務省
https://www.moj.go.jp/soshiki_shisetsu_index.html

茨城県警察
https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/youth/documents/tetuduki-r3.pdf

山崎聡一郎（2021） こども六法の使い方 弘文堂

12

(4) 模擬事例の内容

① 【ディスカッション2 開始時提示内容】

20××年□月○日23時ごろ、アルバイトからの帰宅途中で会った大学生Aさん（男性：19歳）は、通りがかった男に金品を要求された。Aさんはそれを拒否し、その場から逃げ出そうとするも男ともみ合いとなった。その中で、男は、男が持っていたナイフでAさんを刺した。騒ぎ声に気づいた近隣の住民が警察に通報、警察官が現場に駆け付けると、男は慌てて逃げだした。

Aさんは重傷を負い緊急入院するも、ナイフが身体深くに刺さっており、またその箇所も悪く、事件から2日後に懸命の処置もむなしく、他界した。

その後、警察の捜査によって、男が特定され身柄が拘束された。

事件に関与した男は、ヨータ（男性：19歳、無職）という。その後の調べによって事実を認めており、犯行の動機として、高校時代にあったAとのいじめによるトラブルのためだと述べている。

② 【再ディスカッション用追加資料】

家庭裁判所での調査また検察官による取り調べの中で、ヨータについて次のようなことが分かった。

ヨータは、父（40代後半、国家公務員）、母（40代後半、看護師）の3大家族。幼児期から動物や虫に興味を持つようになり、さらにその後動物や虫の亡がらに強く執着するようになった。小学校に入学後、図書館によく通うようになりそこでは解剖図などの写真が掲載された本をよく読んでいたという。やがて、その興味関心は人間へと広がり、高校入学後は、医学部進学を目指すようになった。その当時の高校の進路担当の教員によると、彼の医学部進学の動機は「ヒトの解剖がある」ということのみだったという。なお、事件当時は自宅での浪人生活を送っていた。

小・中・高校での成績は非常によかったが友人関係はほぼなかった。高校時代の同期生によれば、高2生時クラスメイトからいじめのようなものを受けていたようで、さらにそのことを行っていたうちの一人にAさんもいたことが明らかになった。

当初、Aさんとの関係についてヨータは何も語らなかったが、検察官からその事実を尋ねられると、表情を変えることなく「高2の時、BやCからいじめを受けていた。その時Aはそばにいて、助けてくれなかった。いじめはAのせいだ。だから、Aに謝罪させようとした。Aが悪いのだから謝罪や罰があってもおかしくないはずだ」と話した。

また、事件についてヨータは、「Aが謝って、金を払えばそれで許してやったのに、なぜ謝らないのか。抵抗したのが悪い。ナイフはAが攻撃したときの護身用に持っていた。Aがやはり攻撃してきたので、ナイフで身を守ろうとした。それでもAが謝らないから、俺がナイフで刺した。正当防衛だ。悪いのはA。なぜ自分が少年院に行くことになるのか」と話している。

ヨータの父は、普段から帰宅もおそく休日も自分の趣味に没頭し、家族とあまり関わらないような生活を送ってきた。学校のことも母にまかせてある、と言い、これまでも学校行事等に参加することはなかった。今回の事件については、「ヨータは18歳を過ぎたのだから、自分が行ったことは法律に基づき、自分で償いをしなくてはならない」と、どこか他人事のような話をしていた。

ヨータの母は、乳児期に人見知りしないヨータのことを気にしていた。3歳児健診で発達相談を受けるように勧められ、地域の発達支援センターにヨータが6歳まで共に通っていた。小学校の就学前健診の際、発達支援センターの担当者（福祉職）から発達のかたよりの可能性を言われると、それ以降、「ヨータは発達に特性があるから」と発達支援センターに通うことはなくなった。小学校に入学後、クラスメイトとの関わりについて担任から話があっても、「発達に特性があるから」と言いあまり気にした様子はみせなかった。さらに、その特性に合わせた対応をしない担任の方が問題だ、と学校の管理職へ電話をかけるようなことがしばしば見られたという。ヨータの友人関係については、「ヨータのことを理解してくれる友人がいればいいのに」とは話すものの、そこまで気にしているようには見えなかった。高校時代のいじめについては「ヨータは何も言わなかったので」とまったく知らなかった。事件については「まさかこんなことになるなんて、ヨータも悪いのかもしれないが、相手もヨータをそそのかしたのではないか。きっとそうに違いない」と、母は述べていた。

③【ディスカッション用質問】

「① ヨータへの処遇として、あなたは『刑事処分（法律に基づく刑罰を与える）』が良いと思いますか？それとも『保護処分（更生を（社会復帰）を目指した矯正教育）』が良いと思いますか？理由と共に意見を述べてください」、 「② ヨータが社会復帰・参加するにあたり、どのような支援を行うと良いと思いますか？具体的にかつ理由もともに意見を述べてください」、 「③ ヨータの矯正教育や社会復帰・参加ための支援を考えるために、どのような情報があるとより考えやすくなると思いますか？」の3つの質問を提示し、グループ内で検討を行った。

受付日：2022年10月6日

システムズアプローチにおける間接的アセスメントの予備調査研究

赤津 玲子^{1,2}, 高林 学², 上野 温子², 中島 陽大², 高井 恵², 田上 貢²

¹ 龍谷大学文学部

² 龍谷大学社会的孤立回復支援研究センター

A preliminary research study of indirect assessment in Systems Approach

Reiko Akatsu^{1,2}, Manabu Takabayashi², Atsuko Ueno², Youta Nakashima²,

Megumi Takai², Mitsugu Tagami²

¹ Faculty of Letters, Ryukoku University

² Social Isolation Recovery Supports Research Center, Ryukoku University

要旨

間接的アセスメントとは、ひきこもりや不登校などを主訴として来談する来談者を対象とした支援をする際に、来談者と来談しない本人（当事者）、家族、その他の関係者との関係、および彼らの関係をアセスメントすることである。これまで来談者の家族をアセスメントする視点について指摘されたことはあっても、どのようにアセスメントするのか詳細について明らかにはされていなかった。本研究では、関係支援に取り組む臨床家6名を対象として、間接的アセスメントのやり方について自由記述式の調査を行った。それらをKJ法でまとめた表を使って、6名でディスカッションを行った。話し合いの記録を逐語化して、定性的コーディングを行った。その結果、概念的カテゴリーとして【関係性について】、【来談者のバイアスについて】、【その他】の3点を見出した。本研究の結果をもとに、インタビュー調査を実施し、間接的アセスメントの詳細について検討することが求められる。

Indirect assessment refers to the relationship between the person(the person concerned)who does not come to talk with the person who does not come to talk, family members, and other related parties when providing support for the person who comes to tail with complaints such as social withdrawal or school refusal. So far, although the point of view of assessing the family of the caller has been pointed out, the details of how to assess have not been clarified.

In this study, we conducted an open-ended survey on the method of indirect assessment for six clinicians engaged in Systems Approach. A discussion was held with six people using a table summa-

rizing them by the KJ method. As a result, we found three conceptual categories:【Relationship】, 【Counselor's bias】,and 【Others】.Based on the results of this study, it is necessary to conduct an interview survey and examine the details of indirect assessment.

キーワード：間接的アセスメント，システムズアプローチ，ひきこもり，不登校

Keywords: Indirect Assessment, Systems Approach, Hikikomori, school refusal

1. はじめに

間接的アセスメントとは、ひきこもりや不登校などを主訴として来談する来談者を対象とした支援をする際に、来談者と来談しない当事者、家族、その他の関係者との関係、および彼らの関係をアセスメントすることである。間接的アセスメントという用語は、赤津（2018）によって、システムズアプローチによるスクールカウンセリング活動の中で指摘された。赤津（2018）は、学校臨床におけるSCの「本人に会わない保護者支援」の3つのポイントとして、モチベーション、担任のコンサルテーション、間接的アセスメントをあげている。そして、間接的アセスメントをするためには、保護者の枠組みの出来上がった状況、相互作用の把握が重要であると述べている。

2. 問題と目的

従来の臨床心理学は、個人の精神内界と想定した心を対象とし、その問題を幼少期の無意識の葛藤に求めたり、感情の不一致に求めたりしていた。そのため、カウンセリングは個人療法、つまり問題や症状を持った本人（当事者）を対象として行われることが前提であった。一方で、1980年代に家族療法が日本に紹介され、システム論が広く流布されるようになった。背景に、家族療法から展開したブリーフセラピーがある（Fisch, R. et al.,1972）。影響を与えたのは、Watzlawick,P. et al. (1967)によるコミュニケーション公理である。それらに伴い、日本でもシステム論にもとづいた認識論が提唱されるようになった。現在のシステムズアプローチである。システムズアプローチは家族療法とブリーフセラピーの影響を強く受け、東（1993）、吉川（1993）、児島（2008）らによって日本で提唱されてきた。

日本で展開したシステムズアプローチがどのようなものであるか、東（1993）の定義がわかりやすい。システムズアプローチはシステムを念頭に置いた心理・社会的援助の総称であり、ケースワーク、教育や産業の現場に広く応用できるものである（東、1993）。個人を対象としたカウンセリングでも活用できるし（高林、2017）、本論が述べているような本人が来談しない相談やコンサルテーション（赤津、2022）でも使うことができる認識論である。

システム論にもとづく円環的な事象の捉え方（東、1993；吉川、1993；赤津、2018）をすると、問題は円環的な相互作用の連鎖と設定することができる。Fisch, R. et al., (1972)は問題は、悪循環の過程によってさらに悪化すると述べている。東（1993）は前述のように、このような相互作用が心理療法だけではなくさまざまなシステムで起こる事象であると指摘した。そして、問題持続システ

ムの変更がシステムズアプローチの目標であると述べている。問題持続システムの相互作用、コミュニケーションに働きかけていくことが求められるのである。また、東（2013）は、個人が持つ価値観や意見、想念などを言葉や行動を通して観察可能なものであり、「受け止め方・意味づけの仕方」と表現しうるものとして、枠組み（フレーム）と呼んだ。この枠組み（フレーム）の考え方は、円環的な相互作用と同様に、システムズアプローチの立場を特徴づける重要な捉え方である。

個人の精神内界の症状や問題を対象として扱ってきた従来の臨床心理学に対して、関係を支援するための方法がシステムズアプローチである。システムズアプローチの立場では、支援者と来談者で形成される支援システムの変化が他のシステムに影響していくととらえることができるので、不登校や引きこもりなど本人（当事者）の来談しないケースへの対応が可能である。例えば、吉川（1993）は極端な例を挙げ、患者だけでなくその家族にさえ会うこともなく、隣人夫婦だけで治療を行うことが可能であると主張している。これまで、精神疾患や引きこもり、不登校を主訴として本人が来談せずに（あるいはできずに）母親や両親だけ来談するケースで、主訴が解消した経過はいくつも報告されている。例えば、辻本は（2021）は、摂食障害を主訴とする子どもの両親間の相互作用に介入することで、来談しない本人の症状が改善することを示した。赤津（2022）は、母親や関係者の面接だけで不登校の子どもの支援が可能であることを示した。伊東（2022）は、引きこもり状態の子どもを主訴として来談した両親面接で、両親の関係性に働きかけることで子どもの引きこもり状態が改善したことを報告した。このように、主訴として訴えられる本人の母親や両親だけの来談で、主訴が解消するケースは多い。そのためには、母親や両親などの来談者を通して、対象システムで起こっている相互作用をアセスメントする必要があるだろう。吉川（1993）は、物事のつながり方・現象の連続性について、常に柔軟な視点から「何が起こっているか」についての情報をキャッチしなければならないと指摘している。支援者と来談者の間で起こっていること、そして来談者と家族や関係者の間で起こっていることをアセスメントすることが求められる。システムズアプローチでいうところの仮説を設定する作業である。

ここで難しいのは、仮説は来談者の話から立てるしかなく、実際に家族や関係者に会うことができない点である。例えば、不登校の子どもの母親が来談した場合、母親と子どもの関係、母親と父親の関係は、あくまで母親の枠組みとしてのみ把握できるものであって、実際にどのような相互作用が起こっているかについて、子どもや父親に直接聞くことはできない。あくまで母親の枠組みとして仮説を立てていき、実際の相互作用についても推測して仮説を立てることになる。支援者が、母親の枠組みとして理解し、枠組みを支えている相互作用から想定した文脈の可能性を広げることが求められる。本論の主旨、間接的アセスメントを意識する必要がある。

これまで本人が来談しないケース、母親だけでもしくは両親のみの面接で来談しない本人の状態が改善するケースの報告はされているが、そのための間接的アセスメントに言及された論文は見当たらない。また、システムズアプローチの関連書籍においても間接的アセスメントについて説明されているものはない。おそらく、支援者の頭の中で無意識的に処理されている仮説設定という作業の詳細が、明確にされていないためだと思われる。本論の主旨としている間接的アセスメントが明らかになるこ

とによって、ひきこもりや不登校などで本人が来談できないケースへの対応がより明確になると考える。そのためには、間接的なアセスメントをどのように行っているのかについて探索的な実態調査をする必要がある。一方で、間接的アセスメントについて全く明らかにされていない状態では、インタビュー調査で何をどのように質問していけばいいのか難しい。そのため、本論ではインタビュー調査を前提とした予備調査を実施することにした。

本研究は、間接的アセスメントを行う際に留意している点についての予備調査として位置づける。本研究によって、間接的アセスメントの留意点が一部明確になることで、今後の探索的なインタビュー調査の際のインタビューガイドを作成する一助となると考えられる。

3. 方法

(1) 調査時期

2022年7月

(2) 調査対象者

間接的アセスメントの研究を継続的に行っている心理職の支援者6名。6名の臨床歴は、臨床歴21年（児童相談所，精神保健，発達障がい支援），臨床歴11年（ひきこもり支援，スクールカウンセラー），臨床歴10年（総合病院，スクールカウンセラー），臨床歴16年（精神科心療内科，大学付属相談室），臨床歴4年（ひきこもり支援，精神科），臨床歴17年（心療内科，スクールカウンセラー）である。

調査対象者に対しては、調査対象者の話す内容に関する守秘義務を順守すること、プライバシー保護のために所属機関と事例に関する表記は全て記号化して扱うこと、本研究の経過の中で研究への同意後の撤回ができること、そのために不利益が生じることはないことを口頭で伝えて同意を得た。

(3) KJ法の手続き

支援者6名に、自由記述方式で関係支援を行う際の留意点を書き出してもらった。そして、代表者2名でKJ法を実施し、自由記述をカテゴリーで分類した。

(4) ディスカッションの手続き

表1～4を共有した上で、事前にKJ法の表を送って一読をお願いした。詳細についてzoomで1時間のディスカッションを行いたいと伝え、日程調整をしてディスカッションを行った。

4. KJ法とディスカッションの結果

(1) KJ法の結果

自由記述で書かれた文章をKJ法にて分類した結果、15の小カテゴリーと、〈関係性〉、〈来談者の枠組み〉、〈支援者の枠組み〉、〈情報収集のポイント〉の4つの大カテゴリーに分類された。結果の表は以下のとおりである。

表1. 関係性

1	来談者と当事者の関係性
1-1	特に「当事者と来談者の関係性」が強く反映される情報は、問題規定の仕方、問題への対処法、問題以外の例外やストレスに関することと思います。
1-2	支援者への相談について当事者が「知っているか、伝えているか」に関する情報も、来談者と当事者の関係性を把握する意味で大切な情報かと思います。
1-3	来談者と当事者の関係性を意識できているか
1-4	母が「うちのこどもは学校では問題児と言われるが、家では優しい良い子です」と児相の相談員に述べた際、背景にはいくつかの可能性がありますが、母はこどもからの暴力に怯えているために正直に話せない可能性。
2	来談者と支援者の関係性
2-1	来談者と支援者の関係性を意識できているか
2-2	「来談者からみた来談者と支援者との関係性」からも影響を受けます。例えば当事者が何歳か、といった情報は来談者や支援者との関係性から受ける影響は少ないですが、例えば支援者が警察や児相といった機関なら年齢詐称もあり得ます。
3	来談者と関係者（家族・支援者など）の関係性
3-1	母が「うちのこどもは学校では問題児と言われるが、家では優しい良い子です」と児相の相談員に述べた際、背景にはいくつかの可能性がありますが、母は学校不信があり、学校からの情報を信用できていない可能性。
3-2	母が「うちのこどもは学校では問題児と言われるが、家では優しい良い子です」と児相の相談員に述べた際、背景にはいくつかの可能性がありますが、母の子育ての仕方について父や祖母から責められている可能性。
3-3	他の支援者からの紹介の場合、支援者のアセスメントを行う。支援者の意図が大きく影響している場合も考えられるので
3-4	来談者や当事者に影響を与え得るメンバー（家族構成員、他の専門家、友人等）の「問題」や当事者に対する助言等
3-5	来談者や当事者に影響を与え得るメンバー（家族構成員、他の専門家、友人等）の「問題」や当事者に対する枠組みや助言等
3-6	来談者や当事者に影響を与え得るメンバー（家族構成員、他の専門家、友人等）の「問題」や当事者に対する枠組みや助言等に対する来談者の枠組み（来談者の枠組みとしての当事者の上記に対する反応含む）
4	支援者と治療機関の関係性
4-1	支援者と治療機関の関係性を意識できているか（治療期間によって優先して把握すべき情報が異なる）

関係性カテゴリーの中には、来談者—当事者、来談者—支援者、来談者—関係者、支援者—治療機関という4種類の関係性が見出された。

表2. 来談者の枠組み

5	来談者が当事者をどのように捉えているか
5-1	来談者が「当事者や当事者と来談者の関係性」についてどう捉えているかを把握することを重視しています。
5-2	当事者（来談者）の問題対処について来談者（当事者）がどのように捉えているか
5-3	来談者が語る「当事者についての情報」は全て来談者のフィルターを通した情報です。そのため、来談者から語られる当事者に関する情報はあくまで「来談者からみた当事者についての情報」「来談者からみた来談者と当事者の関係性についての情報」であり、来談者からみた「来談者と当事者の関係性」の影響を受けています。
5-4	来談者の当事者に対する枠組み
5-5	来談者のある種の色眼鏡を通した当事者像が語られることに留意する。
5-6	来談者の特徴を知ることが当事者のアセスメントにもつながる。
6	来談者が問題をどのように捉えているか
6-1	当事者（来談者）が問題をどのように規定しているか
6-2	当事者（来談者）の問題規定の仕方を来談者（当事者）がどのように捉えているか
6-3	母が「うちのこどもは学校では問題児と言われるが、家では優しい良い子です」と児相の相談員に述べた際、背景にはいくつかの可能性がります。母はこどものことを問題児と捉えていない、あるいはそう思いたくないがために「家では優しい子」と述べた可能性。
6-4	来談者の現状での「問題」についての枠組み
6-5	来談者が問題をどのようにとらえているかが語りに影響することに留意する。
7	来談者の枠組みの背景
7-1	来談者の枠組みが形成されるに至った経過、背景
7-2	来談者が語る枠組み（やる気がない、甘えている、など）の背景にある行動レベルの相互作用を聞き取る。
8	来談者が支援者をどのように捉えているか
8-1	母が「うちのこどもは学校では問題児と言われるが、家では優しい良い子です」と児相の相談員に述べた際、背景にはいくつかの可能性がります。支援者である児相職員に「母は養育能力がない」と判断されるのを恐れている可能性など。
8-2	自分がどこの場所で相談を受けるかを考えます。私の場合、SC(小、中学校)と***（事業所、市役所）の4ヶ所で相談をうけます。場所ごとにクライアントさんの年齢層などがかわるので、その準備をします。
8-3	単純なことです。ジャケット用意したりとかします。ジョイニング入りやすさが変わる気がします。←多分気のせいとは思いますが。

来談者の枠組みカテゴリーの中には、来談者が当事者をどのように捉えているか、来談者が問題をどのように捉えているか、来談者の枠組みの背景、来談者が支援者をどのように捉えているかの4つが見出された。

表3. 支援者の枠組み

9	支援者がもつ固定観念
9-1	<p>固定の「家族像」をもたない。 例えば、「家族揃ってご飯を食べる」が普通なわけではないので、ニュートラルを心がけないと、無意識の中で自分の固定概念によせてしまい、小さなズレが大きなズレに繋がるように思います。</p>
9-2	<p>様々な機関やメンバーとの連携の可能性を頭の片隅に置くことが多いので、来談者に合わせつつも来談者や当事者に影響を与え得るメンバー含め、いわゆる「悪者」を出来るだけ作らないようにするということにも力を注いでいるような気はします（一時的に合わせることはありますが…）。</p>

支援者の枠組みカテゴリーでは、支援者がもつ固定観念が見出された。

表4. 情報収集のポイント

10	ジョイニング
10-1	複数来所の場合，社交の窓口となる側の確認
10-2	ジョイニングを最も重視しているのだらうと思います。
10-3	来談者との関係づくりが第一に重要で，関係が良好であると客観的な情報収集につながりやすい。
10-4	あくまで来談者が話したいことを話している中で，情報を集める。
11	主訴とニーズ
11-1	語られるニーズは，いったい誰のニーズか。
11-2	主訴として語られることは，誰の視点からの主訴なのか
11-3	来談者のニーズ（どのような支援を求めているか）
11-4	問題への対処
11-5	当事者（来談者）が問題に対してどのように対処しているか
11-6	当事者の枠組みに基づいたこれまでの解決努力と結果（とされる状態）
12	リソース
12-1	当事者（来談者）は問題以外の例外的なことやストレングスについてどのように語るか
12-2	当事者（来談者）の語る例外やストレングスについて来談者（当事者）がどのように語るか
12-3	来談者自身及び当事者のリソース
12-4	関係者に関する情報
12-5	他の支援者からの紹介の場合，支援者のアセスメントを行う。支援者の意図が大きく影響している場合も考えられるので
12-6	来談者や当事者に影響を与え得るメンバー（家族構成員，他の専門家，友人等）の「問題」や当事者に対する枠組みや助言等
13	関係者
13-1	キーパーソンとなるのは誰か？過去に母の弟というケースがありました。
13-2	他機関との連携の可能性
14	危機状況
14-1	来談者及び当事者に生命の危機がありそうかどうか（自傷他害含む）
14-2	危機介入が必要な状況かどうか及び必要であるとした場合の危機介入に必要なリソースがあるかどうか
15	その他
15-1	当事者の客観的な情報を集めることを心掛ける。
15-2	来談者が日常と捉えている当事者との具体的なエピソードを集める。

情報収集のポイントカテゴリーでは，ジョイニング，主訴とニーズ，リソース，関係者，危機状況，その他が見出された。

(2) ディスカッションの結果

KJ法の結果を事前に読んだ6名で、ディスカッション（内1名が進行を兼務）を行った。その際に話し合いを録画し、逐語記録に起こした。逐語記録を元に、佐藤(2008)のコーディングを参考に定性的コード化を行った。定性的コードは、<>で記載した。定性的コードの元となった発話内容については、<>の下に発話者の意図を汲んで可能な限り内容を損ねないように記述した。また、<>の概念的カテゴリーとして、【関係性】、【来談者のバイアス】、【その他】の3点に絞られた。それらから、支援システムの全体をわかりやすくするよう図1を作成した。

【関係性】

<支援者の立場上のバイアス>

- ・「来談者からみた来談者と治療者との関係性」というところで、治療機関のシステムをどんな風に来談者が意識しているかみたいなところを治療者がどう見立てるかということ、そこで引き出された情報からどうバイアスを取り除いて情報だけ手に入れようかみたいなことを考えると思う。

<支援者と出会うまでの経緯>

- ・どういう流れがあって、今自分の前にいるのかによって、その人が私に対して持っているイメージとかがわかる。
- ・支援機関ごとの特徴を前提として、そのことを意識したバイアス。「親に叩かれた」と言ったら保護されてしまうと考えるので、正直に話さない場合がある。例えば、発達障がい支援センターという、発達障がいについての査定を受けているというバイアスがかかる場合がある。

<支援者に求めていること>

- ・支援者に対して、どういう発言をしたら自分の思った通りに事が進むかということ考えた上で話すなど。

【来談者の枠組み】

<来談者の枠組み>

- ・「来談者と他の家族」とか「来談者と他の治療機関」とかそこはすごく影響してきますよね。この例にも書きましたが、「来談者とおじいさんおばあさん」とか、「来談者と学校」であるとか、それは全部「来談者の中の見立て」というか、「来談者の中の枠組み」がそこにあって、全部来談者の頭の中にあることだと思うんですけど、そこを治療者が仮説を立ててその情報を集める。

<別のエピソードから立てた仮説の照合>

- ・例えば、祖父母から子育てのことで責められている母親と話すときに、来談者である母親と祖父母の関係性について、関係性を示すような来談者の話す別のエピソードを聞く。

<表情やノンバーバルの変化>

- ・語尾とか喋り方、喋りっぷり、表情とか、私は結構ノンバーバルなところから感じることも多いかもしれない。急にその部分だけ語り方が変わるというか、口調が変わる。「普通は」とか、「一般的

には」とか言われると、それはこの人がほんとに思っているのか誰かから言われたのかなとかって
いう引っかけりがあったり。引っかけりとしては、表現、表情とか、言ってるんやけど納得してな
さそうな顔してるとか、そんなところから、それまでのエピソードとの違和感みたいなものを探り
に行くじゃないが、失礼のない範囲で探りに行く、探り探り詰めていくみたいな感じ。

<想定外の反応>

- ・食いつきが悪い感じはありますね。こっちが「こうかな？」と当てにいった時に、あんまり反応が
予想と違うみたいなことで、さっきも私も同じことを感じてたんですけど、そういうときに自分の
中の仮説と一致しないような反応があったときに、何か情報が捻じ曲げられているのではないかな
と思ひ直す、仮説を修正するかどうか。
- ・笑って欲しいときに笑ってくれなかったりとか真顔だったり、ここは自分の中で確信ついたらろ
うなど、ここ聞いてここ話せば、なんかあーなるほどっていう反応を得られるだろうなど、なんと
なく仮説を立てて投げた話が表情も何も変わらなかったとか、わかるって感じじゃなくてこの辺
でシワ寄せているって形で考え込ませちゃったりとかなると、アレって思ったりする。
- ・何かずれているんやろうなっていう感じで、なんか投げた時にこれ言語化がすごく難しいです
けど、本格的に表情とか乗ってないなっていう、先生方もあると思うんですけど、うまく核心や、その人
の求めているところをがつつかんだ時っていうのは、面接の場で自分が動きやすくなるという
か、そういう感覚が多分あると思うんですけど、なんて言ったらいいかわからない。

<あえて強調した聞き方>

- ・例えば、「うちは主人は協力的です」みたいなことを言い張ってるので、あえて「あーそうなん
ですね」みたいな、「じゃあお父さんはどんなことを、今日もお忙しい中来ていただいて、お母さん
が来ていただいている中お父さんは今日もおうちで」みたいなことで強調したりとか、「いや主人は
今日も出かけてるんですとか」、「じゃあお子さん1人ですか」みたいな形になったらちょっとそ
こでズレが出てきたりするのでそこで突っ込める、そこの種まきとかをする。

<具体性>

- ・例えば、「勉強で困ってるんです」とお母さんが言って「具体的にどうなんですか」という話を
してる時に、よくある算数できませんとか、国語できませんとか、「どうできないんですか」と
聞くとあんまり。そうすると後、具体的に困ってるんじゃないかなあとか、他の第2第3の別のバ
イアスがかかっているのかなと思ひながら、その周辺を探ると「三者懇談の時に学校の先生からと
りあえず受けて来いと言われてきました」とかっていうのが出てきたりとかする。
- ・ひきこもりの支援機関だと承知して来談したにもかかわらず、世間体等を気にするのか、本人の状
態を、例えば強迫的な症状がありそうなのに少しきれい好きで等と、過小評価して話す。

【その他】

<来談者と関係者との関係性>

- ・当事者とか来談者に影響与え得る人が何を言っているかみたいなのを早めの段階で知っておきたい

みたいなところは、自分が動きやすくするために知りたい。こっちが投げたときに、自分よりも影響力の強い第三者がどこかにいてそことズレてしまうと綱引きみたいになって、こっちがいろいろ仮説を立てていくんやけど、そこをしっかりとっておいて、そこに合わせるということをしなないといけない。そこを考えると動かないとよしと思って介入しても、その後、家帰ってひっくり返される、後から出てきたとか、またやり直しになっちゃうとか、下手するとその第三者の方が影響力が強かったりする。

<使いたい情報の収集>

- ・医療機関だと主治医が絶対的なパワーがあるので、その先生と言ってることとかメッセージを一緒にしないと、「私とその来談者との関係性」も崩れるし、動きにくいし、また1からになるし、問題を解決するための文脈を作り直さないといけないように感じる。関係性を複雑に見ていく時って、情報を使うために取ってる。きっと自分が動きやすくなるため、究極は問題が解決するとか、その人がよりよく動けるようにとか使える情報をさかのぼって取りに行ったりとか、あるいは自分が将来的にこういうことを言いたいからとか、こういう風に言いたいとか、こういう風に持っていきたいというための情報をつかみに行くという感じだと思う。

<ノイズ>

- ・今の影響のある第三者を探す。例えば、夫であったり、別の家族であったり、学校だったり、世間だったり、医者だったり。それがわかると動きやすくなると思うが、明らかにならないこともある。そのことを話してくれないとか、第三者の存在とかその関係性を話せないとか、関係性が理由で話せない。例えば、子供から暴力を受けている場合とか、そうなるとうごく動きづらくて、把握できないまま何か仕方なくセラピーを続けられないといけない場面、自分もミスをしがち。ノイズというか、どこから来ているのかなあっていうのがわからなくて、仮説を立ててさっきのその餌じゃないけど食いつくかどうかを試したりして、取りに行く作業とかで第三者の情報は明らかににならないけど戦略としてはこういう風に進めていけば、有効なんじゃないかなというところまで落とし込みはする。

<別の問題の解消>

- ・虐待とかはほとんどオープンにならないことが多い。虐待を認めないというか、この頃のアプローチは認めなくても良いというアプローチが結構主流になっていて、認めなくても安全を作れば良いというか、そのことにそんなにこだわらずに問題を解消することを目指す。できるだけその把握には努めるが、わからないことが多い。
- ・虐待があるということが、例えば怪我をして登校すると虐待が疑われるんですけど、家族からの話ではそういう話は全然出ない。でも、怪我の解消はしないといけないので、虐待を話題としては取り扱わずに、別の関係性を触って虐待の解消を目論むということを考える。家族の夕食場面に介入して、虐待がなくなったらいいと考えたりする。仮説としては、はっきり影響する第三者その人が何を気にしているかわからないまま進めていかなきゃいけないことがあるんです。でもそれは多分皆さんもそうで、不登校のことをあんまり触らず別のことで解消を図るそれと同じことかもしれない。

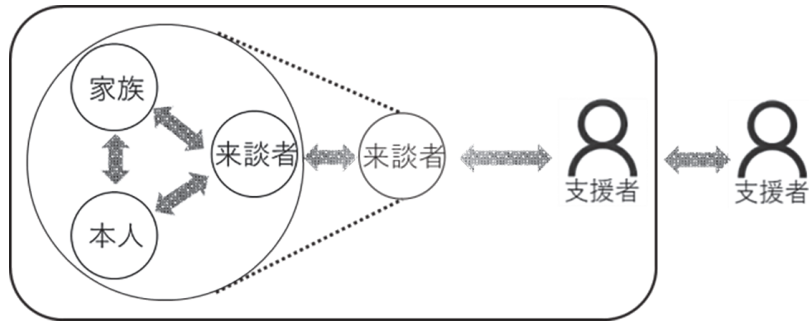


図1. 支援システム

図1は、支援システムの全体を整理するために描いたものである。枠外の支援者は、枠内の支援者自身の立場と支援システム全体を俯瞰して理解していることを表している。同様に、支援者と話している来談者が、来談者自身が捉えている家族について頭の中で想定して話していることを表している。

5. 考察

間接的アセスメントの留意点として、KJ法で15の小カテゴリーと、4つの大カテゴリーが見いだされた。それらを元にディスカッションを行い、概念的カテゴリーとして【関係性】、【来談者のバイアス】、【その他】の3点が明らかになった。KJ法の結果はある程度そのままであったが、ディスカッションをすることによって、カテゴリーとしてその内容がより明確になったと考える。

(1) 来談者との関係性について

【関係性】では<支援者の立場上のバイアス>、<支援者と出会うまでの経緯や流れ>、<支援者に求めていること>の3つが明確になった。<支援者の立場上のバイアス>は、支援機関のシステムを来談者がどのように意識しているか、支援者がそれをどのように見立てるかの2点であり、そこで引き出された情報からバイアスを取り除いて情報を手に入れる必要性が明確になった。ここから、どのような職種であれ職場であれ、このバイアスから逃れることはできないと推察できるだろう。そのため、バイアスを意識した面接を行い、情報そのものというよりも来談者による情報の使われ方、提供のされ方に意識を向ける必要があると考える。

<支援者と出会うまでの経緯や流れ>では、来談者が相談機関をどのようにとらえているのかで、話す内容が変わってくる可能性が指摘された。また、支援者に対して何らかのイメージを持っている可能性も指摘された。この背景として、主体的な意思を持った相談と、行政の枠組みか何らかの強制力による相談との2つの場合に分けることが可能と考えられる。従来の臨床心理学におけるカウンセリングは主体的に来談するものと捉えられている。しかし、現在、心理職の働く職場は主体的な相談ばかりとは限らない。主体性が全くない来談から、主体性が少しあるが本意ではない来談、全く本意ではない相談等、ケースによってモチベーションが異なっていることが多い。経緯から来談者の気持ちの流れや現在の心情を鑑みることは、関係づくりの上で重要であると考えられる。

<支援者に求めていること>は、来談者の意図やニーズと言い換えることができるだろう。ここに

も、前述同様に、来談者の主体性や、ここに至る経緯等が影響すると思われる。その上で、来談者自身や来談者の話をどのように扱ってほしいのかという意図やニーズがあるだろう。意図やニーズとしてわかりにくいのであれば、来談者の要望と表現することもできる。もちろん支援者の置かれている機関や立場、権利の枠組みを超えた要望に応えることはできないが、それらをどのように扱うのかは支援者と作られる関係性に影響するだろう。また、来談者の期待にも注目する必要があると考えた。来談者が当初もっていた期待が、支援者に対する最初のイメージを作っていると言えるだろう。例えば、来談者の支援者への期待がそもそも低い場合、どうにもならない状態であると捉えて諦め気味の口調になるかもしれない。もちろん過剰な期待を抱かせることは避けなければならないが、その期待を支援者との間で上げることは可能である。児島（2009）は、現代社会における制度の外に出ることはできず、アセスメントもまたこの制度ゆえにその存在が保証されていると述べている。支援機関の枠組みと支援者の立場を自覚した上で、支援者がそれに縛られることなく、うまく使うという発想が必要だと考える。

(2) 来談者のバイアスについて

【来談者のバイアス】については、〈来談者の枠組み〉、〈別のエピソードから立てた仮説の照会〉、〈表情やノンバーバルの変化〉、〈想定外の反応〉、〈あえて強調した聞き方〉〈具体性〉の6つが明らかになった。

〈来談者の枠組み〉を意識するには、図1の構図の把握が必要であると考えられる。来談者によって語られることは、すべて来談者自身の枠組みに過ぎない（東，2013）。そして、システムという実態は存在せず、基本的にはそれを想定する人の中（人の考え方）に存在する（吉川，1993）。その前提を意識して仮説を設定する必要がある。さらに、表3にあるような支援者自身の枠組みを把握する必要があると思われる。「支援者が固定の家族像を持たない」、「悪者を作らない」というように、支援者自身の来談者や家族に対する枠組みを意識することが求められる。来談者と関わる支援者をアセスメントする視点である（吉川，1993；児島，2009；赤津，2018）。間接的アセスメントをしている支援者自身をアセスメントする視点を確保することによって、仮説の有用性をより広く可能性を広げることができるだろう。

〈別のエピソードから立てた仮説の照会〉では、仮説を設定した状態で他の関係性のエピソードを聞いた時の仮説との違いに注目すると述べている。〈あえて強調した聞き方〉と〈具体性〉も、仮説を設定した状態で質問をすることによる違いに注目しているようだ。これらは、来談者の話を傾聴するという姿勢以上に、支援者が意図的に取りに行く情報として位置づけられることができるだろう。一方で、〈表情やノンバーバルの変化〉、〈想定外の反応〉は、意図的に情報収集をする場合もあるが、話を聞き共感的な対応をしていく中で出てくる場面が多いと考えた。「口調などの非言語コミュニケーションが変わる」、「食いつきが悪い感じ」、「乗っていないなという感じ」等、話の途中で支援者が感じることもあるようだ。「笑ってほしいときに笑ってくれなかったり、真顔だったり」など、想定される反応が得られないことも含まれる。このようなズレや違和感と表現されている場面は、支

援者の中に何らかの仮説があるから感じられるものだと考える。言い換えると、単に話の内容について心情に共感しながら聞いているだけでは、ズレや違和感を察知することができないだろう。Watzlawick, P. et al. (1967) は、コミュニケーションには情報を伝達するメッセージの報告の側面と、関係に言及される命令の側面があると述べている。来談者の話を聞いている時に、その表現の仕方から起こっている事象の関係性を察したり、疑問を持ったりなどすることが、ズレや違和感の察知につながるのだろう。支援者が意図的に情報を取りに行く場合でも、共感的な対応をする中で情報が出てくる場合でも、いずれの場合においてもある程度の仮説が設定されつつあること、要求の側面に留意しながら話を聞くことが必要であると言える。

(3) 必要な情報について

【その他】は、〈来談者と関係者との関係性〉、〈使いたい情報の収集〉、〈ノイズ〉、〈別の問題の解消〉で構成された。主として、アセスメントと働きかけ方の両方にかかる情報がまとめられたと思われる。

〈来談者と関係者との関係性〉で想定される関係者は、主として医療領域における医師、学校の教員などが想定されるだろう。間接的ではあるが、来談者を通して関係者との関係性に配慮し、アセスメントをする必要がある。例えば、関係者からみて支援者が害を及ぼさないとと思われるようふるまうこと、来談者を混乱させないようにふるまうことが重要である。一方で〈ノイズ〉は、関係者が明らかにいるにも関わらず、その影響力が明確にならない場合を想定しているのだと思われる。例として虐待や家族内暴力が挙げられているが、さまざまな相談場面でありうることだと考えられる。そのような場合のアセスメントと働きかけについては、今後の調査で検討する必要があるだろう。

〈使いたい情報の収集〉はアセスメントというよりも、働きかけの部分で必要な情報をアセスメントの時点で取りに行くことに言及していると思われる。影響力のある関係者の言葉を使うことによって、支援者の働きかけを有効化できると言える。

〈別の問題の解消〉では問題にかかわらない場面に介入し、結果として問題とされていた相互作用を解消することに言及している。システムズアプローチでは、主訴に関わることではないことへの働きかけで、問題とされている事象が解決される場合がある（高井，2021）。しかし、ここで言及されていることの背景には、あいまいなままに解決を図らなければならないという支援機関の枠組みがあると考えられる。その場合に間接的なアセスメントがどこまでできるのかということについては、今後の検討を有すると考える。

以上から、図1で描いたような支援システムを想定してインタビューを行うことが重要であることが明らかになった。間接的アセスメントは、支援者が意識せずに行っている可能性が高い。言語化した際に、関係という用語で表される相互作用が多様になることから、誰と誰の相互作用や関係を話しているのか、誰と誰の相互作用を誰がどのように捉えているのかということについて、丁寧に把握する必要があると考えられた。どこまでを想定してアセスメントしているかについて、慎重にインタビューを行いたい。

5. おわりに

間接的アセスメントについて、予備調査研究として自由記述法とディスカッションでポイントをまとめた。本研究だけでは間接的アセスメントの詳細について明らかにすることは難しいが、いくつかの指標は見出されたと考える。インタビュー調査は、本調査結果の要点を念頭に置き進めたいと考える。

引用文献

- 赤津玲子（2018）「今日から始める，システム論」，赤津玲子，田中究，木場律志編著『みんなのシステム論』，pp.14-32，日本評論社
- 赤津玲子（2018）「本人に会わない保護者支援」，吉川悟，赤津玲子，伊東秀章編著『システムズアプローチによるスクールカウンセリング』，pp.195-203，金剛出版
- 赤津玲子（2022）「思春期界限ストーリー」，『思春期のブリーフセラピー』，pp. 199-212，日本評論社
- 東豊（1993）『セラピスト入門システムズアプローチへの招待』日本評論社
- 東豊（2013）『リフレーミングの秘訣』，日本評論社
- 伊東秀章（2022）「家族面接のコンセンサスの構築プロセスの検討—ひきこもり状態の子どもの両親支援の事例研究—」，『龍谷大学大学院臨床心理相談室紀要』第18号，pp.1-6
- Fisch,R.,Watzlawick,P.,Weakland,J.H.,Bodin,A.（1972）On Unbecoming Family Therapists. Family Process 13,pp.141-168，小森康永監訳（2011）解決が問題であるMRIブリーフセラピー・センターセレクション，金剛出版
- 佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法』，新曜社
- 児島達美（2009）「心理＜相談＞に固有のアセスメントは存在するのか？」吉川悟編『システム論からみた援助組織の協働』，pp.243-250，金剛出版
- 児島達美（2008）『可能性としての心理療法』，金剛出版
- 高林学（2017）「自閉症スペクトラムの自己理解支援へのシステムズアプローチの適用」，『家族療法研究』34号3巻，pp.41-48
- 高井恵，東豊（2021）「摂食障害と診断された自死遺族との面接過程」『龍谷大学大学院臨床心理相談室紀要』17号，pp.21-28
- 辻本聡（2021）「摂食障害におけるIP不在での家族療法」『家族療法研究』，pp.52-59
- 吉川悟（1993）『家族療法システムズアプローチものの見方』ミネルヴァ書房
- 吉川悟（2015）「システムズアプローチによる『問題の再定義』不眠・易疲労感などの不定愁訴を持つ不登校の母親の事例から」『龍大論集』486号，pp.9-22
- Watzlawick,P.,Beavelas,J.B.,Jackson,D.D.（1967）A Study of Interactional Patterns,Pathologies and Patadoxes.,W.W.Norton&Company,Inc.，山本和郎監訳（1998）人間コミュニケーションの語用論

受付日：2022年10月5日

学校の中でスクールカウンセラーが機能するための有効な視点 —教育現場の連携に関する—考察—

田上 貢², 吉川 悟^{1,2}

¹ 龍谷大学文学部

² 龍谷大学社会的孤立回復支援研究センター

A Study on the Cooperation between School Counselors and Teachers -Activities and Devices for Effective Functioning within the School Organization

Mitsugu Tagami², Satoru Yoshikawa^{1,2}

¹ Faculty of Letters, Ryukoku University

² Social Isolation Recovery Supports Research Center, Ryukoku University

要旨

近年、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などの背景から、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性が生じている。本研究では、スクールカウンセラーが学校組織の中でうまく機能するために、どのように教員と連携しているか明らかにすることを目的に、公立中学校のスクールカウンセラーとして勤務する心理士3名にインタビュー調査を行った。その結果、連携の視点として「学校組織への参入」、「協働的関わり」、「学内の位置づけに関する考慮」の3つのカテゴリに分類された。スクールカウンセラーが学校組織の中で連携していくためには、SCと教員の個別的な関係に着目する視点ではなく、学校内の関係性を見立てる視点やその見立てに基づく活動が重要であると示唆された。

In recent years, with the background of serious bullying and an increase in the number of truant students, it has become necessary to actively utilize professionals outside of Schools who have specialized knowledge and experience in clinical psychology. In this study, we conducted an interview survey of three psychologists working at public junior high Schools to clarify how School counselors work with teachers in order to function well within the School organization. The results of the survey indicated that perspectives on collaboration fell into three categories: “entry into the school organization,” “collaborative involvement,” and “considerations regarding positioning within

the school. It was suggested that in order for School counselors to collaborate within the School organization, it is important to have a perspective on the collective organization from which the School organization is viewed, rather than a one-to-one perspective of teacher to teacher.

キーワード：教育現場，スクールカウンセラー，連携

Keywords: educational field, School counselor, collaboration

1. はじめに

(1) スクールカウンセラーの現状

近年、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などの背景から、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性が生じている。スクールカウンセラー（以下、SC）は平成7年度から、学校に導入され、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業（当時の文部省）」によって、全国154校にSCを派遣したことから始まっている。学校現場でのSCの役割としては、①児童生徒に対する相談・助言、②保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）、③校内会議等への参加、④教職員や児童生徒への研修や講話、⑤相談者への心理的な見立てや対応、⑥ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応、⑦事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアの7つが挙げられている（文部科学省，2007）。だが、これらの役割を「学校外の専門家」が担うのは容易ではない。SCが導入されて以来、SCが学校というフィールドでいかに機能するか模索されているが、SCが求められたときに役割を行うことが難しいというよりも、SCが学校内で更にプラスアルファの活動や工夫を行うことが求められている（松岡，2011）。

(2) SCと教員の連携

SC制度が始まった平成7年の当時の状況について村山（1999）は「学校側から見ると、『黒船の来航』『開国を迫られる』などの表現に見られるように学校の閉鎖性に風穴をあけた」と述べた。このような表現からも当初の学校現場は、外部の専門家に対して寛容とは言えず、少なからず抵抗があったように思われる。実際、伊藤ら（1998）によると、SCに求めるものとして「教職経験」が挙げられ、教育現場への理解を示す姿勢の必要性が示唆された。さらに、SCの導入に関して不安を感じていることも述べられている。このように異なる専門家が連携していくことは大きな課題があると考えられていた。また、中島ら（1997）は、教員がもつSCの資質に対する期待として、教員の立場に理解を示した上で、教員、児童生徒、保護者それぞれとの関係や連携を大切にすといった「関係性尊重」を挙げている。また、SCには心理臨床の専門的な知識および教育学や教育心理学、または関係づくりといった総体としての知識が求められている。さらに、伊藤ら（1998）は、スクールカウンセラー導入当初、生徒の問題は教員が解決すべきこととしてとらえていたことを指摘しており、教員はSCに教員援助という役割を期待していなかったことを示している。また、SC配置校と未配置校の教員の評価を比較し、配置校におけるSCの活動の評価はおおむね良好であるが、教員へのケアについ

ては不十分であり、SCの勤務時間の少なさについても学校側は不満を抱いているとした（伊藤，2000a）。ただし、SC派遣校教員はSCの専門性について肯定的に評価していることが示され、学校現場でのSCと教員の積極的な情報交換がSCに対する評価を高めて教師自身の変化成長をもたらすと示唆している。しかし、「教員自身の負担の軽減やチームワークの向上という点では評価は十分とは言えない」と述べられている（伊藤，2000b）。このようにSC導入以来、教員はSCに対して教育現場への理解を求めており、生徒の問題は教員のみで解決することが前提にあるため、SCとの異なる専門性同士の連携に難しさを感じていたと考えられる。

その後、1999年頃から、SCはカウンセリングの時間よりも校内組織へのコンサルテーションや危機介入にかかわってもらう時間が急増し、SCへの期待は「学校システム全体への援助」あるいは「学校システムへの介入」になっていった（角ら，2001）。田村ら（2003）は、担任、保護者、SCが核（コア）となって援助を主導し、相互コンサルテーションを行い、子どもへ援助する形態を「コア援助チーム」と定義し、チーム援助のモデルとして示している。このように、学校現場においてSCを積極的に活用する動きがみられ、チーム援助の可能性が示されはじめた。文部科学省（2007）の「児童生徒の教育相談の充実について」では、教職員の力量に頼るのではなく、校内の各組織の連携と機能的な体制の構築が重要視され、その後の「生徒指導提要（文部科学省，2010）」では、校内だけでなく家庭や地域社会、関係機関と連携・協力を密にすることを指摘している。このような動向には、中学校教師は業務の種類が多く、勤務時間も長いこと、生活指導や特別支援教育に関わる課題が複雑化・多様化しているため、教師が多職種と連携する体制を整備することが重要視されてきた背景がある（文部科学省，2015）。

この頃の調査では、中学校教師はSCの専門性を理解し、互いの専門性を生かしながら協働して生徒の支援をしていくことを希望しており、教師のカウンセリングは期待しておらず生徒へのカウンセリングをより希望していると示されている（吉澤ら，2009）。これまでのような、SCに教職経験を求めるといったような折半的期待から、互いの異なる専門性を活かす方向へと進んでいった。そのため、SCと教員の連携に関する研究はさらに進められた。松岡（2014）は、SCと教員との連携構築のプロセスを「準備、阻害、模索、再構築、実行」と示し、教員の認識のずれを再構築する過程が連携プロセスに重要であることを明らかにした。

その後、2015年頃から、教員が心理や福祉等の専門スタッフ等の連携・分担する体制を整えていく、チーム体制を構築する方針が出された（文部科学省，2015）。このような流れの中で、家近（2017）は、「チーム学校」の中の専門スタッフには、これまで以上に学校を理解し、自分の専門性を意識しながら学校や教師との連携を促進することが求められることを指摘している。このように、教員だけが問題解決に携わるのではなくチーム体制での対応が前提になっているため、自身の専門性や役割に加え連携や協働の視点からの活動が必要になっていると考えられる。また、家近（2015）は、学校でのSCの役割は個人対個人の心理臨床の知見を学校教育に応用する時代から、学校コミュニティそのものにかかわり包括的援助を行う時期になってきていると述べている。このように、SCの役割はカウンセリングを必要とする個人に対する援助から、教員、学校コミュニティ全体へと広がっている。そ

のため、これまでなされてきた教員とSCの個々の関係性や評価、期待に焦点を当てた研究だけではなく、学校コミュニティ全体を援助するという前提で活動するための有効なSCの視点について示していく必要がある。

そこで本研究では、SCが学校の中で機能するためにどのような視点が有効か、インタビュー調査によって明らかにすることを目的とする。

3. 方法

(1) 対象

対象は、臨床心理士としての支援経験が3年以上で、研究調査時にスクールカウンセラーとして勤務する者3名（男性2名、女性1名）とした（表1）。

表1. 調査協力者の概要

調査協力者	性別	年代	SCとしての勤務校	臨床経験
Aさん	男性	20代	公立小学校、公立中学校、公立高校	5年
Bさん	女性	20代	公立小学校、公立中学校	4年
Cさん	男性	20代	公立小学校、公立中学校	5年

(2) 手続き

インタビュー調査は、研究協力者の希望に沿う形で、2022年8月～9月に行った。実施方法としては、対面とオンラインによるビデオ通話を対象者の希望によって実施した。面接時間は40分～60分であった。倫理的配慮のため、対象者へ録音した内容は、研究終了後直ちにすべて破棄することや、提供されたデータは研究以外に使用しないこと、研究のどの時期・段階であっても、対象者は研究への参加を拒否することができ、またそれによる不利益が対象者に生じないことなどを説明して、研究協力者から同意が得られた後、同意書にサインをもらった。

(3) リサーチクエスチョン

本研究のリサーチクエスチョンは以下の2点を設定した。

- ① SCは学校組織の中でどのように教員と連携しているか。
- ② SCが自らの専門性を発揮するために留意していることは何か。

上記のインタビューを行うにあたり、「SCとしての活動内容」、「教員との連携」について聞き取る質問項目を作成した。

(4) 調査結果の分析方法

調査終了後、対象者ごとにICレコーダーの音声記録から逐語記録を作成し、ローデータとした。

それをもとに、佐藤（2008）の質的分析の方法で行った。

- ①定性的コーディング：逐語記録の文字テキストデータに対して、逐語記録の余白に小見出しを付けた（小見出しがつけられている逐語記録はセグメントと呼ぶ）。これらの小見出しをつける作業を繰り返し、それらがテキストデータより抽象度の高い概念カテゴリーとした。
- ②データベース化：小見出しごとのセグメントを一旦文脈から切り離し、それを意味のあるまとまりとして並び替え分類した。
- ③再文脈化（ストーリー化）：分類したものを、SCの学校内連携に関する項目を抽出し、抽出した情報を一種の部品として扱いながらストーリーを組み立てた。結果は表3～表15にまとめた。

4. 結果

分析の結果、SCの学校内連携に関する視点は、13個の小カテゴリーに分類された。そして、さらに小カテゴリーを「学校組織への参入」、「協働的関わり」、「学内の位置づけに関する考慮」という3つの大カテゴリーに分類した（表2）。ここでは、これらの3つの大カテゴリーを構成する小カテゴリーについて、それぞれ説明を行う。

表2. SCの学校内連携に関するカテゴリー

大カテゴリー（中カテゴリー）		小カテゴリー
学校組織への参入		複数の教員の目
		社会的な振る舞い
		接点の拡大
		自主的な活動
協働的関わり	（ケース対応）	ニーズの把握
		能動的な情報収集
		教員の見立ての把握
	（コンサルテーション）	専門性の支持
立場を考慮した伝達		
学内の位置づけに関する考慮		活動の透明化
		学校文化への適応
		外部性の認識
		活動の限界

(1) 「学校組織への参入」

小カテゴリー「複数の教員の目」（表3）、「社会的なふるまい」（表4）、「接点の拡大」（表5）、「自主的な活動」（表6）は、SCが学校で活動していく際に、教員らとの関係構築において留意している視点であると考えられるため、これらが大カテゴリー「学校組織への参入」とした。

表3. 複数の教員の目

Aさん	A1	職員室の居づらさってというのは感じます。(中略) 周囲に何やってんのって思われてないかなって.
Bさん	B1	学校からSCがどういう印象を持たれているかっていうのは考えないといけないと思っていて, どう自然な振る舞いになるかとか, どう振る舞えば不審に見られないかとか
Cさん	C1	心理士が独りよがり好き勝手やってるって連携する気がないって思われるとね (良くない)
	C2	相談してきた先生に対するこっちのコメントとか周りの先生も聞いてると思ってるから, そんな事は意識しています.

学校組織への参入において, 「周囲に何やってんのって思われてないかな (A1)」, 「どう自然な振る舞いになるか (考えないといけない) (B1)」など, SCが学校の教員それぞれからどのように見られているについて意識して行動していることが語られた. また, 「(先生へのコメントを) 周りの先生も聞いてると思ってる (C2)」のように, 教員と一対一の関係を構築する際に, その周囲の教員からどのように見られているかを考えていることが示された. これらを小カテゴリ「複数の教員の目」(表3) とした.

表4. 社会的な振る舞い

Aさん	A2	基本的な社会人マナーかもしれないですが挨拶はしっかりするとか, 給食の時間とか変に頭キョロキョロしたりとか (中略) 給食の時間ぐらいしか顔が見えないんです.
	A3	ハンカチは絶対に持っていくようにしています. ハンカチで汗を拭く人に悪い人はいないと思うんです (笑) そういうのはいやらしいけど礼節をすごく気にしています.
	A4	髪の毛切りたての時とかはどう思われてたりするのかなと, (中略) そういうちゃんと常識ある人と思われるためにはできることをしていると思います
Bさん	B2	最低限社会的まともに見られるということが (中略) 最低限大事だと思います.
Cさん	C3	ちゃんと挨拶するとかケースの報告はきちんとするとか (中略) なるべくコミュニケーションをとるようにしてます.

「挨拶はしっかりする (A2)」や「ハンカチは絶対に持っていく (A3)」, 「なるべくコミュニケーションをとる (C3)」のように, 社会人として違和感のない振る舞いをする事への意識が語られた. これらを「社会的な振る舞い」(表4) と分類した.

表5. 接点の拡大

Aさん	A6	先生の中にいるすごく人たらしな先生とか、おしゃべりなおばちゃん先生とか、最初接点を持つことで広がっていきました。最初は生徒指導の先生がすごくラフな感じで、すごくフランクに声をかけてくれる先生がいて、(中略) そういう先生からだんだんと広がっていったと思います。
	A7	コーディネーターの先生とどうつながっていくかというところが大事です。SCを担当とつなげてくれたり他の先生とつなげてくれたりっていうのもそうなので。
Bさん	B5	まずは窓口になる先生としっかりと関係を作ることだと思います。
Cさん	C4	窓口になってる今年は生徒指導とか管理職の先生とか、窓口の先生とあれこれケースについて話したりとか(中略)なるべくコミュニケーション取るようにしてます
	C5	管理職の先生につないでもらうことが多かったです。管理職の先生に担任の先生はどの先生ですかと聞いて管理職の先生から担任の先生につないでもらうことが多いです

「先生の中にいるすごく人たらしな先生とか、おしゃべりなおばちゃん先生とか、最初接点を持つことで広がっていく (A6)」や、「窓口の先生とコミュニケーションを取る (C4)」、「管理職の先生から担任の先生につないでもらうことが多い (C5)」のようにSCが教員と関係構築していく上で、窓口となっている教員と繋がっていくことで他の教員とも接点ができるようになっていくことが述べられている。そのため、これらを「接点の拡大」(表5)と分類した。

表6. 自主的な活動

Aさん	A5	単純に暇な時間があったりすると思うんですが、(中略)先生たちも忙しいし顔色を伺うというのも気疲れするので、その難しさがあるので逃げちゃうところがあります。
Bさん	B3	ケースない間に別室行ってもいいのかなとか、保健室覗きに行ってもいいかとかそういうのは前のSCがどう動いていたのかも聞きますし、直接養護教諭の先生に保健室行ってきていいですかとか聞いてきますね。
	B4	保健室は大体不適應押し掛けの生徒がいたりするので、そこで喋りに行ったりとか、別室で同じような感じで行ったりします。(中略)先生に対してしっかり何かやってるかっていうのを出せるっていうのはありますね。

「ケースない間に別室に行ってもいいか (B3)」や「保健室は大体不適應押し掛けの生徒がいたりするので、そこで喋りに行く (B4)」と述べている。ケースやコンサルテーション以外のSCが自身の判断で動く際の、実際の状況や留意点が述べられている。これらを「自主的な活動」(表6)と分類した。

(2)「協働的関わり」

「ニーズの把握」(表7)、「能動的な情報収集」(表8)、「教員の見立ての把握」(表9)はケース対

応における連携に関する留意点と考えられるため、中カテゴリ「ケース対応」とした。また、「専門性の支持」(表10)、「教員の伝え方」(表11)は、コンサルテーションにおける教員と連携に関する留意点と考えられるため、中カテゴリ「コンサルテーション」とした。そして、これら2つの中カテゴリは、支援が必要とされるケースにおいてSCが教員と協働的に関わるための視点であると考えられるため、大カテゴリ「協働的関わり」とした。

表7. ニーズの把握

Bさん	B6	モチベーションの低い先生だったら仕事増やしたくないだろうなあとか(中略)先生が何を求めているかみたいところでやり方を変えないといけないのかなと思っています。
Cさん	C6	ケースで担任が受けてきたらどうですかって言う形でふってきてくれている部分もあるから担任のニーズもあるし学校側のニーズも把握したいです。
	C7	もちろん教員のニーズに全て合わせるわけじゃないですけど、せめて報告の段階でそこは合わせとかなないと信用されないと思うので。
	C8	例えば不登校が多くなってたりすると何が何でも不登校減らせみたいな形になったりとか、再登校にいかなくても、でも適応指導教室とかフリースクールに最低限つなげてほしいみたいなニーズが出てきたら少なくともそこは考えないといけない

協働的関わりでは、「先生が何を求めているかみたいところでやり方を変えないといけない(B6)」や、「例えば不登校が多くなってたりすると何が何でも不登校減らせみたいな(中略)ニーズが出てきたら少なくともそこは考えないといけない(C8)」のように、学校全体または教員の個別的なニーズを把握することについて述べられている。これらを「ニーズの把握」(表7)と分類した。

表8. 能動的な情報収集

Aさん	A8	年齢や教科や、学年主任との関係や周りの先生との関係や部活とかそういう基本的な属性は把握しとくようにしています。
Bさん	B7	会議の資料で出てくる固有名詞について先生に聞いたりとかすることで情報集めていきます。
Cさん	C9	なるべく生徒と会う前にその生徒の担任の先生とかに、今どんな様子ですかとかは聞くようにしています。
	C10	(情報を聞くのは)まずこっちが気にかけていることが伝わるし、こっちも情報があったほうがやりやすいしそれこそコミュニケーションを取るようにしてるって言うことの一環にもなるけどこうやってこっちから働きかけていくようにしています。

「基本的な属性は把握する(A8)」や「先生に聞いたりとかすることで情報集めていきます(B7)」のようにケース対応時の情報収集について述べている。さらに、「生徒と会う前にその生徒の担任の先生の様子を聞く(C9)」や「(情報を聞くのは)まずこっちが気にかけていることが伝わる(C10)」とSCから積極的に情報をとりに行くことが教員に対して肯定的な印象になると述べられている。そ

のため、これらを「能動的な情報収集」(表8)と分類した。

表9. 教員の見立ての把握

Aさん	A9	先生がどんな見立てをしていてどんな関わりをしているかはしっかり聞くようにしていました。
	A10	SCの見立てだけで終わらないようにしています。(中略)生徒指導の先生や養護の先生にも話をふるってことをします。
Cさん	C11	先生が(ケースを)どんなふうに捉えているかっていうのも確認したいです。

「先生がどんな見立てを(中略)聞くようにしていました(A9)」や「SCの見立てだけで終わらないようにしています(A10)」,「先生が(ケースを)どんなふうに捉えているか(C11)」のように、ケース対応する上でSCの見立てだけでなく、教員がどのようにケースを捉えているかを意識していることが述べられている。そのため、これらを「教員の見立ての把握」(表9)と分類した。

表10. 専門性の支持

Bさん	B8	学校の先生の立場からすると指導すると言う立場なのでそれを職務上やらざるを得ないみたいなどころがあるのでそこは後先生たちの立場も考えて言わないといけない
	B9	先生たちはそれが正しいと思って良かれと思ってやってることなので、そこを勝負したらだめだろうなと思う
	B10	(SCは)愛着とか発達に落とし所持っていくのは好きではないんですけどまあそれで動いてくれるのであればそれを枠として使ってみてもいいのかなっていうのはありますね。

「先生たちの立場も考えて言わないといけない(B8)」や「先生たちはそれが正しいと思って良かれと思ってやってる(B9)」,「(教員の理解しやすい)枠として使ってみてもいい(B10)」のように、教員側の教育の専門家という専門性を尊重していることが述べられている。そのため、これらを「専門性の支持」(表10)と分類した。

Bさんからのデータが多いのは、小中連携を促進する前提で公立中学校に配属されコンサルテーションに多く携わり、教員にSCの見立てや方針を伝えていく特徴的な立場であるからだと考えられる。

表11. 教員の立場を考慮した働きかけ

Aさん	A11	先生がどんな関わりを持っているかというのは意識していました。もしカウンセリングをやっていたら自分の前では後でしたとか、もし先生に非があってもその非を感じさせないような表現で伝えていました。
-----	-----	--

Bさん	B11	簡潔に具体的な行動したら本人がこう変わる可能性があるからこうやってくださいみたいなそういう感じの頼み方をしているところがありますね。
	B12	先生がこちらの意図とは違う風に受け取って対応してしまうみたいなこともあったので、それはできるだけわかりやすく伝えるようにはしています。
Cさん	C12	小難しい話はなるべく言わないようにしてるあくまでその先生が理解しやすい形でほとんど専門用語なんか使わないし、逆に専門用語を使うって言う人もある先生によっては専門用語を使った方が養護教諭の先生には伝わりやすかったりとか

「先生に非があってもその非を感じさせないような表現で伝えていました (A11)」や「それはできるだけわかりやすく伝えるようにはしています (B12)」, 「あくまでその先生が理解しやすい形で (伝える) (C12)」のように、はたらきかける際に教員を否定的に扱わず、具体的で簡潔に伝えることを意識していることが述べられている。これは、教員と心理の専門性の違いを意識して教員の立場を考慮していることが考えられる。そのため、「教員の立場を考慮した働きかけ」(表11)と分類した。

(3) 「学内の位置づけに関する考慮」

「活動の透明化」(表12), 「学校文化への適応」(表13), 「外部性の認識」(表14), 「活動の限界」(表15)は、SCとして学校で活動する際に、それぞれの学校の文化やSCの立ち位置によって、SCがどのような位置づけにあるかを意識していると思われる視点であるため、これらを大カテゴリ「学内の位置づけに関する考慮」とした。

表12. 活動の透明化

Aさん	A12	先生に自分がどんな人物であるかとか知識があるかとか人柄とか知ってもらわないといけないので、できるだけオープンであろうとします。
Bさん	B15	学校の先生もSCがどんな感じで仕事をしているとかわからないと思うので、まあSCのことをに良い印象を持っていない先生もたまにはいるので、はっきり分かる形でやったほうがいいかなって思うのは思いますね
Cさん	C15	あと何してるかわからないやつと思われてはいけないと思います

「何してるかわからないやつと思われてはいけないと思います (C15)」と述べられているように教員からSCが理解しているとは限らない状況である為、「できるだけオープンであろうとします (A12)」や「(SCのことを) はっきり分かる形でやったほうがいい (B15)」のように、可能な限りSCの活動やできることを明確にするよう意識していると述べている。そのため、これらを「活動の透明化」(表12)と分類した。

表13. 学校文化への適応

Bさん	B13	職員室での立ち振る舞いとかその学校によって全然違うって言うのがあります。そういうのは周りの先生の立ち振る舞いをすごく見てどう動いたら不自然じゃないかとかそういうのは意識しています。
	B14	出勤したらまず校長先生に挨拶するのが当たり前みたいな学校もあれば、校長がいてもいないようなものみたいな雰囲気のある学校もありますし逆に校長先生が窓口みたいになってる学校もありますし。
Cさん	C13	学校には学校の文化があって大した事では無いかもしれませんが、紙媒体のやりとりが多いとか、それこそ外部にいる人間なので中のデータにアクセスするということができないっていうのがあります。
	C14	学校という組織についてわかりにくいところがあると思います。すごくしょうもないところだけどもまだにB4の紙を使ったりとか普通一般的にA4の紙を使ってるのに。

学内の位置づけに関する考慮としては、「職員室での立ち振る舞いとかその学校によって全然違う (B13)」のように学校によって異なる常識や文化があり、SCが入っていく際にはその当たり前に留意していると述べている。また、「学校には学校の文化があって (中略) 紙媒体のやりとりが多い (C13)」や「まだにB4の紙を使ったりとか (C14)」と、学校間の違いではなく、他の領域と学校の間にも文化の違いを感じていることが述べられている。そのため、これらを「学校文化への適応」(表13) と分類した。

表14. 外部性の認識

Aさん	A13	ずっとカウンセリングをしています。最後に相談室に先生がやってくるか自分がその共有の場に参加するという感じなので (中略) より外部性があります。
Bさん	B16	SCは外部から来ている人なのでSCがこれはこういうものだからこうしようとか言うのは違うとっていて、そこは外部から来ている人が中の人に合わせるべきなんではないかなと思っています。
Cさん	C16	ある種アウトサイダーみたいな部分があるから、(中略) 学校に馴染むようにしています

「より外部性があります (A13)」と述べられているようにSCの立場が外部の専門家と認識されていることを自覚していると述べている。また、「SCは外部から来ている人 (中略) 中の人に合わせるべき (B16)」や「ある種アウトサイダーみたいな部分があるから、(中略) 学校に馴染むようにしています (C16)」のように、外部性を自覚しているため学校に合わせることを意識していると述べている。そのため、これらを「外部性の認識」(表14) と分類した。

表15. 活動の限界

Aさん	A14	伝えたいことも伝えられないっていうのはあります。結局文章で残すしかないっていうふうになるとどう表現していいか難しいっていうのがあります。(中略)書く と語弊が生まれて、変になる時もあるってそういう難しさを感じます。
Bさん	B17	圧倒的に情報が少ないというのがあります。普段の子供の様子が見れないので学校の先生 の関係もわからないので。
Cさん	C17	学校の先生は忙しいからそこでその日のうちに情報共有できないこともある。できる だけやってるけど。こちらの勤務時間もあるので。
	C18	スケジュールが把握できないんです。(中略)その場で待ってられるかと言うと待 っててもいいんだと思うんですけど、実際は管理職に情報共有してそれを伝えても らうって言うところがあるからそこには難しさを感じることがあります。

「結局文章で残すしかない (A14)」や「圧倒的に情報が少ないというのがあります (B17)」のよ
うに学校内での動きでの難しさについて述べられている。また、「こちらの勤務時間もあるので (C17)」
のように、SCの勤務体制上の限界について語られている。これらはSC以外の要因の影響が大きい部
分での困難さであると考え、「活動の限界」(表15)と分類した。

5. 考察

本研究は、現職のスクールカウンセラー3名にインタビュー調査を行い、学校の中で機能するた
めの有効な視点について検討した。その結果を、インタビュー内容から、小カテゴリとして、13個に分
類し、さらにそれらを3個の大カテゴリに分類した。以下、「学校組織への参入」、「協働的関わり」、
「学内の位置づけに関する考慮」のそれぞれについて考察し、さらに学校の中でSCが機能するた
めの有効な視点について考察する。

(1) 学校組織への参入

SCとして活動していく上では、学校組織への参入は欠かせない。SCが学校現場で教員と関係を作
っていく際には、「複数の教員の目」、「社会的な振る舞い」、「自主的な活動」、「接点の拡大」が挙げ
られた。

「複数の教員の目」では、「学校からSCがどういう印象を持たれているかっていうのは考えない
といけない (B1)」と述べられているように、SCとして学校に入る際には、教員からSCがどのよ
うにみられているかという視点を持つことに留意していることが示された。また、「先生に対するコメ
ントを周りの先生も聞いている (C2)」のように、ある教員とのやり取りがそれを見ている他の教員にど
のような影響を与えるか、もしくはそのSCがどうみられるかに着目していることを示している。こ
のように、学校組織への参入がSCと教員の一对一のものではなく、学校組織という集団の中で行わ
れていることを前提にどの教員とどんなやり取りをするかということに意識を向ける必要があると考
えられる。

また、カウンセリングや生徒に関するコンサルテーションなど、教員経由で依頼が来ることが多いことを考えると教員からの信頼が必要になる。そのため、「ハンカチは絶対に持っていくようにしています。(A3)」や、「挨拶するとかケースの報告はきちんとする(C3)」で述べられているような、「社会的な振る舞い」の中で、いわゆる常識的な対応や業務報告などの基本的なコミュニケーションが求められている。内田(2011)は社会人としての「礼儀・作法」がきちんとできるかが、学校での周りからの受け入れや居心地の良さに大きく関係すると述べている。SCは、心理臨床の専門性以前に学校という組織の中での振る舞いが、その後の専門性を発揮する上で重要であることが考えられる。

さらに、相談業務やコンサルテーション、会議など決まった業務以外の「自主的な活動」では、「先生に対してしっかり何かやってみるかっていうのを出せる(B4)」と、積極的に活用して存在感を示す姿勢がみられる一方で、「(手が空いている)時間に(中略)逃げてしまう(A5)」と、教員と距離を置くようなSCの葛藤が示された。SCは学校現場に入れば、教員から見られている可能性があるときはほぼすべてが臨床行為という意識が必要になることが考えられる。しかし、それは教員に対する気疲れにより居づらさを感じてしまうようなSCの葛藤につながる要因でもあることが推察される。

先に述べたように、学校現場において教員と関係構築を行う際には、組織の中でどの教員とどんなやり取りをしていくかが重要であると考えられた。その上で、さらに教員との「接点の拡大」を行っていくには、「コーディネーターの先生とどうつながっていくかということところが大事(A7)」や「まずは窓口になる先生としっかりと関係を作る(B5)」のように、学校とSCをつなぐ「窓口」もしくは「コーディネーター」との関係構築が重要であると考えられる。吉川(2019)はSCの窓口的な担当を担っている以上、その担当者を通じて学校システムと交渉することが基本であると述べている。学校システムの中で、ただ闇雲に教員との接点を作ればいいというものではなく、SCと学校をつなぐ窓口を把握し、その教員との交渉を通じて接点を広げていくことが組織の中の動き方として有効であると考えられる。さらに、「(社交性の高い)先生と接点を持つ(A6)」のように、上記の窓口を押さえた上で、学校の中で社交の中心になっている様々な教員との接点が多い、いわゆる社交性の高い教員とつながることがSCと教員たちとの接点を増やすことにつながると考えられる。

このような学校組織への参入に対して、松岡(2014)は「SCは関わる個々の教員をその場ごとに見立てていくことが必要である」と述べている。しかし、これはあくまでSCと教員の一对一の関係が前提の枠組みとなっている。今回の結果からは、SCは学校現場に入る際に「複数の教員の目」の中で、特別なバイアスがかからないように「社会的な振る舞い」に留意して、「自主的な活動」によって存在感を示し、学校内でどの教員と繋がるのが他の教員との「接点の拡大」につながるのか考慮している。これらは、SC-教員の一対一関係のみに着目したものではなく、学校組織の中で教員と関係を築くための視点として挙げられたものである。つまり、ある教員に対する振る舞いが他の教員にどのような影響を与えるか、教員同士の関係性がSCとの関係性にも影響を与えるかなど、あくまで学校という組織の中で学校組織への参入を図っていることが考えられる。そのため、SCが学校組織の中で対集団の視点を持つことが「学校組織への参入」に寄与することが示唆された。

(2) 協働的関わり

SCがケース対応する場合の多くは、教員から気になる生徒についての相談があったり、SCの窓口になる教員からの紹介から始まる。「ニーズの把握」では、「先生がSCに何を求めているのか考える (B6)」のように、生徒の担任や関係がある教員のSCに対するニーズを把握することに努めている。さらに、「担任のニーズや学校のニーズも把握したい (C6)」のように、学校（管理職や学校の方針）とその中にある担任の個別のニーズなどを分けて、把握している。森岡（2015）は、必ずしも問題を抱えているとみられる生徒や親が一番困っているとは限らず、教師が困っている場合がある。現場においてはニーズを多面的に捉える視点を重視していると述べている。このように、学校、担任以外にも、そのケースに携わる関係者、たとえば、担任、学年主任、生徒指導、養護教諭、管理職、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒などのニーズをそれぞれ多角的に把握したうえでケースを進める視点が必要であることが考えられる。

また、「能動的な情報収集」では、「生徒と会う前にその生徒の担任の先生とかに、様子を聞く (C9)」の語りは、担当ケースの情報把握を意図した情報共有を示しているが、「(先生の) 年齢や教科や、学年主任との関係や周りの先生との関係や部活とかそういう基本的な属性は把握する (A8)」のような情報収集は、連携する教員の特徴や他の教員との関係性を把握しておくことで、ケースでの連携を円滑にするものである。さらに、「(情報を聞くのはSCが) 気にかけていることが伝わる (C10)」や「コミュニケーションを取る一環でこっちから働きかけていく (C10)」に示されているように、受動的に情報を得ることと異なり、能動的に情報を集める行動そのものが教員への様々なメッセージとなっており、コミュニケーションを促進するものとして活用されていることが考えられる。このように、ケース対応においての情報収集はケースそのものの情報を得ることだけではなく、連携の側面からも活用されていることが考えられる。

「教員の見立ての把握」では、「先生がどんな見立てをしていてどんな関わりをしているかはしっかり聞く (A9)」や「先生が(ケースを) どんなふうに捉えているか確認したい (C11)」のように、ケース対応の上で、教員が対象となる生徒に対して、どのような認識をしているのかを把握することに努めていることが示された。

SCがケース対応やコンサルテーション、連携のなかで教員にはたらきかけを行う際には、「先生たちの立場（教員は教育・指導すると言う立場）を考えて伝える (B8)」と述べられているように、教員側の専門性による立場とSCの専門性に基づいたはたらきかけの意図が異なる場合がある。むしろ異なるからこそ、コンサルテーションなどの対等な専門家同士のやりとりの中に新たな視点、対応の発想が生まれる（松岡，2014）が、教員の指導とSCの相談は互いにぶつかりあうこともあり（伊藤，2000a），それら是对立関係や意見の不一致による平衡状態のもとになり得ることも考えられる。「それが正しいと思って良かれと思ってやってることなので、そこと勝負しない (B9)」のように、SCは教員の考えとの差を明らかにするのではなく、むしろ立場を考慮して肯定していることが示されている。また、「(愛着や発達などその教員が理解しやすい説明を) 枠として使ってみてもいいのかな (B10)」のように、教員側の見立てに合わせてSCの対応を変えていることが示唆された。SCのコンサルテ

ションにおいて、教員が行動変容しやすいように教員側の考えに合わせて柔軟に対応を変えていくことが必要であると考えられる。

また、「立場を考慮した伝達」では、「できるだけわかりやすく伝える (B12)」や「小難しい話なるべく言わない、専門用語は使わない、逆に専門用語を使って伝わる先生には使う (C12)」のように、教員の立場に留意したはたらきかけを行っていることが示された。

(3) 学内の位置づけに関する考慮

「学校文化への適応」では、「職員室での立ち振る舞いとかその学校によって異なる。周りの先生の立ち振る舞いを見てどう動いたら不自然じゃないか意識する (B13)」と述べられている。土居ら (2011) はSC活動における問題への対処の促進因子として「学校へ合わせる」が有効であることを示している。学校のルールや暗黙の了解に対して、自然に合わせていくことが学校組織に入っていく上では必要であると考えられる。

「外部性の認識」では、「SCは外部から来ている人なので、外部から来ている人が中の人に合わせるべき (B16)」や「ある種アウトサイダーみたいな部分があるから、(中略) 学校に馴染むようにしている (C16)」と述べられているように、SCは自身のSCとしての像よりも、学校で求められているSC像に合わせて活動していく必要があると示されている。これは、SCの外部性を考慮した上で、学校内で教員らとうまく連携するためには必要な視点であると考えられる。また、学校が求めているSCの動き方に合わせる上で、重要になると考えられるのが「活動の透明化」である。「学校の先生もSCがどんな感じで仕事をしているとかわからないと思うので、(中略) はっきり分かる形でやったほうがいい (B15)」や「自分がどんな人物であるか、どんな知識があるか、人柄とか知ってもらわないといけないので、できるだけオープンであろうとする。(A12)」と述べられているように、教員に対して、SCがどのような人物か、またどのような活動をしているかを明確に示していくことを意図している。松岡 (2011) は実際の現場のSCが教員との関係性において、外部性と内部性の共存をどのように実践しているのか検討する必要があると述べている。この実践の一つにSCの「活動の透明化」が挙げられる。外部性を認識しながらも、内部性になじむためには、SC自身が教員に対して自己開示的になる必要があると推察される。

また、SCが「活動の限界」と考えているのは、「結局文章で残すしかない(中略) 書くと語弊が生まれて、難しさを感じる (A14)」や「その日のうちに情報共有できないこともある。SCの勤務時間も(制限が) ある。(C17)」で示されているような、教員の多忙さやSCの勤務時間の短さが示されている。SCにとっては、対象の教員との直接的な情報共有が難しく、文章や伝聞による報告などの方法がとられている。このことは、SCや教員の個々の改善努力でも難しい連携上の困難さであり、今後の課題であると考えられる。

(4) 学校の中でSCが機能するために有効な視点

本研究は、スクールカウンセラーが学校の中で機能するための有効な視点について検討してきた。

その結果、これまで先行研究で示されてきたような教員とSCの個々の関係性に着目するだけでなく、学校全体の中にSCを位置づけ「複数の教員の目」を意識しながら、学校とSCを繋ぐ窓口を意識して教員との「接点の拡大」を計るような、集団を見立てる視点が重要であることが示唆された。吉川 (2019) は、家族療法で用いられる家族集団に対する接近法である「ジョイニング」を学校システムの関係形成に応用している。ジョイニングは個々人との内面的で深い関係形成ではなく、表面的であっても集団・組織との良好な関係づくりの方法である (吉川, 1993) と述べている。このような視点では、SCが学校内でどのように動くかとともに、教員からどのように見られているかという視点が必要になる。たとえば、「(情報を聞くのは) まずこっちが気にかけていることが伝わる (C10)」のように、情報を聞くことが教員にとってどう見えるかを意識していることが示されている。このように、教員の視点に立って行動するということが学校組織の中では有効であると考えられる。また、「職員室での立ち振る舞いとかその学校によって全然違う (B13)」と述べられているように、学校には独自のルールがあり、そのルールを見極めてそれに合わせる形で関係構築を進めていくことが必要であると考えられる。以上のように、学校組織との関係形成には、組織を見立てそれに準じた動き方に留意することが重要であると考えられる。

6. おわりに

本研究は、SCが学校で機能するための視点について探索的に調査するため、インタビュー調査を実施した。その結果、「学校組織への参入」、「協働的関わり」、「学内の位置づけに関する考慮」の3つの視点が明らかになった。生成されたカテゴリに関する共通点の妥当性に関しては、今後対象者を増やしさらなる調査で確かめていく必要がある。また、要点を「組織との関係形成」に絞って調査を進めていくことで、今回挙げられなかった視点についても明らかになる可能性がある。

また、心理臨床の経験年数がさらに豊富なSCを対象とすることで異なった結果が得られる可能性がある。今後の課題としては、さらに対象者を広げることで、心理士の経験年数による動き方の違いなどが検討できると考えられる。また、今回の調査では公立中学校を対象としたため、私立学校や、小学校、中学校など他の異なる学校種について検討しきれていない。今後は、それぞれの特徴に合わせたSCの動き方について調査していく必要があると考えられる。

参考・引用文献

- 家近早苗 (2015) 「学校における援助システムの見立てと支援」『臨床心理学』15巻2号, pp.198-202
- 家近早苗 (2017) 「学校心理学の展望と課題—チーム学校への貢献の可能性—」『教育心理学年報』56号, pp.122-136
- 伊藤美奈子・中村健 (1998) 「学校現場へのスクールカウンセラー導入についての意識調査—中学校教師とカウンセラーを対象に—」『教育心理学研究』46巻2号, pp.121-130
- 伊藤美奈子 (2000a) 「学校側から見た学校臨床心理士 (スクールカウンセラー) 活動の評価」『臨床心理士報 (日本臨床心理士資格認定協会)』11号2巻, pp. 21-42

- 伊藤美奈子 (2000b) 「スクールカウンセラー実践活動に対する派遣校教師の評価」『心理臨床学研究』18号, pp.93-99
- 内田利広・内田純子 (2011) 「スクールカウンセラーの第一歩：学校現場への入り口から面接実施までの手引き」, 創元社
- 佐藤郁哉 (2008) 「質的データ分析法—原理・方法・実践—」, 新曜社
- 角真左子・大西俊江 (2001) 「教育相談活動におけるスクールカウンセラーと養護教諭の役割と連携」『教育臨床総合研究紀要2001』 pp.49-60
- 田村節子・石隈利紀 (2003) 「教師・保護者・スクールカウンセラーによるコア援助チームの形成と展開—援助者としての保護者に焦点をあてて—」『教育心理学研究』51巻3号, pp.328-338
- 土居正城・加藤哲文 (2011) 「スクールカウンセラーと教員の連携促進要因の探索的研究」『カウンセリング研究』44巻4号, pp.288-298
- 中島義実・原田克巳・草野香苗・太田宣子・佐々木栄子・金井篤子・蔭山英順 (1997) 「義務教育現場における教員の期待するスクールカウンセラー像」『心理臨床学研究』15号, pp.536-546
- 松岡靖子 (2011) 「スクールカウンセラーが学校現場で機能するための活動と工夫について—教師との連携に焦点を当てて—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』58号, pp.35-45
- 松岡靖子 (2014) 「スクールカウンセラーの教員との連携構築プロセス—修正版グランデッド・セオリー・アプローチによる検討—」47巻2号, pp.67-76
- 森岡正芳 (2015) 「学校・教育の現場で心理職が働く意義と課題」『臨床心理学』15巻, 2号, pp.147-150
- 文部科学省 (2007) 「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— (報告)」『教育相談等に関する調査研究協力者会議』
- 文部科学省 (2010) 「生徒指導提要」(2010年3月)
- 文部科学省 (2015) 中央教育審議会 「チーム学校としての学校の在り方と改善方策」(答申)(2018年11月14日)
- 村山正治 (1999) 「スクールカウンセラーの現状と課題」『学習評価研究』
- 吉川悟 (2019) 「ジョイニング—学校というシステムとの関係形成—」吉川悟・赤津玲子・伊東秀章編 「システムズアプローチによるスクールカウンセリング—システム論からみた学校臨床」, 金剛出版
- 吉川悟 (1993) 「家族療法—システムズアプローチの〈ものの見方〉」, ミネルヴァ書房
- 吉澤佳代子・古橋啓介 (2009) 「中学校におけるスクールカウンセラーの活動に対する教師の評価」『福岡県立大学人間社会学部紀要』17巻2号, pp.47-65

受付日：2022年10月3日

デジタル技術を用いた展観手法構築への挑戦

曾我 麻佐子^{1,2}, 岡田 至弘², 片岡 章俊^{1,2}, 外村 佳伸^{1,2}, 芝 公仁^{1,2}, 橋口 哲志^{1,2}

¹ 龍谷大学 先端理工学部

² 龍谷大学 古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター

Constructing an Exhibition Method Using Digital Technologies

Asako Soga^{1,2}, Yoshihiro Okada², Akitoshi Kataoka^{1,2},

Yoshinobu Tonomura^{1,2}, Masahito Shiba^{1,2}, Satoshi Hashiguchi^{1,2}

¹ Faculty of Advanced Science and Technology, Ryukoku University

² Digital Archives Research Center for Classical Documents and Conservation of Cultural Property, Ryukoku University

要旨

古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター（DARC）は、文化財・学術資料の多面的公開のためのデジタルアーカイブ形成に関する研究に取り組んでいる。本稿では、2021年12月に行われた古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター 研究展示会「文化財デジタルアーカイブへの挑戦～大谷探検隊と西本願寺の仏教文化の復元をめざして」における第2章「デジタル技術を用いた展観手法構築への挑戦」の展示内容と当日の来館者による評価について報告し、得られた知見とデジタル技術を用いた展観手法の可能性について考察する。

The Digital Archives Research Center for Classical Documents and Conservation of Cultural Property (DARC) is conducting research on the establishment of digital archives for the multifaceted publication of cultural and academic materials. In this paper, we report on the exhibition content in Chapter 2 “Exhibition using digital technology: the challenge of constructing a method,” as well as the impressions of visitors on the actual day of the DARC exhibition. “Challenges for Digital Archives of Cultural Properties: Aiming to Restore the Buddhist Culture of Nishi Honganji Temple with the Otani Expedition” held in December 2021. We discussed the acquired knowledge

as well as the possibility of using digital technology for exhibition methods.

キーワード：文化財，博物館展示，AR（拡張現実），CG

Keywords: cultural property, museum exhibits, augmented reality, CG

1. はじめに

古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター（Digital Archives Research Center for Classical Documents and Conservation of Cultural Property：DARC）では、本学の建学の精神に基づいて収集した古典籍・文化財のデジタルアーカイブの資産を有効活用し、これらの学術資料を多面的に公開することを目的として研究活動を行っている。写本・古典籍・絵画・彫刻・建築などに代表される「有形文化財」だけでなく、舞踊・音楽・声明などの「無形文化財」、および儀式・儀礼などを含む「民俗文化財」をデジタル保存し、より汎用性の高い手法で社会一般に広く公開することをめざしている。2019年～2021年度は、「文化財・学術資料の多面的公開のためのデジタルアーカイブ形成に関する研究」を研究課題とし、以下の3つのグループに分かれて研究活動を行った（1）。

グループA 【古典籍・文化財コンテンツ研究】

グループB 【文化財・学術資料公開手法研究】

グループC 【クロスモダリティ・デジタルアーカイブ研究】

本稿では、グループBの活動について報告する。グループBは、先端理工学部の6名の兼任研究員から構成され、テーマ展示を主とする博物館展示との連携を図る展観手法の確立を目的とした。

従来の博物館展示は、実物展示および複製展示が中心となっており、これらを補うため情報技術を用いた呈示が行われているが、壁画や建築物などの大型展示物は、空間や手法の制約により実展示が難しく、個別断片的な展示になりがちである。コンピュータグラフィックス（CG）やVR（仮想現実感）、AR（拡張現実感）技術を用いた展示も行われているが、特定の文化財に限定した関連展示が多く、複数の公的ミュージアムが所有するデジタルアーカイブへ適用することは困難である。

グループBでは、文化財・学術資料の保存・継承を支援し、閲覧による多面的公開手法の研究を行うことを目的とし、実展示連携3D情報呈示、展観ガイドと学術資料公開情報サービス、VR、ARなどの新たなメディア活用による展観を軸として研究を進めてきた。2021年度は、これまでに行ってきたデジタル技術を用いた多面的展示手法による研究成果の公開および実証実験を行うため、龍谷ミュージアムにおいて6つの展示を行った。情報技術を用いた展示手法に関する研究の紹介だけでなく、古典籍・文化財のデジタルアーカイブ資産を活用した展示コンテンツの制作、文化財・学術資料の保存・修復・継承を支援し、時代考証などの考察を加えた研究成果、実展示と連携した展観も実現した。

本稿では、2021年12月に行われた古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター 研究展示会「文化財デジタルアーカイブへの挑戦 ～大谷探検隊と西本願寺の仏教文化の復元をめざして」におけるグループBの展示内容と、当日の来館者による評価について報告し、得られた知見とデジタル技術を用いた展観手法の可能性について考察する。

2. 研究展示会

2021年12月3日-12月4日に龍谷ミュージアムで行われた古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター 研究展示会「文化財デジタルアーカイブへの挑戦 ～大谷探検隊と西本願寺の仏教文化の復元をめざして」において、グループBは第2章「デジタルアーカイブを活用した展観手法構築への挑戦」という展示タイトルで6つの展示を行った。主に、画像・音声処理などの情報技術を活用した展観手法についての研究紹介を行い、試作したシステムをDARCのデジタルアーカイブへ適用した例として、舍利容器に描かれた舞人のAR表示や仮想試着、MR空間を活用した黒澤アーカイブの画像閲覧など、実際に体験できる展示も用意した。さらに、実展示連携コンテンツとして、舍利容器のレプリカも展示した。図1はグループBの展示フロアの様子である。

展示タイトルと出展者は以下のとおりである。グループBの研究員を基本とし、研究員が指導する本学学生もシステム開発補助および展示スタッフとして参加した(所属・学年は展示会当時のもの)。

- ・複数スピーカによる音声ガイダンスのマルチ局所再生
片岡 章俊(龍谷大学 先端理工学部 教授)
- ・黒澤デジタルアーカイブ - MR空間を活用した画像閲覧システム
芝 公仁(龍谷大学 先端理工学部 助教)
橋口 哲志(龍谷大学 先端理工学部 助教)
原 一輝(龍谷大学 理工学部 情報メディア学科 4年)
- ・反応する壁画
外村 佳伸(龍谷大学 先端理工学部 教授)
曾野 剛生(龍谷大学 理工学部 情報メディア学科 4年)
- ・漆喰粗面への壁画復元展示
岡田 至弘(龍谷大学 先端理工学部 教授)
- ・舍利容器のデジタルコンテンツ (AR舍利容器, 3D仮想試着)
曾我 麻佐子(龍谷大学 先端理工学部 准教授)
萩原 智大(龍谷大学 理工学研究科 情報メディア学専攻 1年)
阪口 直樹(龍谷大学 理工学部 情報メディア学科 4年)
小林 京平(龍谷大学 理工学部 情報メディア学科 4年)
久郷 優斗(龍谷大学 理工学部 情報メディア学科 4年)

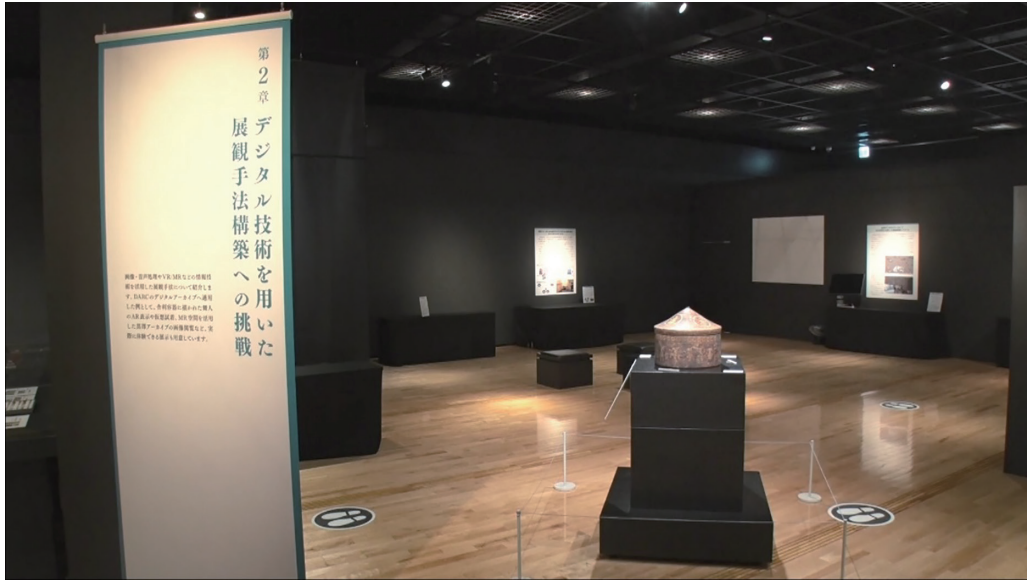


図1 展示フロアの様子

3. 展示内容

3.1 複数スピーカによる音声ガイダンスのマルチ局所再生

3.1.1 展示の概要

博物館などの展示物に対する音声ガイダンスシステムに関するデモビデオによる展示を行った。展示の様子を図2に示す。システムを説明するパネルと事前に収録した複数スピーカによる音声ガイダンスのマルチ局所再生の効果を示すビデオを流し、来場者への説明を行った。



図2 展示風景

3.1.2 システムの概要

展示物を観覧する際、その説明も同時に聞けた方がよい。音声ガイダンスが聞けるようにヘッドホ

ンを貸し出しているところもあるが、何も装着しないことが望ましい。他の展示物もあるので、対象の展示物の前のエリアだけ、その解説が聞けることが望ましい。

本システムは複数のスピーカを用いて、音声を再生するエリアと抑圧するエリアを生成する多点制御法によって、局所的にある範囲にのみ音声を再生できる。さらにこの技術を用いて、図3のように展示物の前で、一方のエリアには日本語の説明が聞こえ、他方には英語の説明が聞こえるエリアを同時に実現し、マルチな局所再生による音声ガイダンスシステムを実現する。

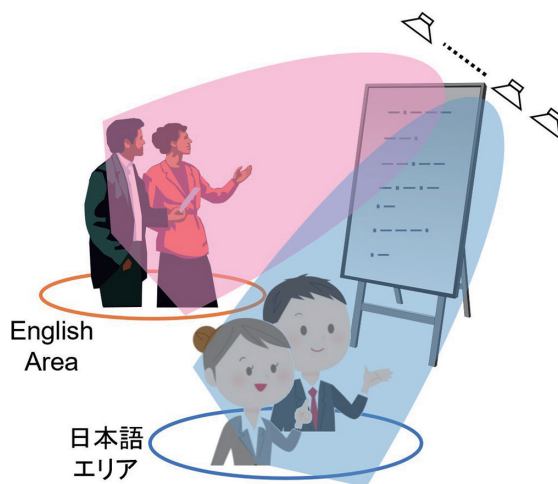


図3 音声ガイダンス

3.1.3 マルチ音声ガイダンスシステム

ガイダンス音声はフィルタで処理され、複数のスピーカから放射される。各スピーカから出た音は、再生したい場所ではお互いに強め合い、音が聞こえないようにしたい場所では、お互いに弱め合う。そのような状態が生じるようにフィルタで音を処理している。このように多点制御法によって処理された音声を複数のスピーカから放射して、音声が聞こえる再生エリアと音声が聞こえない抑圧エリアを生成する。

同時に2つの音声を別々のエリアで再生するには、音声Aだけが聞こえる設定のフィルタと、音声Bだけが聞こえる設定のフィルタを組み合わせることにより、一方には音声Aだけが、他方には音声Bだけが聞こえるマルチな局所再生を実現することができる（図4）。音声Aに日本語を、音声Bには英語の解説を用いれば、同一の展示物に対して、一方のエリアには日本語の説明が聞こえ、他方には英語の説明が聞こえるエリアを同時に聞こえるマルチな局所再生による音声ガイダンスシステムになる（2, 3）。

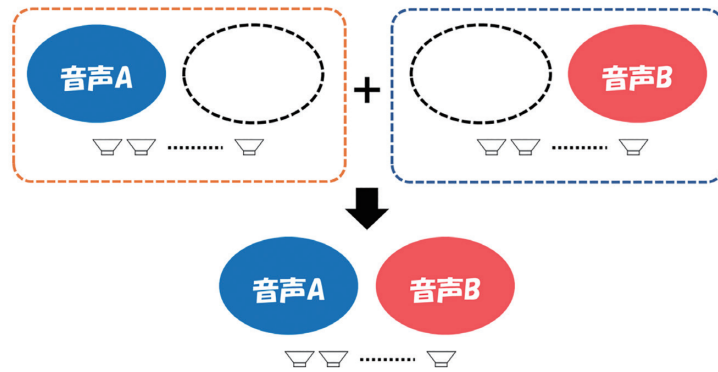


図4 マルチ再生の仕組み

3.2 MR空間を活用した画像閲覧システム

黒澤明デジタルアーカイブは、映画監督の黒澤明氏が残した資料である創作ノート、映画台本、直筆資料、写真などの画像データとそのメタデータがアーカイブされたものである。2021年に黒澤明デジタルアーカイブをWeb ブラウザで閲覧できるようにしたWebサイトの構築を行っており（4）、デモ展示では、本Web サイトを紹介するため、サイトを自由に閲覧できる計算機を設置した。

本Webサイトでは、コンテンツが映画作品などでカテゴリ分けされており、各作品の撮影現場の写真などを閲覧することが可能である。本Web サイトは2021年に公開されたが、それ以前から黒澤明デジタルアーカイブのコンテンツを閲覧できるWebサイトはあった。この旧サイトは一般に公開されたものであったが、一般ユーザが使用するというよりは、コンテンツ所有者がコンテンツを管理するために使用することが多いものであった。これに対して、新サイトは、コンテンツ所有者だけではなく、黒澤明氏に興味を持つ一般の人をユーザとして設定している。

展示で使用したデモシステムは、黒澤明デジタルアーカイブのコンテンツを、ヘッドマウントディスプレイやWebページで閲覧できるようにしたものである。本デモシステムは、図5に示すように、次のコンポーネントから構成される。

- ・アーカイブ

コンテンツを保持し、データベースで管理する。

- ・Web サーバ

アーカイブのコンテンツをWeb ブラウザに提供する。また、Viewer とCrawler がWhiteboardにアクセスできるようにする。

- ・Viewer

ヘッドマウントディスプレイ（HMD）で動作し、現実と仮想が混合する空間にコンテンツを提示する。

- ・Crawler

Web ブラウザ上で動作し、サイト内を自動巡回する。

- ・Whiteboard

ViewerとCrawlerが協調動作するための機能を提供する。Viewerは、複合現実感（Mixed Reality; MR）の技術を用いてコンテンツを提示し、映画作品の世界に包まれるような空間を演出する。これまでも博物館でMR技術を用いた展示は行われてきたが（5, 6）、本システムではWebサイトの閲覧情報をもとに仮想空間を演出することで閲覧者の興味に近いコンテンツを提供できるようにした。

ユーザは、自身の周囲の空間に散りばめられたコンテンツを手にも取ることもできる。Crawlerは、Webブラウザが一定時間操作されないと、サイト内のページの巡回を行う。これによって、どのようなコンテンツがあるかを来場者に見せるようにしている。ViewerとCrawlerは、ユーザが閲覧しているコンテンツの識別子をWhiteboardに書き込む。また、Whiteboardに書かれたコンテンツ識別子を確認し、そのコンテンツを表示する。このような協調により、Viewerで閲覧されたコンテンツの詳細な情報をWebブラウザに表示するような連携動作が可能となっている。

展示会での体験の様子を図6に示す。体験ではまずWeb上で閲覧できる黒澤アーカイブのデータをPC上で閲覧し、その後ViewerとなるHMD（HoloLens2, Microsoft）とCrawlerが協調動作するMR画像閲覧システムを体験してもらった。Web上の閲覧履歴から関連する画像が選択され、スクリーン上とHMDに表示される。HMDで表示される画像のホログラムは、ハンドジェスチャにより掴んで移動や拡大縮小の操作が可能である。体験者にはHMDを装着してもらった後、スクリーンの前に立ち、時間制限なく操作してもらった。その際、体験者の視線を確認するモニターを設置し、体験補助者が体験者の操作を指示した。

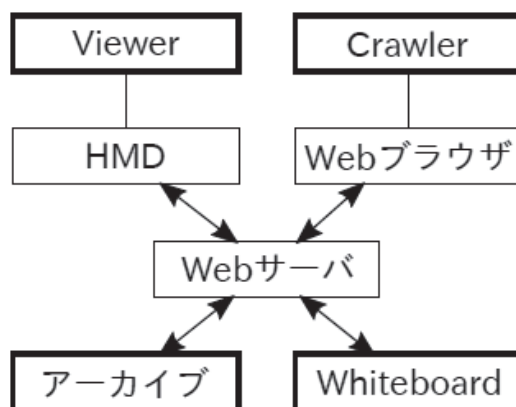


図5 システム構成



図6 MR画像閲覧システムを体験する様子

3.3 漆喰粗面への壁画復元展示

西域石窟寺院を荘厳する壁画は、土壁を素地に描かれたものである。展示では、視認できる触感表示として、類似素地である漆喰粗面への復元展示で、視覚・触覚融合の 実際を体験してもらった。図7は展示の様子である。ベゼクリク第20号窟の代表的主題の”誓願図「布髪本生」”の復元展示を、彩色・質感復元処理により実現した。今回の復元展示では、実際に用いられたと推測できる”赤色・緑色・青色”顔料の発色に対応した復元手法として、漆喰素地への描画法である”フレスコ画”による彩色、凹凸表現として漆喰粗面を用い、視覚・触覚融合による復元展示の新たな手法を提示した。

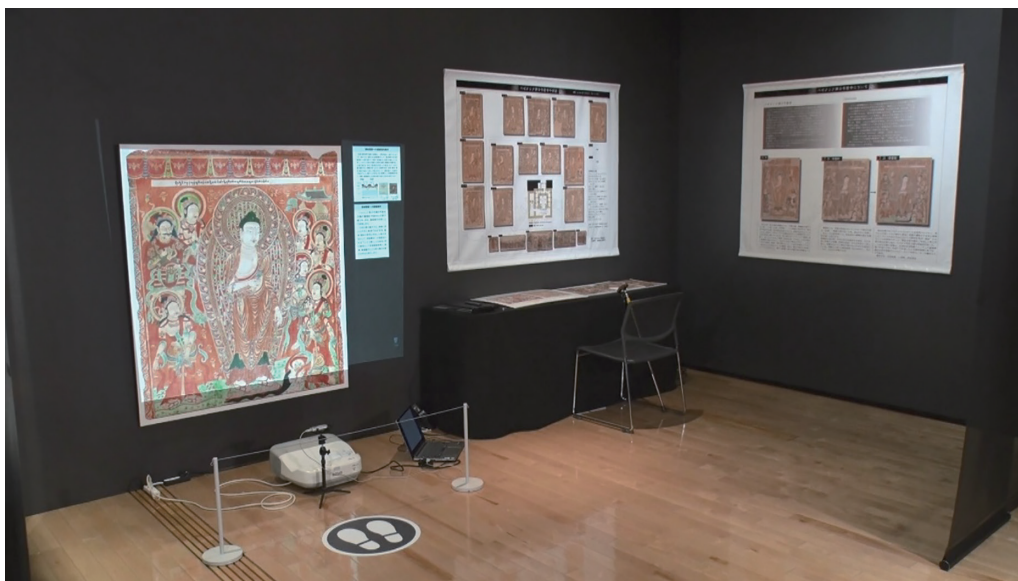


図7 漆喰粗面への壁画復元展示の様子

3.4 反応する壁画

グループBの展示のひとつとして、開発したシステム” SceneMirage” による「反応する壁画」を展示した。図8に展示の外観を示す。壁にポスター風に貼っているのは、ベゼクリクの壁画の一部である。体験者は静止画展示としてみず見るが、壁画の人の顔の口が、見る人の口の動きに応じて動くことで、顔全体が生き活きと感じられることを期待するものである。これは、映画制作においてマツト画と呼ばれる大きな背景の一部に動画をはめ込んでシーンを合成することで、シーン全体を実際に撮影したもののように見せる技法に発想を得たものである。

実際のシステムのしくみはシンプルで、一部分（この場合口元画像）以外は黒にした画像を壁画ポスターにプロジェクターで投影するもので、写真左に見えているWebカメラで体験者の顔をとらえ、画像処理により顔の表情の動きをとらえ、それに基づき刻々口元の画像を変化させ、結果をリアルタイムで投影する（図9）。

展示体験者の反応としては、何が起きているかに気が付いた時に、ああそうかという表情が変わって、次に積極的に口を動かして表示の反応を確かめる様子が典型的であった。一方で、投影画像の見え具合が背景ポスターとは質感が少し異なって感じられるため、多少違和感があるという意見もあった。反射光で見えるポスター画像と、投影で見える画像は、原理的に異なるものであることから、もっと自然に見えるようにするためにはまだ課題がある。今回は口元画像だけに焦点を当てたが、表情で重要な目とその周辺にも同様の効果を持たせていくことを検討している。

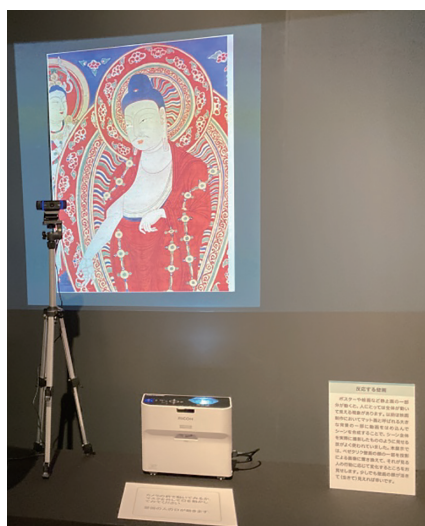


図8 SceneMirage展示の外観

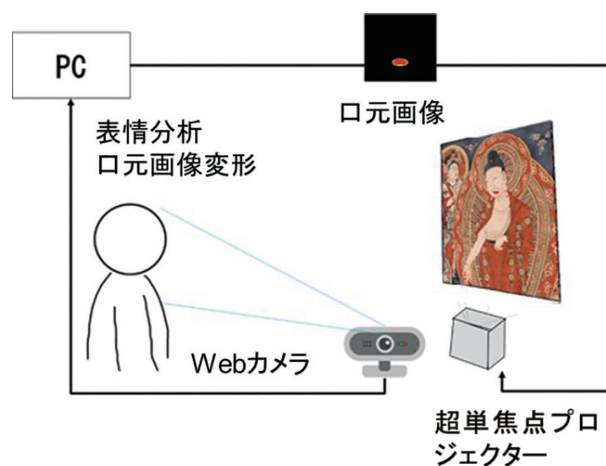


図9 SceneMirageシステムのしくみ

3.5 舍利容器のデジタルコンテンツ

舍利容器とは、仏教における釈迦の位牌を納めるための容器のことである。舍利容器の側面には、仮面舞踊を上演する舞人10人と仮面舞踊の伴奏を行なう楽人11人が描かれている（7）。また、上面の蓋には楽器を演奏する天人が描かれている。これらの仮面舞踊の様子を、CGとインタラクティブ技術を用いて体験しながら理解を深めることができるシステムを開発した。

3.5.1 AR舍利容器

AR舍利容器は、図10に示すように舍利容器のレプリカにタブレットをかざすと舍利容器に描かれた人物とその人物に関する解説と3Dコンテンツを視聴できる。AR (Augmented Reality : 拡張現実) 技術を利用して舞人の画像をあらかじめ登録しておき、その画像を認識するとタブレットで映したカメラ映像の上に3DCGアニメーションや解説を表示する。

舞人の動きは、西域から中国をへて日本に伝わった舞楽「蘇莫者」の映像を参考にし、3人の異なる舞人のCGアニメーションを作成した(8)。「左衽の上衣を着た舞人」と「黒い顔の異獣の仮面を被る舞人」の振付には、「蘇莫者」の映像を参考に動きを実演し、モーションキャプチャで収録したものを割り当てた。「左衽の上衣を着た舞人」は、蘇莫者の「序」の振付、「黒い顔の異獣の仮面を被る舞人」は、「序」の後に踊られる「破」の振付を踊っている。「サル顔の異獣の仮面を被る舞人」の振付は、琉球舞踊のモーションアーカイブと振付作成システムを用いて作成した。作成した振付は36秒であり、11個の基本動作を使用した。

図11は展示の様子である。舍利容器に直接タブレットをかざすのは側面のみとし、3か所から異なる舞人のCGアニメーションを閲覧できるようにした。上面の蓋に描かれた4人天人は、画像をパネルにして設置し、パネルにタブレットをかざすことで各楽器の音と3DCGモデルを視聴できるようにした(9)。

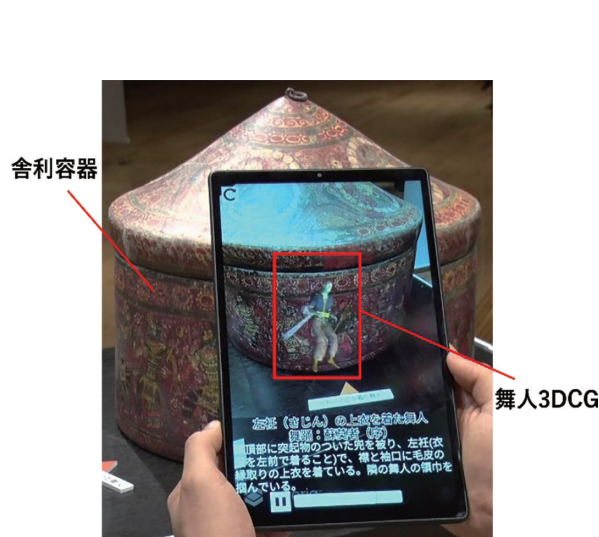


図10 AR舍利容器の使用例



図11 展示の様子

3.5.2 3D仮想試着

3D仮想試着では、舍利容器に描かれた舞人の装束や楽器などの道具をCGアバタで試着できる。実際の展示の様子を図12に示す。衣装は舍利容器に描かれた舞人が着ているクチャの装束を3次元CGソフトで制作して再現したものである。画面上のCGアバタは、自分と同じように動かすことができ、ジェスチャでパーツごとに着せ替えできる。さらに、ジェスチャで楽器や道具を表示させることで、大きさや持ち方を確認できる。

3D仮想試着システムは、図13に示すように、Azure Kinect, PC, ディスプレイで構成されている(10)。Azure Kinectで取得したユーザの骨格情報を基にCGアバタのモーション制御やジェスチャ認識、楽器・道具のCGオブジェクトや解説の表示制御を行う。舞人の衣装は、仮面、上衣、ズボンなどをジェスチャで個別に変更することが可能であり、ユーザはそれらを揃えることで、実際に舍利容器に描かれた舞人の衣装の組合せを見つける。また、特定の衣装の組合せを揃えると衣装の解説を読むことができるほか、楽器や道具を表示させ、持ち方や大きさを確認することができる。

システムを起動すると最初に衣装試着モードになり、図14のように画面左部にCGアバタが、画面右部に衣装の名前と色のついた丸が表示される。衣装試着モードでは、衣装の名前を見ながら、丸の色を揃えていくことで正しい組合せを完成させる。ユーザがCGアバタの衣装を揃えると楽器・道具表示モードへ遷移する。楽器・道具表示モードでは、ジェスチャによって箜篒(くご)という琵琶とハープに似た楽器と、幡(ばん)というステッキに似た形をした旗のような道具を表示させることができる。図14は箜篒を表示させた場合の例であり、CGアバタは舍利容器の画像と同様に天人に替わる。また、画面右部には舍利容器の天人が描かれた部分の画像と箜篒に関する解説が表示される。

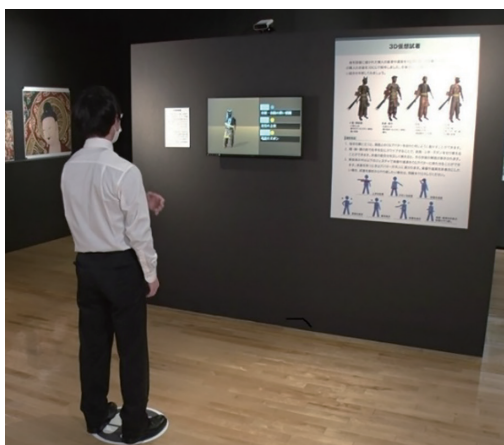


図12 展示の様子

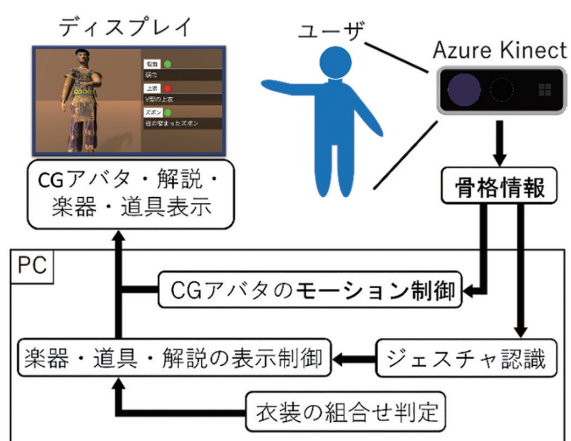


図13 システムの構成図



図14 3D仮想試着システムの実行画面

4. 評価

4.1 MR画像閲覧システムの評価

参加者の42名(男性19名, 女性23名)に7項目のアンケートを1-5の5段階で評価してもらった。

アンケートは、本システムで感動や楽しさといった印象を提供できたのかを問う項目と、ユーザビリティに関する項目にした。図15は各アンケート項目に関する評価の平均値と標準偏差を示す。

この結果では「このシステムに感動した」、「デジタルアーカイブ展示を十分に楽しめた」といった項目の評価値が平均4以上となった。よって、本システムで感動や楽しさを提供できることがわかった。また、体験者から「初めての体験で、とても楽しかった」「画像を拡縮、手に取って掴むのがよかった」といったコメントを聴取した。このことからMR空間でのインタラクティブな体験が目新しく、感動や楽しさを提供できることを示唆した。

「ストレス」、「疲労」、「努力」「操作が簡単」の4項目は、ユーザビリティに関する項目で、各評価値が平均4以下となった。評価が低くなった理由として、体験者からは「画像の拡縮が難しい」「遠くの画像を掴めない」といった意見があった。大方の体験者がHMDを装着したハンドジェスチャによる操作が初めてで、操作に慣れるまでに時間がかかったことが考えられる。一方で「システムの操作の理解をするのは簡単だった」という項目の評価値は平均4以上となった。このことから、操作方法は直感的で理解しやすいが、慣れるまでに少し時間がかかってしまうことが示唆された。

以上のことより、本システムはユーザビリティの問題を改善する必要があるが、新しい技術に触れることで楽しさ・感動を提供でき、デジタルアーカイブコンテンツの新たな閲覧手法として有用であることが示唆された。

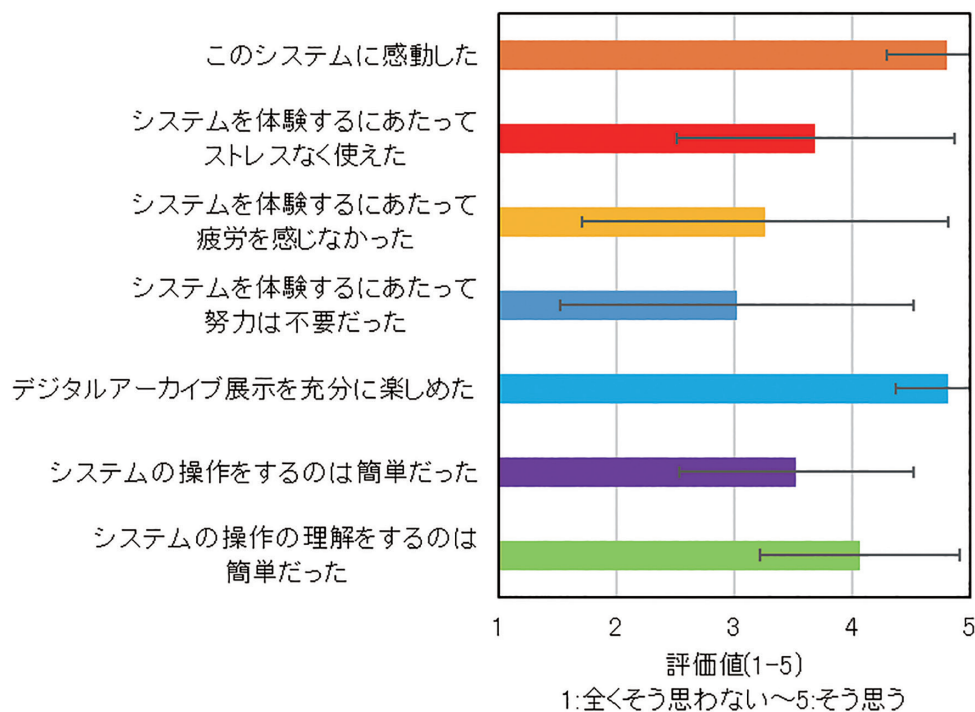


図15 アンケート項目に関する評価の平均値

4.2 舍利容器のデジタルコンテンツの評価

展示会においてAR舍利容器と3D仮想試着の両方を体験した来館者を対象にアンケート調査を行った。回答者は2日間で51人（1日目28名、2日目23名）であった。アンケートの回答者には、舍利容器の舞人CGのポストカードをプレゼントした（図16）。

図16左のポストカードは、AR舍利容器に実装した蘇幕者のモーションから抜粋したポーズをそれぞれの舞人にとらせたものである。左から1人目と3人目の舞人には、蘇幕者「破」の振付に含まれているポーズをとらせ、2人目と4人目の舞人には、琉球舞踊のモーションアーカイブで作成した蘇幕者の振付に含まれているポーズをとらせた。図16右のポストカードは、舞人の魅力を知ってもらうために仮面を外した舞人を中心として他の3人の舞人を配置し、格好良さを意識してそれぞれの舞人にポーズをとらせた。このように、舞人の衣装や動きをデジタル化することで、様々なポーズや角度で表示することが可能となる。



図16 舍利容器の舞人CGのポストカード

4.2.1 AR舍利容器の評価

AR舍利容器のアンケート項目は、(1) CGアニメーションによって舞人の動きについて理解を深めることができましたか、(2) 楽器の3次元CG表示や音の再生は舍利容器の展示支援に効果的だと思いますか、(3) タブレットの操作方法（ボタンやタッチ入力など）はわかりやすかったですか、(4) AR技術（現実空間とCGの重畳表示）を使った舍利容器の展示は効果的だと思いますか、である。回答は、5段階評価（⑤が最高、①が最低）で回答してもらい、自由記述のコメントも回収した。

AR舍利容器のアンケート結果を図17に示す。(1) 舞人の動きの理解度、(2) 楽器のCG・音の展示、(4) については、数名を除き、ほぼ全員が肯定的と回答したため、モーションデータを用いたCGアニメーションで舞人の動きを表現するという展示支援のコンセプトは有用であると考えられる。自由記述でも「舞いの様子を表した絵だけを見る事しか今までなかったので、実際に動いている様子が知れて面白かった」、「舍利容器の柄を平面だけでなく、3Dで見れてリアルで面白かった」という肯定的なコメントが得られた。

しかし、(3) 操作性についての質問では、他の質問に比べ、どちらでもないという評価が多かった。この要因として、操作説明のパネルを見ずにコンテンツを体験し、どのような操作ができるか把握できていない人が多かったことが挙げられる。今後の課題として、操作説明を行ったパネルをユーザの

目にとまる大きさにすること、操作を行っている動画をモニタに映すなど、無人での説明方法について検討が必要である。

また、今回3人の舞人に異なる手法で作成した舞踊のモーションを割り当てて提示した。(5)「どの舞人の動きが最もイメージに合っていましたか」という質問を用意し、「①左衽の上衣を着た舞人」、「②サル顔の仮面を被った舞人」、「③黒い顔の仮面を被った舞人」、「④わからない」の4択で回答してもらった。振付作成システムで再現した振付は②の舞人であり、②と回答した人は最多の16人、残りは、①が5人、③が14人、④は15人であった。これより、本研究課題と関連して開発したシステムを用いて作成した振付が最も「蘇幕者」のイメージに合っている結果となったが、「わからない」という回答も多く、明確な違いは確認できなかった。

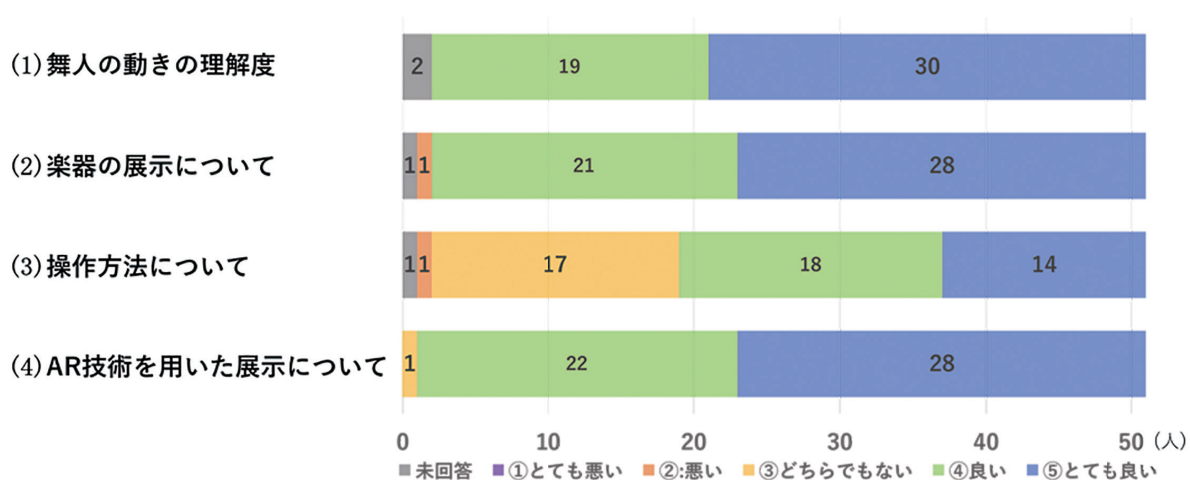


図17 AR舍利容器のアンケート結果

4.2.2 3D仮想試着の評価

3D仮想試着のアンケート項目は(1) ジェスチャによって衣装や道具の仮想試着はできたか、(2) ジェスチャの指示はわかりやすかったか、(3) 仮想試着で用いたジェスチャは適切であったか、(4) 舞人の衣装について理解を深めることができたか、(5) 楽器や道具の持ち方や大きさについて理解を深めることができたか、(6) 仮想試着による舍利容器の展示支援は適切だと思うか、の6つと自由記述である。回答は5段階評価(⑤が最高、①が最低)である。

3D仮想試着のアンケート結果を図18に示す。(6)の仮想試着が展示支援に適切かという質問に対して、98%が肯定的に回答した。(1)のジェスチャで仮想試着ができたかという質問では、90%以上が肯定的な回答をしているが、一部では上手く仮想試着ができなかったと回答している。その理由として、操作の説明がうまく伝わらずに、思うように仮想試着ができなかったことが考えられる。

自由記述では、「理解が深まった」、「楽しみながら体験できる」のような肯定的な意見が多かったが、一方で、「反応しづらいときがある」、「ポーズが少しわかりにくい」、「もう少し説明があるとより楽しめる」といった意見もあり、(2)のジェスチャの指示のわかりやすさについての評価が比較的低下した要因と考えられる。さらに、ジェスチャによる操作、画面上の文字や衣装の確認、パネルに記

載されている操作説明や衣装の正しい組合せを全て見ながら行うのは難しいという意見があり、本システムは博物館における展示コンテンツとしては複雑だったと考えられる。また、運用において、来館者が誤ったジェスチャをしてしまうことや、認識しない、または異なるジェスチャとして認識することが見受けられたことから、操作方法の説明の仕方を工夫する必要があると考えられる。

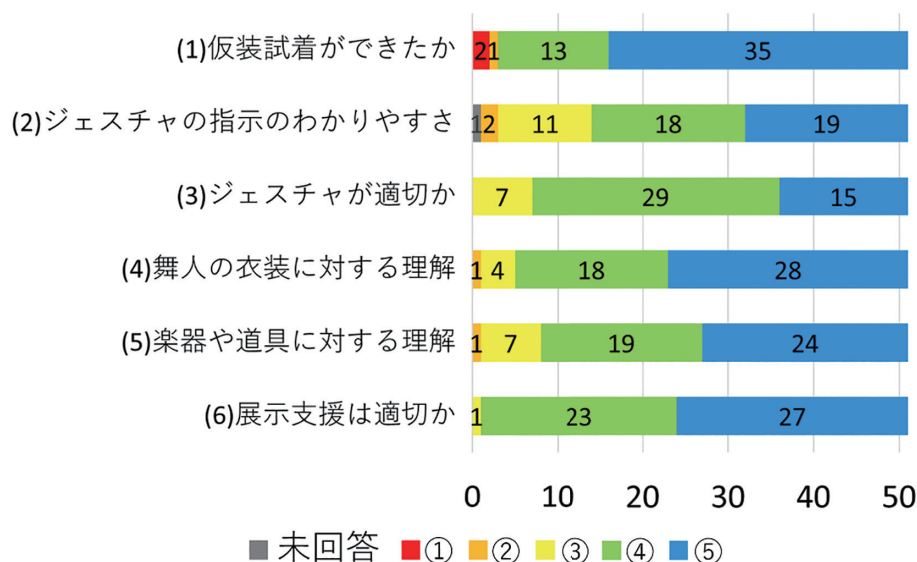


図18 3D仮想試着のアンケート結果

4.3 展示全体の評価

展示全体のアンケートからは、以下のようなコメントが得られた。

- ・「これまでにない体験型の展示に感動しました」
- ・「コロナの影響がある中、非接触型のハンズオンが多くて良かった」
- ・「個人のスマホやタブレットでも読込・保存ができると思い出や記録に残る」
- ・「通常の展示より印象深く思えました」
- ・「パネルで読んで理解を深めることも大切であるが、自ら体験することでより理解しやすくなるという事を改めて実感できた」
- ・「仏教美術というややとっつきにくいテーマに子供や学生を取り込むうえで画期的な仕掛けだと思いました」
- ・「じっくり見るコーナーと体験するコーナーが上手く分けられていると、どちらを好む人にも楽しめる展示になると思う」
- ・「意欲的な挑戦で素晴らしいと思う。素材が豊富な龍大ならではのプロジェクト」
- ・「展示物だけ、紹介ビデオだけの展示はよくありますが、それを両方同時に見られる点が良かった。感覚的にも理解が深まる」
- ・「上着などをおけるかごや置き場が近くにあるともっとスムーズに体験できると感じました」

5. おわりに

本稿では、古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター 研究展示会におけるグループBの展示内容と、当日の来館者による評価について報告した。デジタル技術を用いた展覧手法を提案し、実際に展示会を行うことにより、開発したシステムの有用性および課題を確認することができた。特に、体験型展示により来館者の年齢層を広げる可能性があることや、コロナ禍で行う体験型展示として非接触インタフェースの有用性を認識した。従来の情報技術だけでなく、ARやMR技術を用いることで、実物展示だけでは説明が難しいものの理解支援や文化財に対する興味喚起に繋がると考えられる。

今回の展示は2日間のみであったため、展示スタッフも終日配置して実施したが、今後は常設展での活用や、展示スタッフなしでも運用できるシステムの構築が課題である。

謝辞

本研究は、龍谷大学重点強化型研究推進事業「文化財・学術資料の多面的公開のためのデジタルアーカイブ形成（古典籍・文化財デジタルアーカイブ研究センター）」における研究の一環として実施した。

参考文献：

- (1) 三谷真澄, 岡田至弘, 曾我麻佐子, 森正和, 小川圭二 (2020) 「文化財・学術資料のデジタルアーカイブと多面的公開手法の研究：その研究概要と展望」『人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要』, p.123-134.
- (2) 安枝和哉, 新城大輔, 片岡章俊, “直線スピーカアレーを用いた多点制御法による複数エリア再生,” 電子情報通信学会論文誌A, Vol.J103-A, No.1, pp.9-16, 2020.
- (3) 藤岡 璃乃, 片岡 章俊, “多点制御法を用いたエリア再生における床方向への放射を考慮した音場の生成,” 日本音響学会秋季研究発表会, 1-R-33, Sep. 2022.
- (4) 龍谷大学, 黒澤プロダクション: 黒澤明デジタルアーカイブ, <https://www.ss.iryukoku.ac.jp/ka/index.html>.
- (5) W. Hou : “Augmented Reality Museum Visiting Application based on the Microsoft HoloLens,” Proc.J.Phys, Vol.1237, No. 5, Art.no.052018, 2019.
- (6) X. Li, W. Chen, and Y. Wu: “Distance-driven user interface for collaborative exhibit viewing in augmented reality museum,” Proc.Adjunct Publication 32 nd Annu.ACM Symp.User Interface Softw.Technol, pp.42 - 43, 2019.
- (7) 谷向響, 曾我麻佐子, 岡田至弘, モーションデータとARを用いた舍利容器のインタラクティブコンテンツ, 映像情報メディア学会技術報告, vol.42, no.6, ME2018-46, pp.7-8, 2018年2月
- (8) 阪口直樹, 曾我麻佐子, ARを用いた舍利容器の展示支援コンテンツの制作と博物館における運用, 情報処理学会研究報告, vol.2022-CH-129, no.X, pp.1-2, 2022年5月
- (9) 萩原智大, 曾我麻佐子, 伝統舞踊のモーションデータを用いた簡易振付作成システム, 情報処

理学会研究報告, vol.2022-DCC-30, no.14, pp.1-6,2022年 1 月

- (10)小林京平, 曾我麻佐子, 舍利容器の展示支援を目的とした3D仮想試着システム, 映像情報メディア学会技術報告, vol.46, no.4, ME2022-11, pp.41-44,2022年 2 月

「かたち」で「いろ」を創る
—自己集合と水溶液からの金属酸化物薄膜作製プロセスを利用した
3次元規則構造材料の作製—

青井 芳史

龍谷大学 先端理工学部

龍谷大学 革新的材料・プロセス研究センター

Create color by structure
- Preparation of three dimensional ordered materials by self-assembling
and liquid phase deposition -

Yoshifumi Aoi

Faculty of Advanced Science and Technology, Ryukoku University

Innovative Materials and Processing Research Center, Ryukoku University

要旨

光の波長程度のオーダーで屈折率の周期的変調構造を有する材料は、ある特定の波長の光を反射する性質を持ち構造色を示す。構造色により発色する色は構造のサイズ、周期構造を作る物質の屈折率差、光が反射される角度に依存して変化し、構造が保たれている限り発色が続き、耐久性、耐候性に非常に優れている。本稿では構造色について概説し、構造色を示すような構造を作製する方法について、ポリスチレンの自己集合現象を利用した方法、および、水溶液からの金属酸化物析出法である液相析出法を用いた3次元規則多孔質構造の作製、さらにそれら材料の応用例について、筆者らの研究グループの取り組みについて紹介する。

Materials with a periodically modulated structure of refractive index on the order of the wavelength of light have the property of reflecting light of a certain wavelength and exhibit structural color. The color of the structural color depends on the size of the structure, the difference in refractive index of the materials, and the incident angle of light. In this paper, we will give an overview of structural color and introduce the methods for fabricating structures that show structural color, including a method using the self-assembly of polystyrene latex particles, the fabrication of

three-dimensional ordered porous structures using the liquid phase deposition method, and applications of these materials.

キーワード：構造色，3次元規則構造材料，液相析出法

Keywords: structural color, 3-dimensional ordered materials, liquid phase deposition

1. 「いろ」とはなにか？

木々に生い茂る葉の緑色。黄色、赤色、オレンジ色、様々な色で鮮やかに咲き誇る花々。それらの花の間を飛び交う色鮮やかな蝶。車や電車は様々な色で塗装され、衣類は美しい色で彩られている。このように、われわれの身の回りは自然物、人工物を問わず、様々な色に取り囲まれており、物質的にも精神的にも生活を豊かなものとしている。さて、それでは「色」とは一体何なのか？人間の目の網膜上には、視細胞とよばれる光を感じる細胞が分布している。物が見えるということは、物体から反射された光がこの視細胞を刺激するということである。人間が感じることのできる光は、約400 nmから800nmの波長をもつ波であり、波長により色が異なる。波長の短い方から、「紫、藍、青、緑、黄、橙、赤」の順番になっている。

さて、人間の視細胞には、短波長域の光に対して感度の高いもの、中波長域の光に対して感度の高いもの、超波長域の光に対して感度の高いものの、3種類の錐体とよばれる視細胞が存在している。物体に照射された光のうち、ある特定の波長域の光がより強く反射され目に到達したとき、それぞれ3つの錐体の受ける刺激の大きさが異なり、その刺激の大きさに応じた信号が脳に送られ脳は「色」を認識する。可視光域の光を全波長域でほぼ均等に反射する物体の場合は白色が、短波長域の光が強く反射された場合は青色、中波長域の比率が高い場合は緑色、長波長域の比率が高い場合は赤色が認識される[1]。つまり、物体が色を持つということは、その物体が、照射された光のうち特定の波長域の光をより強く反射しているということである。

では、物体が特定の波長域の光を反射するのはなぜなのか？木々の葉、花、絵の具には、特定の波長域の光を吸収する物質が含まれている。物体に光が照射されたとき、その中に含まれる特定の波長域の光を吸収する物質により、ある波長域の光が吸収され、吸収されなかった光が反射されることになり色がつくということになる。例えば、植物の葉には赤から近赤外の長波長領域の光を吸収する葉緑素が含まれており、葉緑素によって吸収されなかった波長域の光が反射されることにより緑色に見える。花、絵の具が色を持つのも同じ原理である。

2. 「かたち」が創る「いろ」 —構造色—

さて、このように特定の波長域の光を吸収する物質を持たずに発色するものも存在する。代表的な例が宝石のオパールである。オパールは数百nmの大きさの球状のシリカ（酸化ケイ素）の粒子が規則的に配列した構造を持っている。シリカはガラスと同じ成分で、それ自身は色を持っていないが、それが規則的に配列することにより発色する。球状のシリカ粒子が規則的に配列すると、シリカと空

気の周期的構造ができる。シリカと空気では屈折率が異なるため、光の波長程度のオーダーで屈折率の周期的変調構造が実現することになる。このような、光の波長程度のオーダーでの屈折率の周期的変調構造には、特定の波長の光を反射するという性質がある。このような原理での発色は、その構造に由来するため「構造色」とよばれている[1]。このような屈折率の周期変調構造により、どの波長の光が反射されるかは、その構造のサイズ、周期構造を作る物質の屈折率差、光が反射される角度に依存する。オパールは見る角度により色の異なる遊色という現象が見られるが、これは角度により反射される光の波長が異なるためである。オパール以外によく知られている自然界の構造色として、モルフォ蝶とよばれる美しい蝶の翅があげられる。モルフォ蝶の翅を電子顕微鏡で観察すると、規則的な周期構造を持っていることがわかる（図1）。この周期構造に由来して、特定の波長の光が反射されることにより鮮やかな色が生み出される。甲虫のタマムシの美しい色や孔雀の羽の鮮やかな発色も構造色によるものである[2-4]。

本稿では、筆者らの研究グループが革新的材料・プロセス研究センターで取り組んでいる、このような構造が作り出す色、「構造色」、を人工的に創り出す試み、および、それらの機能性材料としての応用について紹介する。

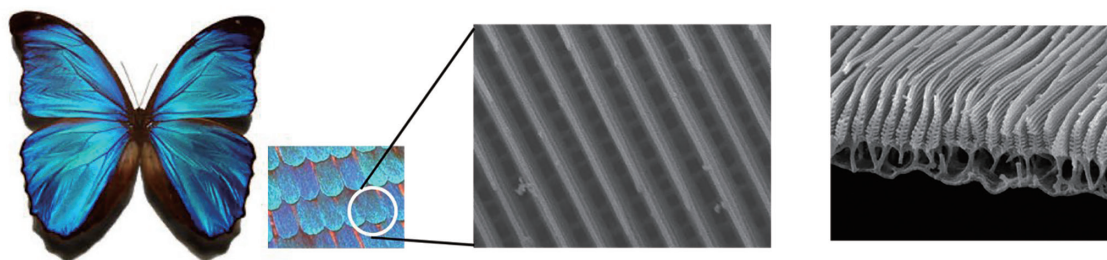


図1 モルフォ蝶とその翅の電子顕微鏡写真

3. 「いろ」を生み出す構造を人工的に作る

先に述べたような色を生み出す構造を作るためには、光の波長程度、つまり、数百nm程度で屈折率の周期変調を持つ構造を作る必要がある。このような構造の一つには、自然界に見られる宝石のオパールと同様に、直径数百nmの球状コロイド粒子を規則的に配列させた構造（コロイド結晶）が挙げられる。このように、オパールを模して人工的に作られたものは合成オパール、もしくは人工オパールなどともよばれる。これらはコロイド粒子の自己集合を利用して、比較的容易に作製することができる。

図2には、ガラス基板上に作製したコロイド結晶の外観写真、ならびに電子顕微鏡写真を示す。外観写真に示した2枚のコロイド結晶はいずれも同じものであるが、宝石のオパールで見られるような遊色と同様に、光を反射する角度を変えることにより色が異なって見える。また、電子顕微鏡写真からは、直径200 nm程度のコロイド粒子が非常に規則的に配列していることがわかる。この写真のコロイド結晶は、ポリスチレン粒子を配列させたものであるが、ポリスチレンと空気の屈折率の周期構造、つまり構造に由来した特定の波長の光の反射が起こっており、そのため構造色が生み出されている。

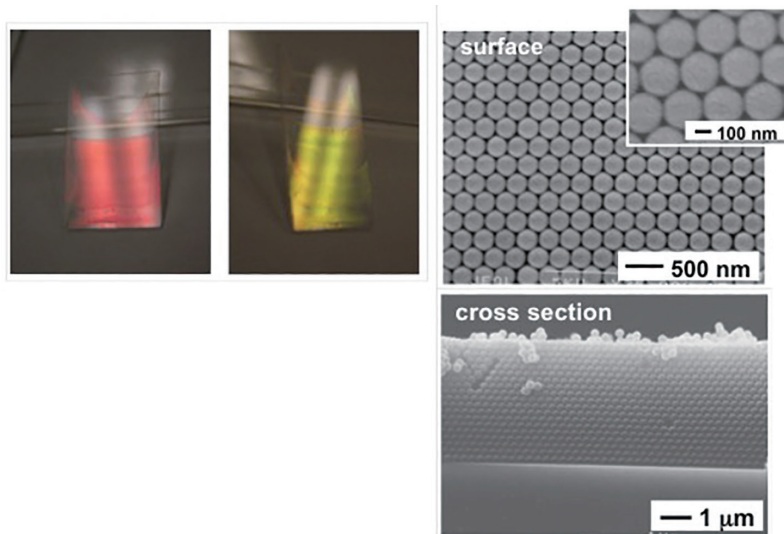


図2 ガラス基板上に作製したコロイド結晶の外観写真、ならびに電子顕微鏡写真

る。これらのコロイド結晶は、実に単純で簡単な方法で作製することができる。直径数百nmのポリスチレン粒子が分散した水溶液（ポリスチレンコロイド水溶液）に洗浄したガラス基板を垂直に立てかける。その後、60°Cの乾燥器中で保持し、水を徐々に蒸発させる。このとき、水が蒸発することにより溶液バルクから、コロイド水溶液とガラスと空気の三相界面へ向かう溶液の対流が起こり、この液の流れによってコロイド粒子がガラス上へ運ばれ、自己集散的に規則的に配列していく。このコロイド結晶の反射スペクトルを測定すると波長500 nmあたりに明瞭な反射ピークが確認され、構造に由来する特定の波長の光の反射が起こっていることがわかる。このような材料は、フォトニック結晶ともよばれる。

先に紹介したガラス基板上のコロイド結晶を、電子顕微鏡の倍率を下げて観察すると、非常に多くの割れ目（クラック）が観察される。これらのクラックは、コロイド結晶作製時に水分を蒸発させ乾燥する際に、コロイド粒子に含まれていた水分、コロイド粒子間隙に含まれていた水分が蒸発し、コロイド結晶の収縮が起こることにより発生する。つまり、コロイド結晶は収縮するが、それを支持しているガラス基板は収縮しないためクラックが発生してしまうのである。これらのクラックは、光学的な性質に影響を与えるため、材料としてはクラックのないコロイド結晶が望まれる。そこで、我々はクラックのないコロイド結晶を作製するために、基板をなくした球状のコロイド結晶の作製を試みた。球状のコロイド結晶は、コロイド溶液の液滴を作製し、その液滴中の水分を蒸発させることにより作製する方法について検討した。

まず、インクジェットを用いた方法を試みた。大きさの揃ったポリスチレンコロイド溶液の液滴をインクジェットにより高温空气中に吐出し、液滴が空中を飛翔しているうちに水分を蒸発させ球状のコロイド結晶を作製した。この方法では直径数十 μm の球状コロイド結晶を得ることができた。図3に、得られた球状コロイド結晶の光学顕微鏡および電子顕微鏡写真を示す。光学顕微鏡写真より真珠のような光沢を持った粒子が得られていることがわかる。これは構造色に由来する発色である。また、電子顕微鏡写真より、クラックのない球状の粒子であり、高倍率の電子顕微鏡写真より直径200 nm程

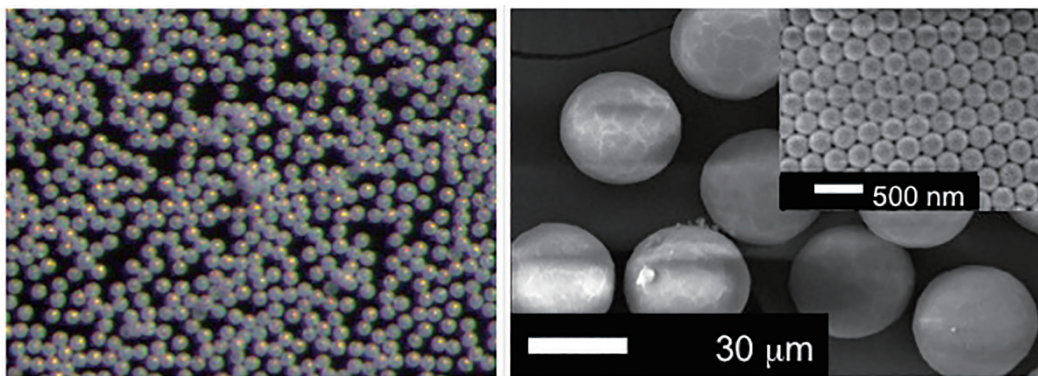


図3 インクジェット法により作製した球状コロイド結晶の外観写真、ならびに電子顕微鏡写真

度のポリスチレン粒子が規則的に配列している様子が観察される。

インクジェットを用いた方法以外にも、100 °C程度に加熱したオイル中にコロイド溶液滴を作製し、液滴中の水分を蒸発するといった方法でも球状コロイド粒子を作製することができる。オイル中に液滴を作る方法としては、オイル中にコロイド溶液を懸濁させ、攪拌させることによりエマルジョンを作製する方法や、オイルの入った垂直に立てたガラス管の上部からコロイド液滴を滴下する方法を試みている。コロイド液滴のエマルジョンを作製し、水分を蒸発させる方法では粒径は数十～数百 μm で分布を持つが、一度に大量の球状コロイド粒子を作製することが可能である (図4)。また、オイルを入れたガラス管の上部からコロイド液滴を滴下し、重力により液滴がオイル中を沈降する間に水分を蒸発させる方法では、1 mm以上の大きな球状コロイド結晶も作製することができる (図4)。

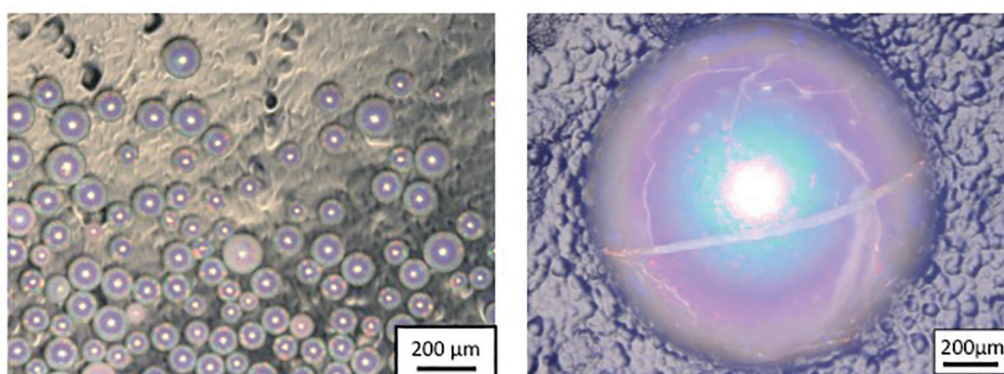


図4 オイル中で作製した球状コロイド結晶の外観写真

4. 金属酸化物（セラミックス）で構造を作る —3次元規則多孔質構造—

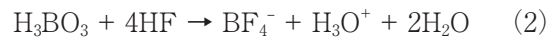
これまでに述べたようなコロイド結晶をテンプレートとして用い、コロイド結晶中の間隙に金属酸化物等を充填し、その後テンプレートを除去することにより空孔が規則的に配列した構造を得ることができる。これらは、反転オパール構造（インバースオパール構造）とよばれる。

コロイド結晶中の間隙に金属酸化物等を充填する方法として、液相析出法（LPD: Liquid Phase Deposition）という方法を利用した。液相析出法とは、水溶液中での金属フルオロ錯体の加水分解平衡反応を利用した金属酸化物薄膜合成法である。この方法では、処理溶液中に基材を浸漬させるだけで、水溶液中から酸化物が、均一に析出・成長する。液相析出法による酸化物の析出は、次の反応によるものであると考えられている[5, 6]。

金属フルオロ錯体（ TiF_6^{2-} , SiF_6^{2-} 等）の加水分解平衡反応



ホウ酸もしくは金属Alの添加による平衡反応シフト



つまり、金属フルオロ錯体（ TiF_6^{2-} , SiF_6^{2-} 等）の加水分解平衡反応系（1）に、より安定なフルオロ錯体を形成する物質（ホウ酸、金属Al：フッ素イオン補足剤）を加えることにより、(2)あるいは(2')の反応が起こり、その結果、(1)式の反応が質量作用の法則に従い酸化物側（右側）にシフトし、基材上に安定な酸化物薄膜が均一に析出・成長する。この析出反応は、水溶液からの固体析出の反応であり、不均一核生成が均一核生成に優先して起こることにより、処理溶液中に浸漬した基材表面上に選択的に金属酸化物の析出・成長が起こる。また、薄膜は溶液と接した表面に均一に析出するため、基材を選ばず、ガラス、セラミックス、金属、プラスチック等様々な材料、板状、粉体、繊維等の基材形状にかかわらず均一に金属酸化物を析出・成長させることが可能である。

液相析出法では処理溶液中に浸漬した基材表面上に選択的に金属酸化物の析出・成長が起こる。このことはつまり、基材表面が反応溶液に濡れてさえいれば、その表面上に金属酸化物の析出が起こるということであり、このことを利用してコロイド結晶をテンプレートとして用い、コロイド結晶中の間隙に金属酸化物等を析出・充填することによりインバースオパール構造を作成することができる。

ガラス基板上にポリスチレンラテックス粒子を自己組織化により3次的に規則配列させたコロイド結晶を作製し、これをテンプレートとして反応溶液中に浸漬し、液相析出法を行うことにより、反応溶液はテンプレートの隙間中に浸透し、表面で酸化物析出反応が起こるため、テンプレートの空隙中が金属酸化物で充填される。その後、テンプレートを熱処理、あるいは溶剤により除去することにより3次的に規則的な空孔を有する金属酸化物インバースオパールが合成できる[7, 8]。図5に、酸化チタンインバースオパールのSEM写真を示す。

同様に、テンプレートとして球状コロイド結晶をテンプレートとして用いることもできる。図6には、インクジェット法により作製したポリスチレンコロイド結晶をテンプレートとして用い、コロイド結晶中の間隙に液相析出法により酸化チタンを充填し、その後熱処理することによりポリスチレンテン

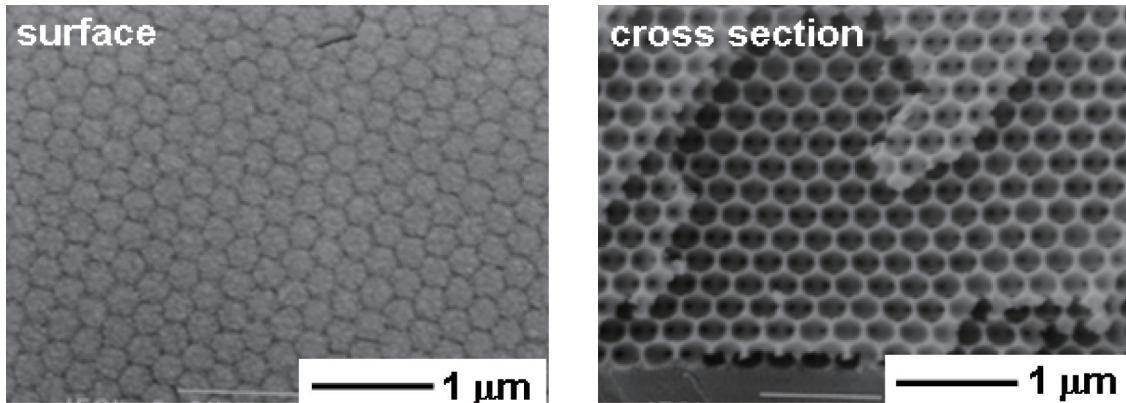


図5 コロイド結晶をテンプレートとした液相析出法により得られた酸化チタンインバースオパールの電子顕微鏡写真

プレートを除去した球状酸化チタンインバースオパールの電子顕微鏡写真、および外観写真を示す。電子顕微鏡写真より、酸化チタンを母体とし、空孔が規則的に配列した構造が得られていることがわかる。また、外観写真からは、光を当てる角度を変えることにより全く異なった色調を呈することがわかる[9]。

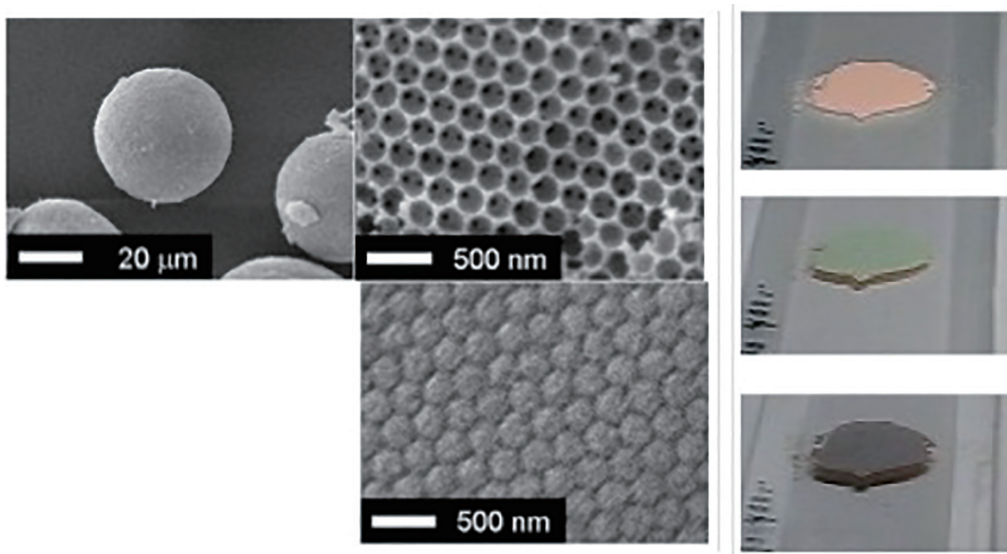


図6 球状コロイド結晶をテンプレートとした液相析出法により得られた酸化チタンインバースオパールの電子顕微鏡写真および外観写真

5. 機能性材料としての応用 ー屈折率センサーー

これまでに述べたように、コロイド結晶に代表される3次元規則構造材料は光の波長程度のオーダーでの屈折率の周期的変調構造を有するために発色し、その色はその構造のサイズ、周期構造を作る物質の屈折率差によって決まる。通常の色素や顔料は光の吸収を利用するものであり、耐久性や耐候性に問題があり、非常に長い年月が経過するとどうしても色褪せてしまう。一方、構造色による発色は、構造が保たれている限り発色が続き、耐久性、耐候性に非常に優れている。また、見る角度、光のあてかたにより色が鮮やかに変化する。これらのことより、3次元規則構造材料は色材としての応

用について期待されており、筆者らの研究室でも色材としての応用の可能性についても検討している。ここでは、色材としての応用ではなく、高機能性材料としての応用として、滴下する液体の屈折率により色の変化する屈折率センサーとしての応用例について述べる。

空孔が3次元に規則的に配列したインバースオパールでは、酸化チタンと空気という屈折率の異なる材料の周期構造が実現している。もし、この空孔が空気とは異なる屈折率を有する物質で満たされると色が異なって見えるはずである。そこで、作製したインバースオパールにアルコールを滴下し、空孔をアルコールで満たしたところ、発色に顕著な変化が見られた（図7）。ここで使用したインバースオパールは、金ナノ粒子が均一に分散した酸化チタンを母体としたインバースオパールである。この発色の変化は、インバースオパール構造の空孔がアルコールで満たされることにより屈折率の変調構造が変化したためである。色の変化は空孔を満たす液体の屈折率に依存して変化することを見出しており、色の変化で液体の屈折率を測定することのできるセンサーとして働いていることがわかる。



図7 アルコール滴下前後での金ナノ粒子分散酸化チタンインバースオパールの色の変化

6. おわりに

本稿では構造色について、そして構造色を呈する材料の作製について、われわれの研究室で行っている研究の一部について紹介した。

ここで紹介した構造色を呈する材料については色材としての応用のみならず、センサーとしての利用、特定の波長の光のみを反射する性質を利用した光回路用デバイスとしての応用、また、3次元規則多孔質構造については、多孔質であるということを利用して触媒、電極材料への応用等、さまざまな分野での応用が期待される材料である。今後はさらにこれら材料の応用展開に向けた展開を行っていく予定である。

7. 参考文献

- [1] 橋本和明, 戸田善朝, 「身の回りの色, 物質の色」, *Journal of the Society of Inorganic Materials, Japan*, 11 (2004), 362.
- [2] J. Sun, B. Bhushan, and J. Tong, "Structural coloration in nature", *RSC Adv.* 3 (2013) 14862–14889.

- [3] Y. Fu, C.A. Tippetts, E.U. Donev, and R. Lopez, "Structural colors: from natural to artificial systems", *Wiley Interdiscip. Rev. Nanomed. Nanobiotechnol.* 8 (2016) 758–775.
- [4] A.G. Dumanli and T. Savin, "Recent advances in the biomimicry of structural colours", *Chem. Soc. Rev.* 45 (2016) 6698–6724.
- [5] 出来成人, 青井芳史, 「液相析出法による酸化物薄膜の合成」, *表面*. 36 (1998) 313–320.
- [6] 出来成人, 青井芳史, 「液相析出 (LPD) 法による酸化物薄膜の合成」, *表面技術*. 49 (1998) 30–34.
- [7] 青井芳史, 神林久栄, 小林小百合, 上条栄治, 出来成人, 「液相析出法による3次元規則構造を有する多孔質酸化チタンの合成とその物性」, *Adv. Mater. Chem.* 53 (2004) 1313–1317.
- [8] Y. Aoi, S. Kobayashi, E. Kamijo and S. Deki, "Fabrication of three-dimensional ordered macroporous titanium oxide by the liquid-phase deposition method using colloidal template", *J. Mater. Sci.* 40 (2005) 5561–5563.
- [9] Y. Aoi and T. Tominaga, "Preparation and Optical Properties of Spherical Inverse Opals by Liquid Phase Deposition Using Spherical Colloidal Crystals", *J. Phys. Conf. Ser.* 417 (2013) 012021.

生物多様性問題と学術的自然観の変容について：次世代の里山研究に向けて

村澤 真保呂

龍谷大学社会学部

龍谷大学里山学研究センター

Biodiversity Issues and Changes in Academic Views of Nature: Toward the Next Generation of Satoyama Research

Mahoro Murasawa

Faculty of Sociology, Ryukoku University

Research Centre for Satoyama Studies, Ryukoku University

要旨

日本の里山研究は、20世紀末の国内の「里山問題」に取り組むことを目的として成立したが、21世紀になってその研究をとりまく状況が大きく変わってきた。2010年のCOP10におけるSATOYAMAイニシアティブの提唱により、里山研究は国際的な「二次的自然の保全」という文脈に維持づけられることになった。しかし近年、「人間と自然の関係の捉え直し」という、従来にくらべてはるかに抽象度が高く、時間的にも空間的にもはるかにスケールを拡大した観点から里山研究を位置づける必要が生じている。

本稿の目的は、龍谷大学里山学研究センターが取り組んでいる里山研究について、生物多様性をめぐる国際環境政策と学術界の動向を整理することにより、その新たな意義と今後の方向性を示すことにある。そのために、最初に国内の里山研究の成立事情とその後の展開を整理し、次いで現在の国際的な生物多様性保全の領域で起こっている急激な政策的パラダイム転換とその背景を説明する。最後に、その政策的パラダイムの転換が、実際には科学的パラダイム、すなわち近代科学の自然観の大きな転換を要請していることを示し、そこに里山研究が理論的にも実践的にも大きな役割を果たす可能性を示す。

Satoyama research in Japan was established with the aim of addressing domestic “Satoyama issues” at the end of the 20th century. Satoyama research has been maintained in the context of

international ‘secondary nature’ conservation since the Satoyama Initiative’s advocacy at COP10 in 2010. However, there has been a much greater degree of abstraction in recent years than in the past, in the form of a “reconsideration of the relationship between humans and nature.” There is a need to position Satoyama research on a much larger scale, both temporally and spatially.

The goal of this paper is to organize trends in international environmental policies and academic circles concerning biodiversity in order to clarify the new significance and future direction of Satoyama research conducted by Ryukoku University’s Research Centre for Satoyama Studies. To that end, I will first discuss the origin of Satoyama research in Japan and its subsequent growth. Following that, I will explain the current international biodiversity conservation area’s rapid policy paradigm shift and its context. Finally, I will demonstrate that Satoyama research has the potential to play a significant role both theoretically and practically by demonstrating that the shift in the policy paradigm actually calls for a major shift in the scientific paradigm, that is, in modern science’s view of nature.

キーワード：里山，生物多様性，IPBES，自然観，環境政策

Keywords: Satoyama, biodiversity, IPBES, view of nature, environmental policy

序.

龍谷大学里山学研究センターでは、2020年度より3年間、龍谷大学重点強化型研究推進事業プロジェクト「〈人新世〉時代の新・里山学の創造——新たな「自然」概念構築と「自然との対話」方法論の確立に向けた文理融合研究」に取り組んでいる。本センターでは生態学などの自然科学系分野の研究者とともに、経済学や社会学、法学などの社会科学系分野、さらに哲学や社会思想、政治思想など人文学系分野の研究者たちが、センター内の学際研究を通じて、それぞれの分野で研究に取り組んでいる。ここでは筆者が専門としている社会思想の観点から、本プロジェクトの概要と課題、および筆者自身に取り組んでいる研究との関連について紹介したい。

1. これまでの里山研究の経緯

ここではまず、本研究センターの研究対象である「里山」とその研究について、近年までの流れを簡潔に紹介したい。

1) 里山問題

2004年に「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」（文部科学省私立大学学術研究高度推進事業ORC整備事業）として設立されて以来、本センターでは身近な「里山」を対象として、自然共生型社会の実現に結びつく研究を重ねてきた。

里山とは、長年にわたり人々が生活のために利用してきた山林を意味し、人の手が入らない原生自

然としての「一次的自然」ではなく、人間の手が加わった「二次的自然」であることに特徴がある。日本人は、古代より人々の生活拠点としての「里」の周囲に穀物生産のための水田や畑をつくり、その周辺の里山を木材や食料（イノシシやシカ、木の実など）を入手するために整備し、さらに水源地としてその外側（奥山）を厳しく管理するなど、地域の自然環境を生活基盤として利用してきた。他方、その自然環境もまた、長年にわたる人間の自然環境の活用に適応した生態系をつくりあげていった。赤トンボやゲンゴロウ、ホタルなど多くの生物種が、水田耕作に適応した生物種である。つまり里山は、人間と生物が互いに利用しあう関係で成り立つ生態系なのである。

しかし都市化の進展と貨幣経済の発達、工業化の推進などの「近代化」とともに、人々の生活は地域の自然環境ではなく、市場経済をつうじて地域外（多くは国外）の生産物に依拠するようになり、里山をはじめとする地域の自然環境が利用されなくなっていった。こうして里山がいわゆる「放置森林」になったことが、現在では獣害や土砂崩れ、松枯れなど地域生活を脅かすさまざまな問題の原因となっている。このような国内の里山の過少利用が彥起こす諸問題が「里山問題」と呼ばれ、20世紀末頃からその解決が望まれるようになった。本研究センターの設立当初に直面していたのは、そのような国内の「里山問題」であった。

2) 「二次的自然」としてのSATOYAMA——地球環境問題との接続

このように見ると、里山問題とはあくまで国内の問題であるかのように思われるかもしれない。しかし国内の里山の過少利用は、実際には国際化した市場経済をつうじた国外自然環境の過剰利用の裏面である。国外の木材を輸入したほうが安価であるために、国内の里山林が放置されてきたからである。また国外の食料を輸入したほうが安価であるために、国内の水田や畑が減っているからである。つまり日本人は、国内の自然環境資源を使わなくなればなるほど、東南アジアや南米など、国外の自然環境を消費しているのである。この傾向は、1980年代に始まる「新自由主義」政策を背景としたグローバル経済の拡大により、急速に進展した。国内では第一次産業が衰退した結果、地方から大都市圏への人口移動が進み、いまや「地方消滅」が叫ばれるほどである。他方、国外では南米のアマゾンや東南アジアの森林伐採が激化しつつあり、そのために気候温暖化と生物多様性減少が加速することが懸念されている。

このようにグローバルな見地から里山問題を捉え直すと、それは世界的な自然環境破壊とペアになっている。そこから日本の里山研究者と国連が中心となり、2010年の「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（International Partnership for the Satoyama Initiative: IPSI）」が発足した。これは人間が伝統的に利用してきた自然環境の多面的価値を再評価し、その保全と利用を促進することを目的としている。そこで「里山」は日本の特殊な文脈から離れ、「社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ（Socio-Ecological Production Landscapes and Seascapes : SEPLS）」という、一般的概念として再定義された。つまり日本の「里山」は、韓国の「マウエルmauel」、インドネシアの「ケブントランkebum-talun」、スペインの「デエサdehesa」などと同様の、長期の歴史において人々が農林漁業などをつうじて形成して

きた「二次的自然」のあり方を意味する概念のひとつとみなされるようになった¹。

2010年にSATOYAMAイニシアティブが提唱されて以後、「里山」研究の意味と目的は大きく転換したと言ってよい。つまり、それまで国内問題を背景として田舎の「里山」を主題とした研究が、地球環境問題を背景とした地球全体の「二次的自然」としての「SATOYAMA」を主題とした研究へと移行したのである。これは里山研究のグローバル化にともなう帰結であり、本センターでも従来の研究対象である地域自然環境としての「里山」をグローバルな環境問題へ接続することに取り組むことになる。そして研究対象も、しだいに「里山」から「SATOYAMA」、つまり具体的な近隣の山から、海や湖も含む国内外の自然環境を対象とした抽象的かつ幅広い「二次的自然」へと移行していくことになった。

2. IPBESの方針転換と自然観をめぐる問題

次に、ここで述べたグローバル化した里山研究が、現在の生物多様性をめぐる国際政策とどのような関連をもっているのか、それが現在の里山研究にどのような課題をもたらしたのかという点について簡潔にまとめてみたい。

1) 生物多様性をめぐる国際政策の流れ

この文章を執筆している現在（2022年）は、国連で地球環境問題が初めて重要課題として取り上げられた1972年6月の「国連人間環境会議」（通称「ストックホルム会議」）から、ちょうど半世紀後にあたる。以後、国連は約十年ごとに地球環境問題を議題とした国際会議を開催してきたが、三度目の1992年六月にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（通称「地球サミット」）は、現在の国連SDGs（「持続可能な発展のための諸目標」）につながる地球環境問題への国際的な協力体制が示された点でも、学術＝政策の協力プラットフォームが示された点でも画期的である。そこでは気候変動と生物多様性という領域が地球環境問題の二つの柱とされ、それぞれ「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」と「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」という国際科学政策組織を中心に取り組みれることが決められた。

気候変動問題を扱うIPCCは、その決定に先立つ1988年にすでに設立されていた。しかし、生物多様性問題に対処するIPBESはそれよりかなり遅れ、設立されたのは2012年になってからである。遅れた理由としては、すでに計測方法と数量的データの蓄積があり、コンピュータをもちいた解析手法が確立されていた気象科学と異なり、生態系科学は世界全体の生物多様性の実態を正確に把握することが不可能であり、データ収集と計測方法の確立から出発しなければならなかったことが挙げられる。そのために生態系が人間社会にもたらす利益を評価する「生態系サービスecosystem services」概念が提案され、国連の主導で2001年から2005年にかけて、世界で初めての生態系に関する全世界的な調査（ミレニアム生態系評価）がおこなわれた。その成果にもとづくことで、ようやく地球全体の生物多様性と生態系サービスに関する現状と動向を科学的に評価し、各国への政策提言をおこなう国際

¹ SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）、およびSEPLSについての詳しい説明は、IPSIの公式サイトを参照。

組織としてIPBESが発足することになった。

2) IPBESの活動とその方針転換①——生態系サービス概念への批判

IPBESによる生物多様性評価は大きく三つの分野に分けられている。発足当時の分類では、一つめは「生態系」の実態評価であり、生態学者など自然科学領域の研究者の対象となっている。二つめは、生態系から人間にもたらされる経済的価値である「生態系サービス (ES)」の評価であり、主に生態学と環境経済学が協力して取り組む対象となっている。三つめは総合的な「人間の福利」の評価である。このように「生態系」を自然科学分野の生態学が、「生態系サービス」を社会科学分野の経済学が、「人間の福利」を人文・社会科学が分担しながら、これまで評価作業がおこなわれてきた。

しかし2019年の「地球規模評価報告書」(IPBES 2019)で、IPBESは前年に採択された四つの地域評価報告書を踏まえて、従来の「生態系サービス」概念を批判し、それに代えて「自然の人間にたいする寄与 (Nature's Contribution to People, 以下NCPと略す)」概念を提唱し、関係者たちに驚きと戸惑いを与えた。ミレニアム生態系評価において提言された「生態系サービス」概念は、IPBESの方法的基盤に据えられ、組織名にも掲げられた中核概念である。それにもかかわらず、その中核概念を変更することは、IPBESがその使命とこれまでの成果の蓄積を土台からひっくり返すことになりかねないからである。

その理由について、この新たな概念の提唱に主導的な役割を果たした生態学者ディアズ (Díaz et al. 2018) らは次のように説明する。

「しかし [従来の生態系サービス・アプローチは、生態系調査の結果を貨幣価値に換算する環境経済学の専門領域になったことで] さまざまな社会科学分野の視点や先住民を含む現地の実践者の視点をほとんど取り入れることができなかった。そのため、ミレニアム生態系評価で提唱された「生態系サービス」概念にもとづく研究や政策は、ますます狭い領域に閉じこもり、その結果として多くの研究分野、ステークホルダー、世界観がおのずから排除されることになった」(Ibid., 271. [] 内は筆者による補足)

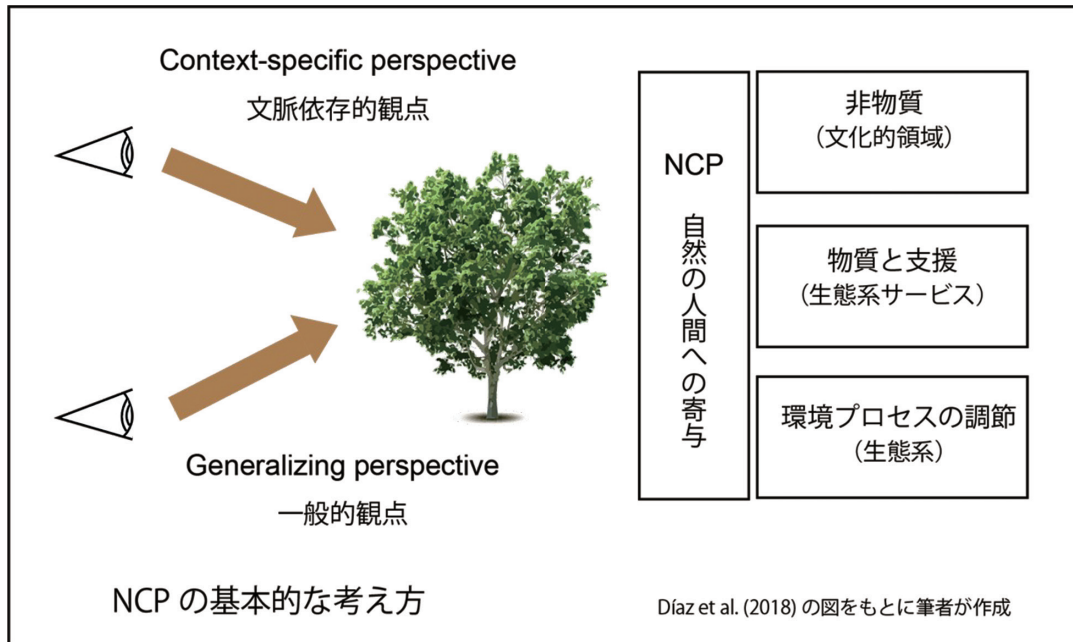
さらにディアズらは、ES評価が生態学と経済学の限られた領域の研究者だけで進められたために、以下のような問題が生じたと主張する。① (自然科学と経済学以外の) 社会科学や人文学などの知見を無視することになったこと、② 現地の人々の伝統文化的な世界観が無視されることで現地の人々の主体性と自発性が損なわれ、その結果として政策推進の実効性が失われたこと、③ 生物多様性を量的資源とみなすことで、自然の商品化や開発を懸念する人々や伝統的自然観をもつ人々から強い反発を受けていること、などである。

このようなディアズらの主張には、自然科学者や経済学者からの強い反発があった (たとえば Groot et al. 2018)。それでもIPBESがディアズらの提言を受け入れ、推進した背景には、従来のIPBESの提言が途上国の生物多様性の保護に結びついていないという、厳しい状況がある。

地球上の生物種の多くは、北の先進諸国にくらべて開発が遅れていた南の途上国に集中している。しかし、それらの地域では近年、グローバル市場向けに農地拡張などの自然環境開発が急速に進められている。それらの地域の自然環境を保護するにあたっては、そこに暮らす現地の人々の自発的な協力が欠かせない。とりわけ南米アマゾンの熱帯雨林などの生物多様性の宝庫では、伝統的な生活を営む人々がその自然環境の守り手となっている。したがって現地の人々の自然観を無視して科学的自然観を一方向的に押しつけることは、現地の人々を非専門家とみなすことで彼らの世界観を排除してしまい、彼らの自発性と主体性を奪うことになる。さらに生態系サービスを数量的計算により他の地域や生物種と代替可能なものとみなすことで（ある場所を開発する代わりに別の場所に植林するなど）、行政と産業界の開発にお墨付きを与えることにつながり、それらの結果として環境政策の実効性そのものが失われてしまう。IPBESが「生態系サービス」概念を見直したには、こうした問題がもはや無視できないほど深刻化しており、現行の方法では生物多様性の喪失を防ぐことができないという厳しい現状認識がある。

3) IPBESの活動とその方針転換②——NCP概念の導入

こうしてIPBESは、従来の生態学的サービスの評価を「一般的観点generalizing perspective」による評価として維持しつつ、あらたに「文脈依存的観点context-specific perspective」による評価を導入し、両者を総合してNCP評価とすることを決定した。ここで「一般的観点」というのは、客観的観点あるいは普遍的観点と言い換えてもよいものである。すなわち自然科学および経済学に代表される、量的側面を捉える観点である。それに対して「文脈依存的観点」は、主観的観点あるいは文化的観点と言い換えてもよいものである。すなわち宗教や習俗など現地の人々に固有の文化を踏まえた観点であり、学術的には質的側面をとらえる人文学の観点である。ディアズらは「文脈依存的観点」が対象とする領域を「非物質」と呼び、自然科学領域である「環境プロセスの調節（生態系評価）」、経済学的領域である「物質と支援（生態系サービス評価）」とともにNCPの三本柱のひとつに据える（図）。



新たに「文脈依存的観点」を導入することによる利点を、ディアズらは次のように述べる。

「文脈依存的観点からNCPを捉えると、NCPは漁業、農業、狩猟などの明確な生活体験、聖なる木や動物や風景など、重要な精神的意義を持つ場所や生物や実体の束として提示することができる（…略…）文脈依存的観点を導入することにより、人と自然の関係を理解し、分類する方法が複数あることを認識することができるだけでなく（…略…）持続可能性のための知を共同で構築する際に、知識体系を超えた協力が促される」（Ibid., 272）

こうして新たにNCP概念が導入されることによって、従来の「生態系サービス」概念は、NCPの下位概念へと格下げされることになり、文化や宗教的価値など「非物質」領域を評価する「文脈依存的観点」がそれと並んで導入されることになった。

ここでひとまず話を簡潔にまとめよう。自然科学と経済学を中心とした「生態系サービス」概念にもとづく評価は、自然環境を一般的（量的／客観的）観点から把握することで、政策提言の科学的根拠として機能した。しかし、その「一般的観点」では、現地の人々の文化や宗教と自然環境との密接な関係が無視され、また現地の人々が非専門家・非科学者とみなされ政策実践のアクターから排除される結果に陥った。そこで新たに文化や宗教、心理などの人文的／主観的観点から自然環境を評価する「文脈依存的観点」にもとづく評価を導入し、一般的観点にもとづく評価とともに、両観点をNCP評価として総合することで、現地の人々の主体的かつ自発的な参画を促し、環境政策の実効性を高めることができる——以上がディアズらの主張の概要である。

4) 里山研究との関連——「二次的自然」の重要性とその広がり

ここで述べたIPBESのNCP概念の提唱、すなわち生物多様性問題を、生態学と経済学による量的測定にもとづく客観的・科学的アプローチ（一般的観点）と、人文学や社会学による質的調査にもとづく主観的・文化的アプローチ（文脈依存的観点）の両面から取り組むという考え方は、じつは先に述べた里山研究の国際的な潮流と方法論や観点において深く結びついている。

IPBESが方針転換を余儀なくされた背景には、生物多様性の宝庫である途上国の主な地域の自然環境が、現地の非近代的で伝統的な生活を営む人々によって守られているという事実がある。つまり、それらの自然環境は人間の文化と切り離すことができない「二次的自然」なのである。そして近年では、アマゾンの巨大な森林の奥地でさえ人間と「共進化」してきた生態系であることがしだいに明らかになりつつある。つまり人類の登場以後、地球の自然環境の多くの部分は、科学者たちがこれまで想定していた以上に、人間が深く関与しながら形成されてきたのではないかと考えられはじめている。このことは「二次的自然」の保護が、いまや生物多様性政策の最重要課題になりつつあることを示している。

IPBESがNCP概念の提唱によって明確に打ち出したのは、生物多様性（生態系）の保全が、文化や社会の保全とワンセットとして捉えられなければならないという観点である。それは学术界にとって大きな問題を提起している。NCP概念の導入は科学の客観性と信頼性を貶めると強く反対した勢力のうちに北米や西欧など先進諸国の自然科学者や経済学者たちが目立ったのに対して、その導入を積極的に推進した勢力のうちに南米諸国の研究者たちが目立ったことは象徴的である。つまりIPBES内における両者の対立の背景には、学術的観点の違いだけでなく、政府と企業の開発によって先住民が追いやられ、ひいては殺戮までおこなわれている南米のアマゾン流域の政治・経済的状況が大きく横たわっている。そこには途上国の生物多様性の保全のためには先住民の文化と生活を保護する必要があり、目の前で展開されている暴力的な開発を一刻でも止めなければならないという、南米諸国の研究者たちの危機感がよく表れている（これは南米の政治・社会状況を多少なりとも知る者にとっては常識に属することである）。つまり生物多様性問題は「二次的自然」の問題として、つまり自然環境と政治・経済・文化が密接に結びついた領域の問題として、いまや南米をはじめとする途上国では深刻な政治的課題を提起しているだけでなく、その解決をめぐる従来科学と学術のあり方に大きな変革を迫っているのである。

3. 見直しを迫られる近代の学術的自然観——次世代の里山学に向けて

このように見ると「里山」問題は、もはや国内の自然環境の過剰利用というかつての問題群から大きくその位相を変え、地球全体の自然環境とそれを支える文化・社会システムの関係性を扱う研究領域の問題群として、新たに捉え直されるべき時期に来ていることがわかる。

筆者の関わる人文・社会科学の領域から言えば、このような問題群を扱う先進的領域として、近年おおいに注目されているのが文化人類学である。というのも文化人類学は、多くの自然環境が現地住民の文化的営みにより維持されてきた「二次的自然」であることに以前から注目しつづけており（Descola

2016), そこでは文化多様性と生物多様性が表裏一体であることから、「自然環境の多面性」を前提とする新たな学術的方法論が提唱され (de Castro 2009), また人間と自然を区別せずに「アクターネットワーク」として捉える新たな学術的方法論が提唱されるなど, 自然科学と人文・社会科学を結ぶ学術的観点を提供してきたからである. このような観点からの生物多様性問題をめぐる新たな方法論の探求は世界的に端緒についたばかりであるが, それでも自然と人間の多面的関係性を日本の「マツタケ」を事例として学際的に捉える国際共同研究 (Tsing 2015) が世界的に大きな話題になるなど, 文化人類学は自然環境問題を捉える新たな学術的視座を開拓する先進領域として, 国連の環境政策にも大きな影響を与えるようになりつつある.

このような文化人類学の作業は, いずれも従来の学術的自然観の大きな転換を迫るものであることに共通の特徴がある. つまり従来の自然科学/社会科学/人文科学の区分の前提になっている近代の物質的自然観が, いまや問い直されるべきことを明確に主張しているのである. というのも, 先のIPBESのNCP概念の提唱が明確に示しているように, 現実の自然環境は人間の文化や社会と切り離すことができず, したがって従来の物質的自然観とそれにもとづく客観的・科学的アプローチでは, 現実の自然環境を守ることができないばかりか, 場合によっては開発のお墨付きを与えることになりかねないからである.

筆者自身の研究について言えば, 近代科学的な自然観に代わる新たな学術的自然観の探求という国際的な学術潮流の中で, 哲学史の観点から「二次的自然」概念の捉え直しの作業に取り組んでいる. というのも哲学史をつぶさに探索すれば, 近年のIPBESや文化人類学の提唱する方向性とそれらと同様の議論は, その現れ方や使用される概念は大きく異なりこそすれ, 論理的な問題として捉えるなら, ずいぶん前から繰り返されているからである. 正確に言うなら, 客観的・物質科学的自然観と主観的・人文学的自然観の近代的区分の克服とその融合を図る論理は, 思想史の系譜をたどると, デカルト思想が登場した一七世紀に, それが引き起こす問題を懸念した哲学者たちの論理に遡ることができる. すなわち, デカルトの「心身二元論」に対抗してスピノザとライプニッツらが展開した「心身並行論」であり, 現在のIPBESにおける論争はその論点と克服策をともに継承している点で, 心身並行論の現代版と言ってよいものなのである. その詳細についてはすでに別の論文 (村澤 2022) にまとめているのでここで述べることは差し控えるが, これまで述べたように生物多様性問題をめぐる学術・政策動向を整理するだけでも, そこで喫緊に克服すべき課題として浮上しているのは, まさに近代の社会システムに内在する問題であるというだけでなく, その基盤となっている近代の学術的自然観に内在する問題であることが見て取れるだろう.

近代の学術的自然観は, デカルト的な観点から精神/物質, 人間/自然をそれぞれ独立した領域とみなしてきた. そして現在の人文/社会/自然科学という学術領域の区分も, 基本的にはその観点から成り立っている. しかし人間界と自然界の混じり合った領域である「二次的自然」の近年における重要性の高まりは, そのような近代の学術的自然観にもとづいた学術界の機能不全を暴露しつつある. そのような背景から, 現在の国外における哲学や人類学では, 従来の人間と自然の二項対立的な区別にもとづかない, 次世代の学術的基盤となる新たな自然観を探求することが盛んにおこなわれている.

その意味でも人間と自然の中間領域とみなされる「二次的自然」、すなわち「里山」であり「SATOYAMA（社会生態学的ランドスケープ・シースケープ）」である領域は、次世代の学術を切り開くための先端的な主題として、ますます重要性が高まっていると考えられる。本センターにとって、そのことは当初の「里山」研究から、COP10以後の「SATOYAMA」研究への転換を経て、今後さらに抽象度の高い次の段階の研究へと歩みを進める必要があることを意味しており、現在その方向性に向けて準備を進めているところである。

文献

- de Castro, Eduardo Veveiros (2009) *Métaphysiques cannibales*, PUF. (『食人の形而上学: ポスト構造主義的人类学への道』 檜垣立哉・山崎吾郎訳, 洛北出版, 2015年)
- Descola, Phillipe (2016) *Par-delà nature et culture*, Gallimard. (『自然と文化を越えて』 小林徹訳, 水声社, 2020年)
- Díaz, Sandra et al. (2018) “Assessing Nature’s Contributions to People” *Science*, 359(6373), pp.270-272.
- Groot, Rudolf et al. (2018) “RE: Ecosystem Services are Nature’s Contributions to People” *Science (online)* < <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC110922>> (2022年11月2日参照)
- IPBES (2019) *Global assessment report on biodiversity and ecosystem services of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services*, IPBES secretariat. (概要の翻訳はIPBES『地球規模評価報告書政策決定者向け要約（日本語版）』 齋藤修ほか訳, 環境省, 2020年)
- Tsing, Anna (2015) *The Mushroom at the end of the world: On the possibility of Life in Capitalist Ruins*, Princeton University Press. (『マツタケ：不確定な時代を生きる術』 赤嶺淳訳, みすず書房, 2019年)
- 村澤真保呂 (2022) 「一九世紀フランス社会学が照らす現代のエコロジー問題：心身並行論を手がかりに」『社会学雑誌』 39号, 神戸大学社会学研究会, pp.39-57.

簡易宿泊所の成立経緯と発展についての考察
—社会施設としての機能と旅館業法における簡易宿所創設まで—

川井 千敬

龍谷大学地域公共人材・政策開発リサーチセンター

A study on the establishment and development of budget hotels
- Realizing the function as a social facility and the establishment of budget
hotels under the Hotel Business Act -

Chihaya Kawai

Research Centre for the Local Public Human Resources and Policy Development,
Ryokoku University

要旨

本研究は、簡易宿所の原点となった関東大震災以後の「社会施設」としての簡易宿泊所の登場と、旅館業法において法制化されるまでの過程を考察したものである。木賃宿から転じたと考えられる大正期および昭和初期の簡易宿泊所は、救貧を目的とした労働者の生活の場として機能していた。このような「社会施設」としての簡易宿泊所は、1923年の関東大震災をきっかけに、寺院や政府委託事業のような公的機関から発生した。その後1957年に旅館業の一種別として法制化されたが、この経緯には1950年代の売春宿の顕著化と、それを正常化しようとした意図が存在したと推察される¹⁾。

Abstract

This study investigates the emergence of budget hotels as “social facilities” following the Great Kanto Earthquake, which was the catalyst for the establishment of budget hotels, as well as, the process by which these facilities were incorporated into Hotel Business Act. Budget hotels in the Taisho and early Showa period, which are thought to have evolved from cheap lodging houses, served as a place of residence for workers with the goal of alleviating poverty. Following the Great Kanto Earthquake of 1923, such budget hotels as ‘social facilities’ arose from public institutions such as temples and government commissioned projects. It was legalized as a type of Hotel

Business Act in 1957, owing to the popularity of brothels in the 1950s and the intention to normalize them.

キーワード：簡易宿泊所，木賃宿，社会施設，売春宿

Keywords: Budget hostel, cheap lodging house, social facility, brothel

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年，国内の観光都市はインバウンド観光の成長にともなって宿泊客が増加し，宿泊施設は急増した。大都市圏では，旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可を取得した民泊，ゲストハウス，また京都市においては狭小な敷地に建つ，宿泊機能に特化したペンシルビルのようなタイプの宿泊施設が急増した。簡易宿所には，このような規模，客層およびそれらに応じたさまざまな施設構成の宿泊施設を受容してきた経緯がある。

本研究では，こうした曖昧性を容認してきた簡易宿所の原初の成立過程と，その後1957年に新たな旅館業種別として誕生した「簡易宿所」の創設の意図を考察する。

(2) 既往研究の整理

広く宿泊施設全体を対象とし，その変化に関する論説として，戦後の宿泊施設の法制度から分析，課題を提示した寺前（2005）²⁾，宿泊施設の新潮流として宿泊特化型ホテルであるビジネスホテルの表出に言及した廣間（2013）³⁾が挙げられる。

簡易宿所の発達過程に関する既往研究については，簡易宿所の形成と密接に関連してきたドヤ街を対象にしつつ，簡易宿所の形成が論じられてきた。上畑（1995）⁴⁾は，釜ヶ崎のドヤ街では，かつて木賃宿と言われた安宿から転じ，日雇い労働者の受け入れ先として簡易宿所となったと触れている。また，鈴木（2011）⁵⁾は，東京山谷地域における日雇い労働者の拠点となった簡易宿所街の形成について，1945年の東京大空襲による被災者援護のため，東京都が木賃宿に寝具を提供し，この結果，山谷地域に簡易宿所街の原形となるテント村が形成されたと指摘している。このような寄せ場と呼ばれる地域の簡易宿所では近年，寄場機能の弱体化とイメージの変化によって新たな客層である外国人旅行者およびビジネス客に注目した経営転換がされており⁵⁾，簡易宿所が観光客向けの空間に変容しつつある。

以上の既往研究を概観すると，ドヤ街における木賃宿，簡易宿泊所の形成と，戦後から高度成長期までの宿泊施設の細分化の過程は一定程度把握されている一方で，簡易宿所の成り立ちやその性質の分岐，変容過程については断片的な記述にとどまっている。とりわけ1957年に新たに創設された旅館業法における簡易宿所営業の創設時の意図は未だ解明されていない点が多く残る。

2. 旅館業法の沿革とその内容

はじめに，簡易宿所の根拠法となった旅館業法の沿革を概観する。旅館業法の成立以前，宿泊施設

に対する取り締りは、警察命令に基づき、各都道府県で異なった指導を行っていた。旅館業法はこうした多数人の集合出入りする場所の衛生上の取り締まりと指導を徹底するため⁶⁾、公衆衛生の見地から1948年に制定された。同法制定時にはまだ簡易宿所営業の種別は存在せず、旅館、ホテル、下宿の3種類を旅館業として位置づけていた。

1957年の旅館業法改正については4章で詳述するが、その主眼は風俗の見地からの規制にあり、これと関連して簡易宿所営業が新たに定義づけされたと考えられる。

翌1958年の改正では、同年に廃止される「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令」と、「売春防止法」の施行期日までの間、経過措置として旅館業許可の取り消しおよび営業停止に関する規定の整備を図る軽微な修正があった。

1970年の改正では、「学校の周囲100メートル区域に旅館業が設けられようとする場合、教育環境が害される恐れがあると認められたときは許可を与えない」とする項目を「いわゆるモーテルと称される旅館が多数設置されるようになり、そのなかには、(略)風紀上ないしは教育環境上種々問題を生じているものもあり、一部地域において社会問題化している事例さえあるのであります。」⁷⁾(下線筆者、以下同様)との発言に代表される状況を鑑みて、学校の他、新たに児童福祉施設、社会教育施設等の条例で定める施設が制限の対象に加えられた。

1996年の改正は、その趣旨説明で「旅館業を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことを踏まえ、時代に適合した旅館業の位置づけを明確にし、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者需要に対応したサービスの提供を促進する必要があります。」⁸⁾と述べている。この改正により、従来の旅館業法が業界の取締を主とする管理法であったものから振興法として改正され、旅館業の健全な発達を目的とする⁹⁾ものになっていった。

表-1 旅館業法の沿革

公布日	趣旨説明	主な内容
1948.7.21	従来、旅館、ホテル、下宿、アパート等の、いわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他の興行場に対する取締りは、警察命令に基き、各都道府県知事が行ってまいつたのであります。これらの取締り施設の対象及び方法は、各都道府県によって一定してないために、取締りの徹底と指導の統一をはかることが困難であった実情であります。しかしながら、これら多数人の集合出入りする場所の衛生上の取締りは、公衆衛生の見地から整備することができない問題であり、この際統一の基準を定めて、その徹底強化をはかるためこれらの法律案を提出した次第であります。(第2回国会衆議院厚生委員会第17号昭和23年6月27日)	「旅館業」を、都道府県知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することと定義づける
1957.6.15	最近、一部の地域において、教育上からも、種々批判されるような事例も生じ、(中略)風俗の見地をも加味した規制を加える必要が生じて参りました。このような社会情勢に対処するため、(中略)営業施設の水準の向上を図るとともに、風紀面をも考慮し、更に健全な旅館業の育成促進をはかることにつきまして、その成果を得ましたので、ここに本法案を提出した次第であります。(第26回国会衆議院社会労働委員会第21号昭和32年6月6日)	①善良の風俗が害されることがないよう風俗の見地を加味し、必要な規制をあわせて行いうるよう法目的を改める ②施設の構造設備の基準は都道府県において適宜設けることとなっていたが、政令で規定する(簡易宿所を新たに定義づけ) ③新たに旅館業を、施設の使用、広告方法等その利用方法の基準を政令で定める ④営業許可の基準に人的要件を加え営業者の質的向上を図る ⑤従来、旅館業の許可は、公衆衛生上の見地から必要な条件を付与することができることとされていたが、新たに、善良の風俗の保持のために必要な条件も付与することができるようにする
1958.3.31	昨年、旅館業法の一部が改正され、旅館業に対する従来からの公衆衛生上の規制に加え風俗の見地からの規制をも行い得るものとされたのであります。が、第八條に規定されている婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令が、本年四月から、売春防止法附則第二項の規定によって、廃止されることとなりましたので、これに伴い関係規定の整備をはかることとするのであります。(第28回国会衆議院社会労働委員会第7号昭和33年2月18日)	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令が廃止されることに伴い、第八條中に規定されている「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令に規定する罪」を「売春防止法第二章に規定する罪」と改める
1970.5.18	近年、健全なレクリエーションの普及、観光事業の発展に伴い、旅館業はとみにその重要性を加えてまいりました。(中略)とところが、最近、都市近郊や幹線道路沿道にいわゆるモーテルと称される旅館が多数設置されるようになり、そのなかには、健全な宿泊施設としてふさわしくないものも見受けられるのであります。このような状況にかんがみ、(中略)風紀面の規制の強化をはかることが急務であると考えられますので、本案を提出した次第であります。(第3回国会衆議院社会労働委員会第20号昭和45年5月11日)	①従来、学校の敷地の周囲百メートルの区域内に旅館が設けられようとする場合においては、教育環境が著しく害されるおそれがあると認められたときは許可を与えないことができることとされていたが、学校のほか新たに児童福祉施設及び社会教育施設等が都道府県の条例で定めるものを加える ②従来、旅館業の許可は、公衆衛生上の見地から必要な条件を付与することができることとされていたが、新たに、善良の風俗の保持のために必要な条件も付与することができるようにする
1996.6.21	現行の旅館業法は、終戦直後に公衆衛生の見地からの取り締まりを目的として制定され、その後、いわゆる善良な風俗を保持する観点からの規制を加え現在に至っておりますが、旅館業を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことを踏まえ、時代に適合した旅館業の位置づけを明確にし、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者需要に対応したサービスの提供を促進する必要があります。(第136回国会衆議院本会議第35号平成8年6月11日)	①法律の目的を、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することに改める ②営業者は、利用者の需要に対応した営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないとする ③旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努める
2017.12.15	消費者ニーズの変化、違法な営業者の広がり等を踏まえ、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取り締まりを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、この法律案を提出いたしました。(第195回国会衆議院厚生労働委員会第3号平成29年12月7日)	①「ホテル営業」と「旅館営業」を統合し、「旅館・ホテル営業」とする ②無許可営業者に対して、都道府県知事等が緊急命令を可能にすることおよび旅館業法に違反した場合の罰金上限の引き上げる

※下線筆者

オーバーツーリズムの発生を背景とする2017年の改正は、これまで4種別であった旅館業のうち、旅館営業とホテル営業を「旅館・ホテル営業」として統合したことが最大の変更点である。「消費者のニーズの変化、違法な営業者の広がり等を踏まえ、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取り締まりを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、この法律案を提出いたしました。」¹⁰⁾との発言にあるように、違法民泊が急増し、これに対応する新法による民泊の適法化と、民泊との市場競争の均衡を図るため旅館・ホテル営業の大幅な規制緩和が行われた。

3. 簡易宿泊所の成立背景

(1) 木賃宿から簡易宿泊所への転換

簡易宿所の原形は、既往研究¹¹⁾にある通り、ドヤ街で形成された簡易宿泊所が起源であろう。国立国会図書館の所蔵検索によれば、その語句の登場は1922年に遡る。峯田一步著「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の働振り」¹²⁾の中に、「本所區入江町は労働者の本場で、そこには東京市の簡易宿泊所がある。」という記述がある。また、同年に雑誌「婦人之友」¹³⁾の記事に「錦糸堀行電車を江東橋で下りて直ぐ左へ曲る通りに、其の邊のむさ苦しい家との間に稍目立つて、東京市の簡易宿泊所と労働職業紹介所の大きな建物が立つてゐます。」とあり、すでに社会一般に簡易宿泊所の存在が浸透していたことがうかがえると同時に、とりわけ労働者が宿泊に利用する場であったことがわかる。

とはいえ、簡易宿所の源流となった「木賃宿」という語は、この時期も依然として頻出していたようである。東京市社会局が1923年にまとめた「東京市内の木賃宿に関する調査」¹⁴⁾では、「現今木賃宿は一般に食事を給せず宿泊料を欲し寝具と風呂とを供給して客人を宿泊せしむるものにして、(略) 其後交通の頻繁となるに従ひ漸次設備を改め食事を供して宿泊せしめ今日の宿屋の發達を見るに至れり、其間木賃宿は諸藝人、人夫等専ら下層階級の宿泊期間として宿場又は都會の場末等に在して、(略) 都市に於ける木賃宿は一夜泊りのものより長期の止宿者多く、一面下級労働者の簡易なる居住宅として他面低廉なる宿舎として都會に於ける人口増加の趨勢に応じて増加の歩を辿るが如し。」と記している。同調査では明治20年(1887年)から大正10年(1921年)までの木賃宿の推移を示しており、1921年には402軒あった。

(2) 「社会施設」としての簡易宿泊所建設

では、木賃宿と簡易宿泊所はどのような対応関係であったか。1922年、社会事業協會¹⁵⁾から出版された「社会事業」¹⁶⁾の一文に、簡易宿泊所の整備に関する市議会中の意見として「浅草の如き股販の土地に簡易宿泊所を設置するは面白くない、交通機にも相當に發達して居る事故場末の土地を撰ぶ方がよい」という反対意見があったことを記している。また、下竹(1929)¹⁷⁾は、「自分の家を持たない労働者は、大抵木賃宿に泊るが、この木賃宿が、衛生上、風紀上、どうも面白くないので、安い宿料で十分な安息と慰安を与える為に、東京市は簡易宿泊所を建てた。(略) 尚食堂を附設して安価な食事もある様にしている。よくよく困つた者には無料で泊めることもある。」と記しており、木

賃宿に比してその住環境を改善した労働者の救援事業としての簡易宿泊所の性質を示している。

より詳しく簡易宿泊所の性質を読み取るために、東京府社会事業協会が1925年にまとめた「東京府管内社会事業要覧」¹⁸⁾が参考になる。同書は東京府の社会事業としての簡易宿泊所38施設の所在地、経営主体、開設年、経営状態などが掲載されている。これによると、38施設のうち24施設が政府委託の事業であった。主な経営主体は、大谷派本願寺、増上寺、日蓮宗報効団などの寺院が6施設、東京市管轄の施設は9あった。開設年を見ると、38施設中33施設が大正12年から13年にかけて開設されている。同書に掲載されるそれぞれの施設の沿革を見ると、「初め大島町3-164に震災後応急施設として開所されたが、大正13年12月から14年2月まで一時閉所。14年3月20日現在地に新築移動される。」（東京府大島簡易宿泊所）とか、「震災直後大阪市より寄贈されたバラック30棟を簡易宿泊所8ヶ所に建てたうちの一つ。」（東京市王姫簡易宿泊所）と記されている。このように1923年の関東大震災により行き場を失った労働者救済のための「社会施設」の役割としての機能を果たしてきたことが推察される。

一方で、木賃宿での宿泊環境を改善する意図が官民による簡易宿泊所建設にあったと上述したが、「宿泊者定員」と「宿泊者1日平均人員」¹⁹⁾を照合すると、現代で示されるところの稼働率が90%を超える施設は10施設あり、うち100%を超過する施設は4施設あり、過酷な衛生環境での窮乏生活を送っていた労働者が多数だったことも推察できる。

このほか上記の38施設以外に、公的な文書には残っていない零細な簡易宿泊所もあっただろう。先に挙げた下竹鉄堂「大東京の裏面」²⁰⁾には、「尚此外各種特殊團體で経営の無料又は實費宿泊所の数は約五十ヶ所許りある。」と記されており、いっそう過酷な生活環境であったことは想像に難くない。

以上のような記述から、日雇い労働者市場における労働者のための木賃宿の集積ののち、寺院等の宗教団体の社会福祉事業および地方自治体の宿泊行政として公的に簡易宿泊所が整備されていったことが明らかになった。すなわち木賃宿は、ドヤ街に集積し、飲食等その他を供さない労働者のための単なる安宿であったのに対し、簡易宿泊所は、労働者の生活の場という性質は受け継ぎつつも、その発生は政府および宗教団体による救済を目的とし、職業紹介所や食堂などが併せて建設された「社会施設」であったという点で区別できる。

4. 旅館業法における「簡易宿所」の創設

(1) 「簡易宿所」成立以前の状況

「簡易宿泊所」という語の定着から30年以上経過した1957年、旅館業法における一種別として「簡易宿所」が定義づけられた。その理由について当時の厚生省通知では、この種の業態が「一般の旅館とは構造設備面を著しく異にする」ため「実情に即した指導取締を行い得るよう改められたものである」と具体的事例を引かないまま記されており²¹⁾、未だ不明な点が多い。

1957年時点でも簡易宿所の性質は上述の日雇い労働者と密接に関連しており、当時の雑誌記事²²⁾では「簡易宿泊所の住人は誰か？私は一晩の宿泊の経験によってだが九九パーセント、自由労働者だと推定した。（略）自由労働者の経験を持つ私の友人の語るところでは、自由労働者は土建や運輸部

門にとどまらずあらゆる職場に入りこんでおり、三菱造船なら三菱造船の作業に従事していて、三菱造船の工員ではないというばあいがある。 (略) 典型的な例は、労務提供者、請負業者が簡易宿泊所を経営し、 (略) 請負業者の整員計画に呼応して簡易宿泊所の側は止宿人に仕事を斡旋するという形になっている。」と指摘されている。翌58年の雑誌「社会保険」²³⁾に掲載された簡易宿泊所に宿泊する日雇い労働者の実態を調査したルポルタージュでは、次のような問題提起がされている。「ここに住む人たちは、意外に性病患者が多いということ。都会の下づみの中で、人間の本能のままに、性病というものの危険をあえておかす人が相当数いるのである。売春防止法によつて、赤線や売春業者がなくなれば、病気になる人もなくなると簡単にすませるような問題であろうか。」と指摘されており、従前のような公的な簡易宿泊所と、法的根拠不在の簡易宿泊所が混在していたこと、また簡易宿泊所が売春の場と密接につながっていたことが示唆される。

(2) 簡易宿泊所での売春と売春防止法の制定

では簡易宿泊所での売春の実態はどのようなものであったか。

1946年に政府は、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」を出し、「売春をさせること」を明確に禁止したが、一方で自由営業という名目を利用したカフェー、バー、旅館業者など事実上の売春業者は増加した²⁴⁾。当時の売春と簡易宿泊所との関係は、国会審議において売春防止法の施行運営のための参考人として招致された浅草警察署長の答弁²⁵⁾からも読み取れる。「この売春の勧誘行為というのは、 (略) ちまたに立ち現われて、 (略) お茶を飲みましょうとか、あるいは散歩しましょうとか、あるいは映画を見ましょうとか等、いろいろ呼びかけておって、 (略) それで、歩いている最中に、 (略) 事前工作をとって、それで宿屋なら宿屋へ行くということになります。話がまとまって、 (略) 山谷とかその他宿屋ですね、木賃宿、その程度によって、旅館その他へ行くというふうなケースがある。」と報告しており、売春行為は簡易宿泊所をはじめとする木賃宿、旅館等で行われていたことがわかる。

このような売春の場所を提供するような施設とその集積をいわゆる「特殊飲食店」や「赤線区域」と呼び、これを黙認するような不徹底な行政対策が行なわれてきた²⁶⁾が、「日本国憲法が侵すべからざる基本的人権の存在を確認し、個人の自由と尊厳とを明らかにし、その奴隷的拘束を除去すべきことを宣言しているにもかかわらず、売春に関連してこれに反する事態のますます増加の傾向にあることとあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点から、とうてい許されないところであって、すみやかにこれが対策を樹立してその実効を期さなければならない」²⁷⁾として、1957年に売春防止法は制定された。

売春防止法の施行に伴い、「吉原は、現在百十六軒の業者と三百九十五名の従業婦がただいま働いております。これはすでに二月の十五日に廃業届を出しておりますので、二月末日をもって廃業を完了」²⁸⁾するとあるが、「吉原から廃業したその者が今度はすぐ近くの山谷に出て、町に立って売春を呼びかけておるといふふうな状況」²⁹⁾となった。すなわち、売春防止法の完全施行までの過渡期に多くの売春行為の提供者が廃業または転業したと考えられるが、一方で赤線地域周辺の地域に売春行為

とそれを提供する場所としての簡易宿泊所が広がっていったのである。「売春業者はそれぞれ転廃業したが、料亭、カフェー、飲食店、旅館など、売春に親しみやすい業態にかわったものが少なくなく、従前の売春婦がそのまま女中、女給などとなったものもあるのではないかと推測され、これらの施設が隠密裡に売春に使用されている例もみうけられた。」³⁰⁾。このように、「従来は赤線区域でなかった地区に、あらたにモグリ売春宿が発生」³¹⁾し、様々な形で巧妙に売春宿は継続されたのである。

以上のように、売春防止法の完全施行までの過渡期である1950年代は、娼婦の移動がさかんにおこなわれ³²⁾、売春の提供場所としての簡易宿泊所が出現、廃業しては新たに違法な売春宿としての簡易宿泊所が再集積していった。一方で売春防止法は、「売春婦の保護更生に重点が注がれておるという点を念頭に置きまして、これら売春婦の保護更生を念とし、いわゆる売春環境を肅正して、女性売春の転落を防止いたしまして、その背後にあるところのいわゆる売春を助長するところの悪質な行為、いわゆる管理売春、これらのものに対して徹底的に取締りを加えて、社会の善良なる風俗を維持する」³³⁾とあるように、基本的な理念は婦女の保護更生にあり、直接的な売春行為者（すなわち「売春婦」）の処罰の厳罰化というよりも、売春行為の場所を提供する側（すなわち「簡易宿所」等の宿泊施設）から正常化を図ろうとした意図が推察できる。

(3) 「簡易宿所」創設時の議論

売春防止法の制定と同年、旅館業法が改正され、旅館、ホテルに加えて新たに「簡易宿所」が旅館業の種別に追加された。1957年の同法改正は、売春防止法との関係を鑑みて改正したという意図を明確にしてないが、旅館業（あるいはそれに類する宿泊施設）の一部の風俗的欠落の実情を受けて正常化しようとした態度は明らかであり、売春防止法の制定と密接に関連していると言えよう。

当時の厚生大臣の「よく伝えられる温泉マークというような、風紀を乱しておるといようなものが出てきておる。」³⁴⁾の発言に代表されるように、旅館業法改正においても売春宿と関連づけた議論が確認できる。温泉マークとは、昭和25年ごろから拡大した風俗宿泊施設である連れ込み旅館の呼称であり³⁵⁾、他に「アバック旅館」「さかさクラゲ」などとも呼ばれていた。一層この観点で議論が盛んになった背景には、東京千駄ヶ谷における連れ込み旅館の集積と、そこに小学校が近接していたことにある。昭和29年ごろから千駄ヶ谷に30数軒が立ち並び³⁶⁾、小学校から「裸の状態が見える、あるいはあられもない姿が見える、下からも。」³⁷⁾と鳩森小学校長が発言するように、風紀上の問題のある状況となっていた。この対応として学校からおよそ100メートルの範囲での旅館業の立地制限が設けられた。国会審議においても、このような風俗宿泊施設を問題視し、改善する動きがみられた。

さらに、参考人として招致された東京都カフェー料理組合会長の答弁³⁸⁾では売春防止法について言及しており、「来年の四月までに、私たちは売春防止法に従って転業をいたさなければなりません。そこで今全業者が非常に真剣になって、いかにして転業をしたら、将来の営業と即生活の安定が得られるか、こういうことで苦勞をいたしておるのであります。」「私たちとしましては、(略)新しい業種、あるいはその規模、その他によってその数字は違って参りますから、(略)できるだけ自分の力で、現実的な方面に転業したいとは考えておりますけれども、実情は自己資金というものはきわめて少い

のが多うございます。その点を一つ御考慮願いたい。」と、転業に際しての施設規模や要件に対する配慮を訴えている。国会審議では、しばしばこうした風俗営業に類する施設から旅館業へ転業することを推奨する立場をとる一方、「擬装転業」を懸念する意見が頻発していた。

こうした国会審議中の要望もあり、簡易宿所営業は、旅館営業、ホテル営業のような最低客室数の基準（それぞれ5室以上、10室以上の最低客室数が設定されていた）が外され、また構造設備は和式、洋式にとられない定義づけがされた。加えて、旅館、ホテルと違い、宿泊する場所を複数人で共用することを前提とされ、客室の延床面積を33㎡以上とすることが主要な構造基準となった。つまり、旅館業の中では最も規制の緩やかな宿泊施設として定義づけたのである。

以上の国会審議の流れから、政府としては風俗宿泊施設を正常化したい姿勢を取りつつも、既存の旅館営業、ホテル営業より緩い構造基準を設定することで風俗営業等の宿泊業者の経過措置を経て適法化しようとした意図が推察される。

(4) 「簡易宿所」創設以降の宿泊施設の多様化

簡易宿所はその創設以降、構造基準については2016年まで変更がなく³⁹⁾、この間にいわゆるドヤ街を形成する簡易宿所や売春宿の他に、様々な宿泊施設を受容してきた過程がある。廣間(2013)⁴⁰⁾は、1960年代から1970年代前半に旅館とホテルの混合形態を持った、簡易宿所の営業形態でのビジネスホテルが出現したと指摘している。寺前(2005)⁴¹⁾は、ペンションは観光白書において簡易宿所の項で行なってきたとして、その初出は1982年であると述べている。ペンションと同様に観光白書において簡易宿所として扱われる民宿は、大正末から昭和初期にかけて、白馬山麓の細野ではじまったといわれる⁴²⁾。細野では、1950年に民宿のうち8戸に県当局から簡易宿所の許可を与えられ、1954年には22戸が許可を取得し、現代的な意味での民宿が誕生した⁴³⁾。また、2005年ごろから増え始めたゲストハウスは、ほとんどが簡易宿所営業の許可を受けて営業している⁴⁴⁾。

旅館業法における簡易宿所の創設時は、観光を目的としない労働者や生活者等の滞在者を受け入れる、旅館やホテルにはそぐわない多様な宿泊施設の受け皿としての機能を果たしてきたと言えるが、その後、旅館、ホテルのような規模要件を満たさない施設を多く受容し、多義的で文化的な宿泊施設を受け入れていった過程がある。

5. 結論

簡易宿所の変容の過程は、以下のようにまとめられる。

①旅館業法における「簡易宿所」の種別が新たに定義づけされる以前、簡易宿泊所は木賃宿および労働者の宿泊施設という性質を受け継ぎつつ、関東大震災を契機に労働者の救済を目的とした公的な宿泊施設として多く整備された。

②旅館業法における「簡易宿所」の種別が新たに定義づけされる以前、簡易宿泊所は売春産業の基盤となっていた。売春防止法の完全施行の過渡期には売春行為の場の提供としての簡易宿泊所が転廃業した一方で、赤線地域周辺の山谷などで売春宿が継続・拡大した。

③売春防止法の基本的な理念は売春婦の保護更生であり、売春行為の場所を提供する側である宿泊施設から正常化を図ろうとした意図が読み取れる。旅館業法における「簡易宿所」創設時の議論からも同様の意図が確認でき、既存の旅館営業、ホテル営業より緩い構造基準を設定することで経過措置を経て適法化しようとしたと考えられる。

④1957年に新たに定義づけされた簡易宿所は、旅館営業、ホテル営業のような構造基準および最低客室数の規定が設けられなかったことで、高度成長期以後のビジネスホテル、民宿、ゲストハウス等新たな宿泊施設の類型を受容し、宿泊施設の多様化を促進した。

【注】

- 1) 本稿は、川井ら（2022）と重複する部分を含んでいる。
- 2) 寺前秀一（2005）「戦後における宿泊法制度の分析と課題」『観光研究』Vol.16, No.2, pp.29-38
- 3) 廣間準一（2013）「ホテル業界の新潮流に関する一考察」『大阪観光大学紀要』No.13, pp.89-96
- 4) 上畑恵宣（1995）「ドヤ街における公的扶助-東西比較論」『密教文化』192号, pp.L75-L49
- 5) 鈴木富之（2011）「東京山谷地域における宿泊施設の変容—外国人旅行者およびビジネス客向け低廉宿泊施設を対象に—」『地学雑誌』120巻, 3号, pp.466-485
- 6) 「第2回国会衆議院厚生委員会」第17号（昭和23年6月27日）喜多植治郎厚生政務次官答弁
- 7) 「第63回国会衆議院社会労働委員会」第20号（昭和45年5月11日）増岡博之委員答弁
- 8) 「第136回国会衆議院本会議」第35号（平成8年6月11日）和田貞夫委員長答弁
- 9) 前掲注2）。
- 10) 「第195回国会衆議院厚生労働委員会」第2号（平成29年11月24日）加藤勝信厚生労働大臣答弁
- 11) 前掲注4）。
- 12) 峯田一步（1922）「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の勤振り」働く会, p.59. 同書は大正11年に開催された「平和記念東京博覧会」において味の素食堂を経営した著者による自叙伝。
- 13) 著者不明（1922）「市営託児場と簡易宿泊所を觀る」『婦人之友』婦人之友社, 10月号, pp.87-91
- 14) 東京市社会局編（1923）「東京市内の木賃宿」東京市社会局
- 15) 参考文献（18）によれば、社会事業協会及び中央社会事業協会は、1920年代前半から1930年代前半にかけて、社会事業にかかわる会議の開催、出版物の発行、社会事業従事者の調査や養成等を行ってきた。
- 16) 社会事業協會（1922）「社会事業 第六卷 第五號 八月號」中央社会事業協會社会事業研究所, p.84
- 17) 下竹鉄堂（1929）「大東京の裏面」新友社出版部, p.153
- 18) 松下吉衛編（1925）「東京府管内社会事業要覽」東京府社会事業協会, pp.135-153
- 19) 前掲注18）。
- 20) 前掲注17）。
- 21) 文山達昭（2018）「簡易宿所とは」都市アーキビスト会議編『都市を予約する』建築資料研究所, p.120
- 22) 関根弘（1957）「《見聞記》簡易宿泊所」『総合』6月号, 東洋時論社, pp.108-115
- 23) 吉沢章子（1958）「簡易宿舎に病む人を訪ねる：日雇健保給付受給者実態調査の思い出」『社会保険』全国社会保険協会連合会, pp.26-27
- 24) 椎名隆（1955）「第二十二特別国会売春問題」, 洋々社, p.284
- 25) 「第28回国会参議院法務委員会」第9号（昭和33年2月25日）齋藤良治警視庁浅草警察署長答弁
- 26) 重森幸雄（1957）「風俗犯捜査網：売春防止法を中心とした」近代警察社, p.54
- 27) 「第24回国会衆議院法務委員会」第31号（昭和31年5月9日）松原一彦法務政務次官答弁
- 28) 前掲注25）。
- 29) 前掲注25）。
- 30) 法務省法務総合研究所（1960）「犯罪白書」（昭和35年版）

- 31) 前掲注30).
- 32) 中川紗智 (2019)「娼婦の移動実態からみた盛り場の性格—1950年代の横浜を事例として—」『地理学論評』92巻, 5号, pp.283-293
- 33) 前掲注25).
- 34) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第22号 (昭和32年4月16日) 神田博国務大臣答弁
- 35) 久保田和夫 (1999)「夢空間ファッションホテル名商・巨匠の物語：もうひとつのニッポン文化史」双葉社, p.24
- 36) 串間努 (2004)「チビッコ三面記事：子どもの事件簿」筑摩書房, p.190
- 37) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第25号 (昭和32年4月23日) 吉川芳次鳩森小学校長答弁
- 38) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第25号 (昭和32年4月23日) 鈴木明東京都カフェー料理組合連合会会長答弁
- 39) 2016年4月1日に、宿泊者数が10人未満の場合には、宿泊者数に応じた面積基準 (3.3㎡×宿泊者数以上) とするよう緩和された。
- 40) 前掲注3).
- 41) 前掲注2).
- 42) 石井英也 (1970)「わが国における民宿地域形成についての予測的考察」『地理学評論』Vol.43, No.10, pp.607-622
- 43) 石井英也 (1977)「白馬村における民宿地域の形成」『人文地理』Vol.29, Issue1, pp.1-25
- 44) 石川美澄・山村高淑 (2014)「国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究」『都市計画論文集』, 49巻, 2号, pp.140-145

【参考文献】

- (1) 川井千敬・阿部大輔 (2022)「簡易宿所の成立背景とオーバーツーリズムにともなった変容に関する研究」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』20巻, pp.77-80
- (2) 川井千敬・阿部大輔 (2021)「局所的集積した宿泊施設の廃業とその後の土地利用に関する研究—京都市における簡易宿所を事例として—」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』19巻, pp.141-144
- (3) 寺前秀一 (2005)「戦後における宿泊法制度の分析と課題」『観光研究』Vol.16, No.2, pp.29-38
- (4) 廣間準一 (2013)「ホテル業界の新潮流に関する一考察」『大阪観光大学紀要』No.13, pp.89-96
- (5) 上畑恵宣 (1995)「ドヤ街における公的扶助—東西比較論」『密教文化』192号, pp.L75-L49
- (6) 鈴木富之 (2011)「東京山谷地域における宿泊施設の変容—外国人旅行者およびビジネス客向け低廉宿泊施設を対象に—」『地学雑誌』120巻, 3号, pp.466-485
- (7) 峯田一步 (1922)「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の働振り」働く会
- (8) 著者不明 (1922)「市營託児場と簡易宿泊所を觀る」『婦人之友』婦人之友社, 10月号, pp.87-91
- (9) 東京市社会局編 (1923)「東京市内の木賃宿」東京市社会局
- (10) 社會事業協會 (1922)「社會事業 第六卷 第五號 八月號」中央社會事業協會社會事業研究所
- (11) 下竹鉄堂 (1929)「大東京の裏面」新友社出版部
- (12) 関根弘 (1957)「《見聞記》簡易宿泊所」『総合』6月号, 東洋時論社, pp.108-115
- (13) 久保田和夫 (1999)「夢空間ファッションホテル名商・巨匠の物語：もうひとつのニッポン文化史」双葉社
- (14) 串間努 (2004)「チビッコ三面記事：子どもの事件簿」筑摩書房
- (15) 石井英也 (1970)「わが国における民宿地域形成についての予測的考察」『地理学評論』

Vol.43, No.10, pp.607-622

- (16) 石井英也 (1977)「白馬村における民宿地域の形成」『人文地理』Vol.29, Issue1, pp.1-25
- (17) 厚生省生活衛生局指導課 (1991)「旅館業(ホテル・旅館・簡易宿所)の実態と経営改善の方策」
- (18) 渡邊かおり (2020)「戦前の社会事業研究所における研究活動」『愛知県立大学教育福祉学部論集』第68号, pp.67-73
- (19) 石川美澄・山村高淑 (2014)「国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究」『都市計画論文集』49巻, 2号, pp.140-145
- (20) 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房
- (21) 松下吉衛編 (1925)「東京府管内社会事業要覧」東京府社会事業協会, pp.135-153
- (22) 吉沢章子 (1958)「簡易宿舎に病む人を訪ねる：日雇健保給付受給者実態調査の思い出」『社会保険』全国社会保険協会連合会, pp.26-27
- (23) 文山達昭 (2018)「簡易宿所とは」都市アーキビスト会議編『都市を予約する』建築資料研究所, p.120
- (24) 椎名隆 (1955)「第二十二特別国会売春問題」洋々社
- (25) 重森幸雄 (1957)「風俗犯捜査網：売春防止法を中心とした」近代警察社

人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要内規

令和2年5月15日

(目的)

第1条 この内規は、人間・科学・宗教総合研究センター（以下「人間総研センター」という。）規程第4条第3号に規定する研究成果として人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要（以下「センター紀要」という。）を刊行するにあたり必要な事項について定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 人間総研センターは、毎年度、所管するプロジェクト研究の成果及び関係する内容をセンター紀要にまとめ、刊行する。

(掲載)

第3条 センター紀要は、研究論文、その他編集会議が認めたもの（以下「論文等」という。）を掲載する。

2 論文等の内容は、未発表のものに限る。なお、受理された論文等を他の学会誌等に投稿することはできない。

3 筆頭著者として掲載できる論文等は、原則として、刊行する1つの号につき、一人1編までとする。

4 論文等の文字数は、原則として、1編につき20,000字（英文10,000語）以内とする。

5 論文の場合は、和文タイトルに英文タイトルを併記することとする。

(編集会議)

第4条 論文等の採択、体裁の決定、刊行を行うため、人間総研センターのもとに人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要編集会議（以下「編集会議」という。）を置く。

(委員構成)

第5条 編集会議の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) 人間・科学・宗教総合研究センター長

(2) 人間・科学・宗教総合研究センター長が指名する者 若干名

(委員長)

第6条 委員長は、前条第1号の委員をもって充てる。

(エディトリアルボード)

第7条 センター紀要の質を保証するため、編集会議のもとに助言等を行うエディトリアルボードを置く。

2 エディトリアルボードの構成は、学内外の人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の研究者からそれぞれ若干名を選出する。

(査読)

第8条 投稿された研究論文等の採否は、査読を経て編集会議が決定する。

2 査読者は、1編の研究論文等につき、原則として2名とする。

3 査読者は、予め編集会議にて定められた候補者の中から原則として専門分野を考慮し、編集会議が委嘱する。

(投稿資格)

第9条 投稿資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 人間総研センターが所管するプロジェクト研究として設置したセンターの研究者、研究協力者及び博士研究員

(2) その他編集会議が認めた者

(提出)

第10条 原稿等は、編集会議が設定した期限までに提出を行う。

2 提出された原稿等は返却しない。

3 校正は、著者校正とする。

(公開)

第11条 センター紀要の公開は、人間総研センターのウェブサイト及び本学図書館の学術機関リポジトリにおいて行う。

2 前項に基づき論文等を電子化し公共の利用に供する場合、執筆者は、掲載された論文等の複製権及び公共送信権の行使を人間総研センターに許諾することとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、全学研究政策会議において決定する。

付 則

この内規は、令和2年5月15日から施行する。

付 則（令和2年7月17日旧第11条削除、旧第12条、旧第13条繰上）

この内規は、令和2年7月17日から施行する。

March 24, 2023

Ryukoku Journal of Peace and Sustainability 2022

Edited and Published by Research Center for Interdisciplinary Studies in Religion,
Science and Humanities
Ryukoku University, Fukakusa Campus, 67
Tsukamoto-cho, Fukakusa, Fushimi-ku, Kyoto, 612-8577, Japan

Printed by Sunmesse Co., Ltd. Kyoto Office
5F Sunpre Kyoto Building
607-10 Higashi-shiokoji-cho
Nishitoin-dori Shichijo-sagaru
Shimogyo-ku, Kyoto, 600-8216, Japan

You, Unlimited